

令和5年第2回吉田町議会定例会

# 吉田町議会会議録

令和5年6月1日 開会

}

令和5年6月16日 閉会

吉田町議会

## 令和5年第2回吉田町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (6月1日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	2
○諸報告	2
○議案第28号～議案第51号の一括上程、説明	8
○第5号報告～第7号報告の報告	19
○散会の宣告	21

### 第 2 号 (6月5日)

○開議の宣告	22
○議事日程の報告	22
○議案第34号の質疑、討論、表決	22
○散会の宣告	24

### 第 3 号 (6月9日)

○開議の宣告	25
○議事日程の報告	25
○議案の追加について	25
○議案第52号の上程、説明	25
○散会の宣告	27

### 第 4 号 (6月14日)

○開議の宣告	28
○議事日程の報告	28
○一般質問	28
増 田 剛 士	28

平野 積	40
盛 純一郎	54
楠元 由美子	67
大石 裕之	78
山内 均	87
○散会の宣告	98

#### 第 5 号 (6月16日)

○開議の宣告	99
○議事日程の報告	99
○議案第28号の質疑、討論、表決	99
○議案第29号の質疑、討論、表決	100
○議案第30号の質疑、討論、表決	100
○議案第31号の質疑、討論、表決	102
○議案第32号の質疑、討論、表決	106
○議案第33号の質疑、討論、表決	106
○議案第35号の質疑、討論、表決	125
○議案第36号の質疑、討論、表決	125
○議案第37号の質疑、討論、表決	126
○議案第38号の質疑、討論、表決	126
○議案第39号の質疑、討論、表決	127
○議案第40号の質疑、討論、表決	127
○議案第41号の質疑、討論、表決	128
○議案第42号の質疑、討論、表決	128
○議案第43号の質疑、討論、表決	129
○議案第44号の質疑、討論、表決	129
○議案第45号の質疑、討論、表決	130
○議案第46号の質疑、討論、表決	130
○議案第47号の質疑、討論、表決	131
○議案第48号の質疑、討論、表決	131

○議案第49号の質疑、討論、表決	132
○議案第50号の質疑、討論、表決	132
○議案第51号の質疑、討論、表決	133
○議案第52号の質疑、討論、表決	133
○静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	135
○議員派遣について	136
○議会閉会中の継続調査について	136
○町長挨拶	137
○議長挨拶	137
○閉会の宣告	138

開会 午前 9時00分

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和5年第2回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いします。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（大石 巖君） 開会に当たりまして、町長から御挨拶をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 皆さん、おはようございます。

今日は、皆さんの任期中16回予定されている議会定例会の最初の定例会でございます。コロナが下火になりまして、日常が戻ってきた感がございます。

皆様にとりましては、議会というものは、まさに晴れの舞台でございます。ぜひとも、コロナが下火になって普通の日常が戻ってまいりましたので、コロナを理由にして傍聴される方がほとんどいないというような状態はぜひともなくしていただきたい。議会の皆様の活動によって、町の皆様の話題になり、そして、この傍聴席が町民の皆様で満杯になるような、このような皆様の議会活動を期待しております。よろしくをお願いします。

○議長（大石 巖君） ありがとうございます。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（大石 巖君） ただいまの出席議員数は13名であります。ただいまから、令和5年第2回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（大石 巖君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定によりまして、3番、盛 純一郎君、4番、楠元由美子君を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（大石 巖君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日6月1日から6月16日までの16日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日6月1日から6月16日までの16日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

---

### ◎諸報告

○議長（大石 巖君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

最初に、監査委員から例月出納検査及び定期監査の監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、系統議長会関係、その他に関する事についてであります。5月23日火曜日、東京都内の東京国際フォーラムにおいて、令和5年度町村議会議長・副議長研修会が開催されました。

この研修会は、議会の重責を担う議長等を対象に、2023年統一地方選挙において取り上げられた地方議会に関する課題や求められる姿などについて取り上げ、それぞれの議会の一層の活性化に資することを目的に開催されたものです。

研修では、大正大学社会共生学部教授、江藤俊昭氏による「町村議会の課題と今後の展望について」と題した講演、NPO法人ブロードバンドスクール協会理事、若宮正子氏による「町村こそデジタルを－住民のためのデジタル活用法－」と題した講演及び朝日新聞社コンテンツ編成本部次長、三島あずさ氏による「地方議会とハラスメント」と題した講演が行われました。

次に、本定例会へ説明員として委任または囑託され出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

続いて、町長の所信表明を行います。

お聞き取りのほど、お願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和5年第2回吉田町議会定例会は、第20回統一地方選挙後の最初の議会定例会でございますので、本議会定例会の開会に臨み、これから4年間の町政運営における所信を述べさせていただきます。

思い起こせば今から20年前、私が選挙戦への立候補を決意する前は、この町がどのような課題を抱えているのかを知るために1年をかけて町内を歩いて回り、町民の皆様から様々な御意見を伺いました。そして、この町の未来を背負っていくと覚悟を決めた1期目の初当選以降、役場はサービス業であるという持論の下、「町長は無色で公共事業は透明で分かりやすく、役場と町民の間は風通しが良く、弱者に日当たりの良い町政」をスローガンに掲げて、町民の皆様が目線に立ち、町民の皆様の要望に応えるべく、入札制度の改革や日曜開庁などを実施して、皆様のニーズに即した行政サービスの提供と、皆様に喜ばれ信頼される町政の運営に徹してまいりました。

とりわけ東日本大震災が起きた平成23年3月以降は、「津波防災まちづくり」を基軸に据えた町づくりの実現に向け、愚直に力強く、ひたすらに走り続けてまいりました。

この「津波防災まちづくり」においては、町民の命を守る対策と、町民の財産と企業の生産活動を守ることを目標として定め、前者は15基の津波避難タワーや避難道路の整備などにより、ほぼ達成をしており、現在は、後者の一丁目一番地とも言うべき海岸防潮堤の整備や吉田漁港のL2レベル津波対策などに注力しているところでございます。

私が考える「津波防災まちづくり」は、津波防災対策を講じることにより確固たる安全を確保する。確固たる安全が確保された場で、企業は安心して生産活動を営むとともに、新しい企業の進出により雇用が生まれ町がにぎわう。町はその富により、子育てや教育、健康づくりなど、より豊かな行政サービスを提供することができる。その結果、暮らしが安全になり、人が集まって地域が活性化される。つまり、防災によって生み出されるにぎわいは、成長による富と憩いの創出につながるということでございます。

これは、今は亡き安倍晋三元総理が平成25年の第183国会における所信表明演説として経済再生に触れた一節に込めたものと相通ずるもので、そこに私が描く防災とにぎわいづくりを解く鍵がございませう。

これから人口減少や少子高齢化の進行がさらに加速する中で、都市間競争がより一層激しさを増し、自治体間の格差がこれまで以上にはっきりと表れてくることが予想されます。このような状況であっても、私が町政運営を担わせていただくこれからの4年間においては、町民の皆様の期待に沿うべく、「津波防災まちづくり」の全体像を示すシーガーデンシティ構想を具現化し、町民の皆様の目に見える形でお示ししていくとともに、住みたい、住み続けたいと多くの皆様から選ばれる活気に満ちた魅力あふれる町をつくり上げるため、元気と勇気と誠意を持って、これまで以上に愚直に力強く走り続けてまいります。

それでは、今後の町政運営につきまして御説明申し上げます。

皆様御承知のとおり、今回の統一地方選挙は、町長選挙、町議会議員選挙ともに無投票となり、町民の皆様が投票の機会がなかったことは、私としては大変不本意ではございますが、私はこの選挙戦に臨むに当たって、5つの柱から成るマニフェストを掲げておりましたので、そのマニフェストの柱であります「津波防災まちづくり」「治水対策事業の実施」「にぎわいづくり」「福祉社会の建設」と「教育環境の設備」に沿って御説明申し上げます。

初めに、1つ目の柱「津波防災まちづくり」についてでございます。

東日本大震災以降、本町では、失われた安全と安心を取り戻すべく、「津波防災まちづくり」を強力に推し進めるとともに、新たな安全の創出と新たなにぎわいの創出を一体的に進めるシーガーデンシティ構想の具現化にも着手し、これまでに津波避難タワーの建設や避難経路の整備をはじめ、川尻海岸防潮堤や多目的広場の整備などを中心に様々な対策を急ピッチで進めてまいりました。

今後の4年間につきましては、想定される巨大地震によるL2クラスの津波をどこからも町内に越流させない全周防御の対策の具現化を核とし、確固たる安全の確保を目指してまいります。

「津波防災まちづくり」による新たな安全の創出において、最重要施策であります海岸防潮堤の整備につきましては、国や県の協力の下、これまでに川尻工区の整備を完了し、昨年5月には、安倍晋三元総理をはじめ大勢の来賓の方々をお招きして、盛大に完成式典を開催したところでございます。

住吉工区につきましては、現在、具体的な整備の手法について、国と協議を重ねているところでございますが、早期に事業に着手し、できる限り早く完成ができますよう、引き続き国や県に対して強力に働きかけてまいります。

また、吉田漁港では、L2クラスの津波を海岸線でブロックする既存の胸壁と防潮堤機能を有する施設整備による多重防護を推進するため、漁業関係者の皆様と協議を進めてまいります。

大井川と坂口谷川の堤防沿いのかさ上げにつきましては、想定される最大規模の津波の遡上シミュレーションを行い、越流をゼロにするための整備方針を固めて、早期の事業着手を目指してまいります。

また、そのほかの「津波防災まちづくり」における防災対策の取組といたしましては、これまでに道路網などの都市基盤整備を進め、交流人口の拡大など、新たなにぎわいの創出にもつなげてまいりました。

この取組の中で、かねてから課題となっておりました大幡川幹線の道路改良事業につきましては、主要地方道吉田大東線から東名大井川線までの約800メートルの区間について、地元関係者と何度も協議を重ね、様々な調整を図り、昨年度末にようやく道路の計画線が決定いたしましたので、早期の完成を目指して着実に事業を進めてまいります。

続きまして、2つ目の柱「治水対策事業の実施」についてでございます。

近年、かなりの頻度で発生し、激甚化する大雨などによる浸水被害の軽減を図るため、2級河川の坂口谷川と湯日川流域の治水対策を喫緊の課題として取り組んでおります。

坂口谷川流域につきましては、昨年5月に策定しました坂口谷川水災害対策プランに基づき、普通河川における排水ポンプの増強などハード対策を進めてまいります。また、湯日川流域につきましても、本年度中に、浸水被害の軽減に向けた具体的な対策について計画を策定する予定でございます。これらの計画を基にハード対策を着実に進め、町民の皆様が安心して日常生活を送ることができますよう、治水安全度の向上に取り組んでまいります。

続きまして、3つ目の柱「にぎわいづくり」についてでございます。

シーガーデンシティ構想における新たなにぎわいの創出を担う施設であります吉田漁港多目的広場につきましては、昨年度に川尻防潮堤と多目的広場をつなぐ園路や災害時に防災へ



リポートとしての機能を有する芝生広場などの整備が完了し、現在は暫定的に供用を開始しているところでございます。

本年度は、この多目的広場に駐車場やトイレ、電気設備などを整備するとともに、県営吉田公園南側エリアを活用したにぎわいづくりのための基本設計を実施して施設等の具体的な検討に入り、今後は、県営吉田公園と一体的に多彩なレクリエーションなどを楽しむことができる環境の整備も進めてまいります。

このシーガーデンにつきましては、多目的広場を中心とした親水・交流ゾーン、海浜回廊を活用する海辺のプロムナードゾーン、新たに着手したレジャーとスポーツゾーンのそれぞれが連携し、コンセプトであります「よしだの海が今日の遊び場！心を魅了するシーガーデン」の実現を目指して、民間との連携も視野に入れた整備を進めてまいります。

また、東名吉田インターチェンジ周辺を、新たな人流創出に向けた町の玄関口として重要な交通結節点と位置づけ、路線バスなどの利用者の利便性向上を図るための施設として、バスターミナルの整備を進めております。この整備につきましては、昨年度に実施しました現況把握や法規制などについての調査結果を踏まえて、本年度に基本設計を行い、駐車場や駐輪場、待合室など具体的な施設の検討を進め、事業の推進を図ってまいります。

インターチェンジ周辺の整備につきましては、バスターミナルだけではなく、立地の優位性を生かした都市的土地利用を図り、町のにぎわいの創出の一端を担うエリアとして拠点整備を進め、定住人口の確保と交流人口の増加に努めてまいります。

また、町のシンボルであります展望台小山城に来場される皆様のアクセス向上を図るため、中瀬北原1号線の東名片岡辻3号線から西側の約180メートルの区間において、道路の拡幅工事に着手してまいります。この整備により、大型バスなどで一度に多くの来場を見込むことができるほか、歩道を設置することにより来場者の皆様の安全の確保が期待できます。

この道路整備を足がかりとして、能満寺山公園周辺のさらなるにぎわい創出の取組を進め、この町をさらに豊かで勢いのある町へと発展させてまいりたいと考えております。

続きまして、4つ目の柱「福祉社会の建設」についてでございます。

今後も人口減少や少子高齢化は確実に進んでいくと予想されており、このような時代においても誰もが安心して健やかに暮らせる社会の構築を目指して、引き続き高齢者福祉や健康づくり、子育て支援に係るサービスを充実させていく必要があると考えております。

そのため、悩みを打ち明けやすく、手を差し伸べやすい環境の整備として、「共に支えあい、いつまでも住み慣れた地域で暮らせるまち」を基本理念に掲げる地域福祉計画に基づき、社会福祉、障害者福祉、高齢者福祉、子育て支援の施策を展開しております。

町内で生活していく上で、様々な支援を必要とする皆様が安心して暮らしていくため、役場や吉田町社会福祉協議会の窓口において、様々な問題や悩み事が相談できるワンストップ相談窓口を設置しております。今後も引き続き、全ての人がひとしく適切な支援が受けられるよう関係機関が連携を図り、柔軟に対応できる支援体制の充実を図ってまいります。

健康を維持しやすく社会に参加しやすい環境の整備としましては、高齢化の進行に伴って免許を返納することなどにより、移動に困難を感じる交通弱者と言われる方々が増加していく中、既存の路線バスだけでは町内を十分にカバーし切れないことから、新たな公共交通の仕組みを導入していく必要があると考え、昨年3月に策定しました吉田町地域公共交通計画を基に、交通弱者はもちろん、誰もが気兼ねなく出かけられる町を目指して、町内を走る新

しい交通の導入を進めております。

この新しい交通として、既存の路線バスを補完するオンデマンド型乗合タクシーの導入を目指し、本年度から実証運行の実施を予定しており、引き続き町民の皆様の御意見や御要望も十分に踏まえながら、誰もが快適に町内を移動することができる公共交通システムの構築を目指してまいります。

また、高齢化が進行する中においても、町内の元気な高齢者の皆様をはじめ、より多くの皆様が住み慣れた地域でいつまでも健康で豊かな生活を送ることができるよう、健康づくりや体力づくり、生きがいつくりに取り組むことができる環境を整えることも重要であると考えております。

そこで、高齢者の皆様が気軽に楽しみながら様々なスポーツに取り組み、体力づくりができる新たな教室として、今月からシニアフィットネス教室を開講する予定で準備を進めております。

高齢者の皆様が健康維持に対する意欲を高め、運動習慣を定着させることにより、日頃の運動不足の解消や筋力低下の防止を図るとともに、参加者同士が親睦を深め、目標を達成する喜びと充実感を得ることによって、心身の健康や生きがいつくりにつながるよう環境の整備に取り組んでまいります。

生みやすく育てやすい環境整備のうち、子育て支援に係るサービスの一つであります地域子育て支援センターにつきましては、コミュニティ意識が低下するなど地域社会が変容する中、子育てにおける孤独感や不安感が増大していますことから、安心して子育てすることができ、子供たちが健やかに育つことができる環境づくりとして、おおむねゼロ歳から3歳未満までの子供と保護者を対象とした事業を実施しております。ベビーマッサージやリトミック教室、子育てサークルのイベントを開催するなど、保護者同士の交流の機会を提供し、子育てについての情報を共有することにより、孤独感や不安感を抱くことなく、安心して子育てをすることができるよう努めてまいります。

また、共働きや核家族の増加、就労形態の多様化などに伴って、子育て支援に対するニーズは年々高まっており、仕事をしながら安心して子育てができる環境の充実は大変重要であると考えております。特に、ゼロ歳児と1歳児の入所希望が増加しておりますので、昨年度、町内でゼロ歳児から2歳児までをお預かりする小規模保育施設を運営する3社の民間事業者に対して、国庫補助を活用した整備補助を行い、生みやすく育てやすい環境を整えております。

よしにこ応援パッケージ事業につきましては、昨年度から開始をしました伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的事業として、町が独自に創設しました妊娠出産等応援事業を併せて、4月から実施しているところでございます。

この事業は、妊娠期から子育て期までを一貫して保健師や助産師、管理栄養士の専門職が身近で相談に応じ、妊娠・出産・子育てに必要な情報提供やサポートを行うとともに、合計で20万円の経済的支援を行っております。

今後も引き続き、子育て世代のニーズをしっかりと捉え、安心して生みやすく育てやすい環境の整備に努めるとともに、きめ細かなサービスを提供することにより、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図ってまいります。

最後に、5つ目の柱「教育環境の整備」についてでございます。

平成29年2月に開催しました総合教育会議において、吉田町教育元気物語 TCP Triwins Planが合意されてから、町の教育方針としてこのプランを実施して7年がたち、その間、町の未来を担う子供たちが安心して質の高い教育を受けられる環境を整備することが私の使命であると考え、教育環境の整備に努めております。

町内全小・中学校の各教室へのエアコン整備と照明のLED化をはじめ、令和元年度までにトイレの洋式化や学校体育館へのエアコン整備を完了させ、全国に先駆けて子供たちに快適な教育環境を整えてまいりました。

その後、文部科学省の取組として始まったGIGAスクール構想により、児童・生徒1人1台の端末を導入し、教室内にWi-Fi環境や大型モニター、電子黒板を整備するなど、ICT環境の充実にも努めてまいりました。さらに、本年度は、教科書の重要な箇所や手元を大きく映し出すことができる書画カメラを町内前小・中学校の教室に配備し、既存のICT機器と連動させることによって、より分かりやすい事業を展開できる環境を整えてまいります。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき策定をしております吉田町教育大綱につきましては、本年度をもって4年の計画期間が終了しますことから、本年度中に、令和6年度から4年間の計画となる次期教育大綱を策定することとなっております。

今後は、この次期教育大綱の策定とTCP Triwins Planの今後の在り方について、私と教育委員会とで構成します総合教育会議の場で協議や調整を行うとともに、教育施策の方向性を共有し、充実した教育環境を提供していくことにより、この町に住みたい、この町の教育を受けさせたいと思われるような、町の未来につながる教育施策を進めてまいりたいと考えております。

以上、新たな4年間の任期を迎え、5つの柱から成るマニフェストについて、今後の町政運営に対する私の考えを述べさせていただきました。

町を取り巻く環境が目まぐるしく変化していく中で、とりわけ歴史的な流行となった新型コロナウイルス感染症につきましては、国内で初めてウイルスの感染が確認された令和2年1月から3年余り経過いたしました。私たちは、これまでに何度も訪れた感染の波を乗り越えてまいりました。それは何より、対応に当たっていただいた医療従事者などの皆様をはじめ、ワクチンの接種や、それぞれの感染症対策に御協力をいただいた町民の皆様のおかげだと思っております。

5月8日には、感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられ、この3年間でいつの間にか日常となっていた光景が徐々に元に戻り始めております。

6期目の町政運営のスタートに当たり、この異例づくめの歴史的な感染症の流行によって落とされた長い影を払拭すべく、町民の皆様と共に、この町の明るい未来を切り開いていく覚悟を新たにしたところでございます。

今後も引き続き、「津波防災まちづくり」を強力に推し進めるとともに、皆様に選ばれ、住み続けていただける安全で豊かな魅力あふれる町となりますよう、全身全霊で町政運営に取り組んでまいります。

町民の皆様をはじめ、議員各位におかれましては、この豊かで勢いのある魅力あふれる新たな吉田町の実現のため、今後の町政運営に対し、より一層の御支援と御協力を賜りますよ

う切にお願いを申し上げまして、私の所信表明といたします。

○議長（大石 巖君） ありがとうございました。

---

◎議案第28号～議案第51号の一括上程、説明

○議長（大石 巖君） 続いて、会議規則第35条の規定によりまして、日程第4、第28号議案から日程第27、第51号議案までの24議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和5年第2回吉田町議会定例会に上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について6件、補正予算について1件、人事案件について17件の合計24件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第28号議案は、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関し、令和4年度末までに資格取得した被保険者の保険税においては、国の財政支援が継続される旨が示されたことに伴い、引き続き一定程度収入が減少した被保険者に対し保険税の負担軽減を図るため、所要の変更を行う内容の条例改正につきまして、お認めいただくものがございます。

第29号議案は、吉田町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が本年3月31日に公布されたことに伴いまして、法改正に沿った所要の変更を行う内容の条例改正につきまして、お認めいただくものがございます。

第30号議案は、吉田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、庁舎前に設置している各種証明書を取得することができる自動交付機を令和5年9月に撤去することに伴いまして、所要の変更を行う内容の条例改正につきまして、お認めいただくものがございます。

第31号議案は、吉田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、マイナンバーカードの普及促進と行政事務の効率化を図るため、コンビニエンスストアに設置している多機能端末機で各種証明書を取得する際の手数料を減額する内容の条例改正につきまして、お認めいただくものがございます。

第32号議案は、吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、第28号議案と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関し、令和4年度末までに資格取得した被保険者の保険料においては国の財政支援が継続される旨が示されたことに伴い、引き続き一定程度収入が減少した被保険者に対し保険税

の負担軽減を図るため、所要の変更を行う内容の条例改正につきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第33号議案は、吉田町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、下水道事業の経営の効率化と減税を図るため、下水道使用料を改定する内容の条例改正につきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第34号議案は、令和5年度吉田町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、令和5年度の一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,487万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ130億2,360万4,000円とする補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

次の第35号議案から第48号議案までにつきましては、上程理由が同一の人事案件でございますので、一括で御説明させていただきます。

第35号議案から第48号議案までは、吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業委員の定数14人の任命につきまして、それぞれ議会の御同意をお願いするものでございます。

御同意をお願いする方は、第35号議案は、吉田町神戸1564番地の1、和田住男氏、第36号議案は、吉田町片岡1902番地、杉本 篤氏、第37号議案は、吉田町片岡463番地の1、大石千恵子氏、第38号議案は、吉田町川尻3614番地の1、大石高行氏、第39号議案は、吉田町住吉3105番地、三輪 弘氏、第40号議案は、吉田町片岡560番地、高橋勝雄氏、第41号議案は、吉田町川尻3043番地の7、田中克佳氏、第42号議案は、吉田町住吉276番地第1、大石文明氏、第43号議案は、吉田町神戸2962番地の2、大川原洋子氏、第44号議案は、吉田町住吉2171番地、久米武志氏、第45号議案は、吉田町神戸2347番地の4、岩村政広氏、第46号議案は、吉田町大幡1814番地、八木隆之氏、第47号議案は、吉田町片岡3394番地の1、吉永 貢氏、第48号議案は、吉田町神戸4294番地の3、萬年偉丈氏、以上14人の任命につきまして、それぞれ議会の御同意をお願いするものでございます。

次の第49号議案から第51号議案までにつきましては、上程理由が同一の人事案件でございますので、一括で御説明させていただきます。

第49号議案から第51号議案までは、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

本議案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員に推薦する方につきまして、それぞれ議会の御意見をお伺いするものでございます。

御意見をお伺いする方は、第49号議案は、吉田町住吉2038番地、三輪春美氏、第50号議案は、吉田町大幡897番地、藪田省次氏、第51号議案は、吉田町住吉3286番地の4、紅林正美氏、以上3人の推薦につきまして、それぞれ議会の御意見をお伺いするものでございます。

以上が上程をいたします24議案の概要でございます。詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

なお、今回の議会定例会に上程いたします第34号議案の令和5年度吉田町一般会計補正予算（第3号）につきましては、国の施策に呼応した物価高騰の影響が特に大きい住民税非課税世帯に対するの支援、住民税非課税世帯生活支援特別給付金給付事業を含んでおり、早急に事業着手する必要があることから、早急に議決をお願いしたいと考えておりますの

で、御理解のほど、よろしく願い申し上げます。

また、今回の議会定例会中になると思いますが、契約の締結についての議案、令和5年度地震・津波対策等減災交付金事業、吉田町役場庁舎エレベータ改修工事請負契約の締結についての1件について、当該契約の準備が整い次第、追加で上程させていただきたいと考えておりますので、御承知おきくださいますようお願いいたします。

それでは、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（大石 巖君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いいたします。

初めに、総務課長、お願いします。

総務課長、太田順子君。

〔総務課長 太田順子君登壇〕

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

総務課からは、第35号議案から第51号議案までの計17議案につきまして御説明申し上げます。

第35号議案から第48号議案までの議案につきましては、上程理由が同一の人事案件でございますので、一括で御説明させていただきます。

議案書14ページ以降を御覧いただきたいと思います。

第35号議案から第48号議案までは、吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業委員の定数14人の任命につきまして、それぞれ議会の御同意をお願いするものでございます。

初めに、第35号議案でございます。

議案書14ページを御覧ください。

第35号議案で御同意をお願いする方は、住所、吉田町神戸1564番地の1、氏名、和田住男、生年月日、昭和20年1月5日、現在78歳でございます。和田氏は、ボランティアとして数多くの地域活動に参加しており、地域の実情に精通している方でございます。

なお、和田氏は、農業委員会等に関する法律第8条第6項に基づく農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない方ございまして、北区自治会からの推薦をいただいております。

続いて、15ページを御覧ください。

第36号議案で御同意をお願いする方は、住所、吉田町片岡1902番地、氏名、杉本 篤、生年月日、昭和23年2月11日、現在75歳でございます。杉本氏は、永年にわたり農業に従事され、大井川土地改良区の総代を経験された方ございまして、片岡区の部農会からの推薦をいただいております。

続いて、16ページを御覧ください。

第37号議案で御同意をお願いする方は、住所、吉田町片岡463番地の1、氏名、大石千恵子、生年月日、昭和24年8月30日、現在73歳でございます。大石氏は、令和2年4月に農業委員に就任し、現在まで1期3年、同委員として従事されております。認定農業者の経営に参画する家族従事者であり、農業委員会等に関する法律施行規則に規定する認定農業者に準ずる者に該当します。ハイナン農業協同組合の正組合員ございまして、同組合からの推薦

をいただいている方でございます。

続いて、17ページを御覧ください。

第38号議案で御同意をお願いする方は、住所、吉田町川尻3614番地の1、氏名、大石高行、生年月日、昭和26年1月1日、現在72歳でございます。大石氏は、平成23年7月に農業委員に就任し、現在まで4期12年、同委員として従事されておられます。現在、静岡県農業共済組合の総代でございまして、同組合からの推薦をいただいている方でございます。

続いて、18ページを御覧ください。

第39号議案で御同意をお願いする方は、住所、吉田町住吉3105番地、氏名、三輪 弘、生年月日、昭和27年7月7日、現在70歳でございます。三輪氏は、平成20年7月に農業委員に就任し、現在まで5期15年、同委員として従事されておられます。住吉の部農会からの推薦をいただいている方でございます。

続いて、19ページを御覧ください。

第40号議案で御同意をお願いする方は、住所、吉田町片岡560番地、氏名、高橋勝雄、生年月日、昭和28年1月25日、現在70歳でございます。高橋氏は、農業委員会等に関する法律に規定されている認定農業者でございます。また、平成23年7月に農業委員に就任し、現在まで4期12年、同委員として従事されておられます。片岡の部農会からの推薦をいただいている方でございます。

続いて、20ページを御覧ください。

第41号議案で御同意をお願いする方は、住所、吉田町川尻3043番地の7、氏名、田中克佳、生年月日、昭和29年3月30日、現在69歳でございます。田中氏は、令和2年7月に農業委員に就任し、現在まで1期3年、同委員として従事されておられます。川尻の部農会からの推薦をいただいている方でございます。

続いて、21ページを御覧ください。

第42号議案で御同意をお願いする方は、住所、吉田町住吉276番地第1、氏名、大石文明、生年月日、昭和31年12月25日、現在66歳でございます。大石氏は、農業委員会等に関する法律に規定されている認定農業者でございます。また、令和2年7月に農業委員に就任し、現在まで1期3年、同委員として従事されておられます。住吉の部農会からの推薦をいただいている方でございます。

続いて、22ページを御覧ください。

第43号議案で御同意をお願いする方は、住所、吉田町神戸2962番地の2、氏名、大川原洋子、生年月日、昭和32年5月25日、現在66歳でございます。大川原氏は、令和2年7月に農業委員に就任し、現在まで1期3年、同委員として従事されておられます。ハイナン農業協同組合の正組合員でございまして、同組合からの推薦をいただいている方でございます。

続いて、23ページを御覧ください。

第44号議案で御同意をお願いする方は、住所、吉田町住吉2171番地、氏名、久米武志、生年月日、昭和34年8月1日、現在63歳でございます。久米氏は、令和2年7月に農業委員に就任し、現在まで1期3年、同委員として従事されておられます。住吉の部農会からの推薦をいただいている方でございます。

続いて、24ページを御覧ください。

第45号議案で御同意をお願いする方は、住所、吉田町神戸2347番地の4、氏名、岩村政広、

生年月日、昭和35年7月18日、現在62歳でございます。岩村氏は、農業委員会等に関する法律に規定されている認定農業者でございます。神戸の部農会からの推薦をいただいている方でございます。

続いて、25ページを御覧ください。

第46号議案で御同意をお願いする方は、住所、吉田町大幡1814番地、氏名、八木隆之、生年月日、昭和36年1月1日、現在62歳でございます。八木氏は、ハイナン農業協同組合に勤務されながら、兼業農家として地域農業の発展に取り組む高い意欲をお持ちの方でございます。大幡の部農会からの推薦をいただいております。

続いて、26ページを御覧ください。

第47号議案で御同意をお願いする方は、住所、吉田町片岡3394番地の1、氏名、吉永 貢、生年月日、昭和45年1月7日、現在53歳でございます。吉永氏は、農業委員会等に関する法律に規定されている認定農業者でございます。また、平成29年7月に農業委員に就任し、現在まで2期6年、同委員として従事されておられます。片岡の部農会からの推薦をいただいている方でございます。

続いて、27ページを御覧ください。

第48号議案で御同意をお願いする方は、住所、吉田町神戸4294番地の3、氏名、萬年偉丈、生年月日、昭和46年1月14日、現在52歳でございます。萬年氏は、専業農家として地域農業に発展に取り組む高い意欲をお持ちの方で、吉田町農業経営振興会の副会長を務められた方でございます。神戸の部農会からの推薦をいただいております。

以上14人の人格と識見について、各団体からの推薦をいただいていることから農業委員会の委員として適任であると考えますことから、それぞれ議会の御同意をお願いするものでございます。

次の第49号議案から第51号議案までの議案につきまして、上程の理由が同一の人事案件でございますので、一括で御説明させていただきます。

議案書28ページ以降を御覧ください。

第49号議案から第51号議案まで、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

本議案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員に推薦する方につきまして、それぞれ議会の御意見をお伺いするものでございます。

初めに、第49号議案でございます。

議案書28ページを御覧ください。

現在、人権擁護委員に就任されております三輪春美委員が、令和5年9月30日に任期満了となりますことから、静岡地方法務局長より候補者の推薦依頼がございました。つきましては、引き続き三輪春美氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦するに当たり、議会の御意見をお伺いするものでございます。住所、吉田町住吉2038番地、氏名、三輪春美、生年月日、昭和32年3月28日、現在66歳でございます。

三輪氏は、昭和54年から平成26年まで教員として県内小・中学校に勤務され、平成元年から7年間は吉田中学校に勤務されております。その間、児童・生徒との関わりの中で人権教育にも携わっておられまして、人権に対して深い御理解と熱意をお持ちの方でございます。また、人権擁護委員として、現在、2期6年の御経験を積まれている方でもございます。



なお、今回の推薦に当たりましては、前回の推薦と同様に、地元の住吉区自治会からも強い推薦をいただいております。人権擁護委員として適任である者として推薦するものでございます。

次に、第50号議案でございます。

議案書29ページを御覧ください。

現在、人権擁護委員に就任されております藪田省次委員が、令和5年9月30日に任期満了となりますことから、静岡地方法務局長より候補者の推薦依頼がございました。つきましては、引き続き藪田省次氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦するに当たり、議会の御意見をお伺いするものでございます。住所、吉田町大幡897番地、氏名、藪田省次、生年月日、昭和37年8月3日、現在60歳でございます。

藪田氏は、平成25年4月から社会教育委員を務められ、地域で子供を育む環境づくりに取り組まれている方であり、人権擁護活動に対して深い御理解と熱意をお持ちの方でございます。また、地域におきましては、消防団員として29年間務められ、その間の3年間は団長として吉田町の消防団をまとめられ、地域の実情にも精通されている方でございます。

なお、今回の推薦に当たりましては、地元の北区自治会からも強い推薦をいただいております。人権擁護委員として適任である者として推薦するものでございます。

次に、第51号議案でございます。

議案書30ページを御覧ください。

現在、人権擁護委員に就任されております増田真也委員が、令和5年6月30日に任期満了となりますことから、静岡地方法務局長より候補者の推薦依頼がございました。つきましては、後任として、紅林正美氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦するに当たり、議会の御意見をお伺いするものでございます。住所、吉田町住吉3286番地の4、氏名、紅林正美、生年月日、昭和25年2月9日、現在73歳でございます。

紅林氏は、平成28年12月から民生委員及び児童委員を6年間務められ、地域の住民に対し必要な支援を行い、地域福祉活動に取り組まれている方であり、人権擁護活動に対して深い御理解と熱意をお持ちの方でございます。また、今回の推薦に当たりましては、地元の住吉区自治会からも強い推薦をいただいております。人権擁護委員として適任である者として推薦するものでございます。

以上、総務課からの17議案につきましての説明でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 続きまして、財政管理課長、お願いします。

財政管理課長、八木邦広君。

〔財政管理課長 八木邦広君登壇〕

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

財政管理課からは、第34号議案 令和5年度吉田町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、令和5年度吉田町一般会計補正予算（第3号）の1ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,487万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ130億2,360万4,000円とするものでございます。

また、第2項にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございますが、引き続き、その詳細を別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和5年度吉田町一般会計補正予算（第3号）に関する説明書の3ページを御覧ください。まず初めに、歳入から御説明いたします。

13款使用料及び手数料につきましては、62万2,000円の減額でございます。これは、2項1目総務手数料におきまして、62万2,000円を減額するもので、令和5年10月1日からのコンビニ交付における手数料の引下げに伴いまして、町税手数料につきましては2万1,000円を減額、また、戸籍住民基本台帳手数料につきましては60万1,000円を減額するものでございます。

次に、14款国庫支出金につきましては、5,294万2,000円の増額でございます。これは、2項9目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金におきまして、5,294万2,000円を計上するものでございます。

4ページを御覧ください。

次に、18款繰入金につきましては、1億255万6,000円の増額でございます。これは、2項1目基金繰入金におきまして、今回の補正予算の歳入不足額を補うための繰入金でございます。また、財政調整基金から1億255万6,000円を繰入れさせていただくものでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

5ページを御覧ください。

2款総務費につきましては、68万7,000円の増額でございます。

まず、2項2目賦課徴収費におきましては、歳入のところで御説明いたしました令和5年10月1日からのコンビニ交付における手数料の引下げによるコンビニ交付利用の増加を見込みまして、コンビニ交付手数料を1万9,000円増額するものでございます。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳費におきましては、66万8,000円の増額でございます。その内訳でございますが、職員人件費につきましては、歳入における戸籍窓口手数料の減額に伴う財源振替となっております。

また、5ページから6ページにかけての戸籍住民基本台帳事務費については、コンビニ交付における手数料の引下げによるコンビニ交付利用の増加を見込みまして、諸証明コンビニ交付手数料を44万8,000円増額、また、コンビニ交付サービスシステム改修委託料につきましては、22万円を計上するものでございます。

次に、3款民生費につきましては、1億5,418万9,000円の増額でございます。

これは、1項1目社会福祉総務費におきまして、国の施策に呼応した住民税非課税世帯生活支援特別給付金事業に係る職員人件費116万5,000円を増額、また、7ページの福祉総務費については、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業過年度分の精算に伴いまして、補助金等返還金1億124万7,000円を計上するものでございます。

また、住民税非課税世帯生活支援特別給付金給付事業費については、物価高騰の影響が特

に大きい住民税非課税世帯に対する国の追加支援に伴いまして、住民税非課税世帯生活支援特別給付金の給付に係る経費といたしまして、5,177万7,000円を計上するものでございます。

以上が第34号議案 令和5年度吉田町一般会計補正予算（第3号）についての内容でございます。

なお、今回の補正予算のうち、3款民生費の1項1目社会福祉総務費の住民税非課税世帯生活支援特別給付金に係る事業につきましては、国の施策に呼応した物価高騰の影響が特に大きい住民税非課税世帯に対する支援に係る事業であり、できる限り早急に事業着手する必要があると考えております。このため、この補正予算につきましては、早期議決をお願いさせていただこうとするものでございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 続きまして、税務課長、お願いします。

税務課長、中村真也君。

〔税務課長 中村真也君登壇〕

○税務課長（中村真也君） 税務課でございます。

令和5年第2回吉田町議会定例会に上程いたしました第29号議案について御説明申し上げます。

第29号議案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が本年3月31日に公布され、主に軽自動車税に関する事項について、本年7月1日から施行されることに伴い、吉田町税条例の一部を改正するものでございます。

第29号議案 吉田町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提出議案の3ページから4ページまでと参考資料ナンバー2を御覧ください。

今回の主な改正につきましては、新たに特定小型原動機付自転車が定義されたことに伴う改正でございます。

参考資料により御説明申し上げますので、参考資料の1ページ新旧対照表を御覧ください。

第82条の改正は、地方税法第463条の15の改正に伴い、ミニカーの税率区分から三輪以上の特定小型原動機付自転車を除外するものでございます。

道路交通法等の一部が改正され、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものが特定小型原動機付自転車として定義されました。具体的に三輪以上の特定小型原動機付自転車とは、一定の要件を満たす電動キックボード等でございます。一定の要件とは、電動機の定格出力が0.6キロワット以下、長さ1.9メートル、幅0.6メートル以下、最高速度が時速20キロメートル以下のものを定義されているところでございます。これらの規格に該当する車両は、令和6年度課税分から第一種原動機付自転車の税率区分2,000円とするものでございます。

附則でございます。

施行期日について、第1条は、地方税法等の施行期日に合わせ、令和5年7月1日からと定めるものでございます。

2ページを御覧ください。

第2条では、軽自動車税に関する経過措置を定めております。

以上が、令和5年第2回吉田町議会定例会に上程いたしました議案1件につきまして御説明申し上げます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（大石 巖君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、伊藤美絵君。

〔町民課長 伊藤美絵君登壇〕

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

町民課からは、第28号議案、第30号議案、第31号議案の3議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第28号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書の1ページ、2ページ及び参考資料ナンバー1を御覧ください。

本議案は、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者の負担軽減を図るため、令和2年度から国費による財政支援の基準に沿った規定により、国民健康保険税の減免措置を講じてきたところでございますが、今般、令和4年度をもって国の財政支援が終了すること及び国の財政支援の終了に伴い、経過措置として、令和4年度末に資格を取得したことにより令和5年4月以降に納期限が到来するものについては、継続して国の財政支援の対象とされましたことから、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、附則第15項中、「同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）」の次に、「及び令和4年度以前の年度分の保険税であって、令和5年4月1日以降に納期限が定められているもの」を加えるものでございます。

また、附則により、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は令和5年4月1日から適用することとするものでございます。

以上が第28号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

続きまして、第30号議案 吉田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

議案書の5ページ、6ページ及び参考資料ナンバー3を御覧ください。

本議案は、役場庁舎前に設置しております住民票等の各種証明書を取得することができる自動交付機が令和5年9月をもって賃貸借契約が満了となることに伴い、同自動交付機を撤去することから、吉田町印鑑条例の一部を改正するものでございます。

なお、役場前の自動交付機は撤去いたしますが、住民票等の各種証明書の発行につきましては、利用者の利便性の向上を図るため、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末機への移行を促進させるものでございますが、この関係につきましては、後ほど述べます第31号議案で御説明申し上げます。

本議案の改正の内容につきましては、印鑑登録証明の申請に関する事項について、自動交付機による申請方法を規定しておりました第16条第2項第1号を削り、同項第2号中、「自動交付機または多機能端末機」を「多機能端末機」に改め、同項を同条第2項とする。次に、第17条中、「印鑑登録証を使用して印鑑登録者暗証番号を入力したもの」を削るものでございます。

また、附則により、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は令和5年10月1日から適用することとするものでございます。

続きまして、第31号議案 吉田町手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして御

説明申し上げます。

議案書の7ページ、8ページ及び参考資料ナンバー4を御覧ください。

本議案は、現在、町民課及び税務課で扱っております各種証明書の発行につきましては、マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末機での交付が可能となっております。今後、さらなる利用者の利便性向上につながるマイナンバーカードの普及促進と行政事務の効率化を図るため、各種証明書を取得する際のコンビニ交付手数料をそれぞれ1通につき100円を減額しようとするもので、それら証明書の手数を規定しております吉田町手数料条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、別表(第2条関係)中、「戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができるものを含む。以下において同じ。)をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付」の項中、「1通につき450円」の次に、「多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の電子計算機を経由して本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機を言う。以下同じ。)による交付の場合によっては、1通につき350円」を加える。

続いて、別表の住民票の写し、戸籍附票の写し及び住民票記載事項証明の交付の項、印鑑に関する証明の項及び租税、公課に関する証明の項中、「1通につき300円」の次に、「(多機能端末機による交付の場合にあっては、1通につき200円)」を加えるものでございます。

また、附則により、この条例は令和5年10月1日から施行することとするものでございます。

以上が町民課関係の3議案の内容でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(大石 巖君) 続きまして、福祉課長、お願いします。

福祉課長、増田稔生子君。

[福祉課長 増田稔生子君登壇]

○福祉課長(増田稔生子君) 福祉課でございます。

福祉課からは、第32号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書の9ページ、10ページ、参考資料はナンバー5を御覧ください。

本議案は、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者の負担軽減を図るため、令和2年度から国費による財政支援の基準に沿った規定により、介護保険の第1号保険料の減免を行ってまいりましたが、国の財政支援が令和4年度末をもって終了すること及び国の財政支援の終了に伴い、経過措置として、令和4年度末に資格を取得したことにより令和5年4月以降に納期限が到来するものについては、継続して国の財政支援の対象とされましたことから、吉田町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

内容は、附則の第9条第1項の減免の対象となる保険料の納期限につきまして、「令和4年度以前の年度分の保険料であって、令和5年4月1日以降に納期限が定められているもの」を加えるものでございます。

また、附則により、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第9条第1項の規定は令和5年4月1日から適用するものでございます。

以上、福祉課からの議案につきまして説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（大石 巖君） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、内田宏一君。

〔上下水道課長 内田宏一君登壇〕

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは、第33号議案 吉田町下水道条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の11ページを御覧ください。

本議案は、吉田町公共下水道事業が経営の基本計画である吉田町公共下水道事業経営戦略の中で、経営健全化のための施策の一つとして位置づけた使用料改定について、現行の使用料から引き上げる内容の条例の制定につきまして、お認めいただこうとするものでございます。

改正内容につきましては、参考資料ナンバー6の新旧対照表を御覧ください。

第15条は、使用料体系を改めるとともに、使用料を改正するものでございます。表中、一般汚水につきまして、これまで910円の基本料金、10立方メートルまでの排除汚水量、いわゆる基本水量を持たせていたものを、基本水量を持たない1,100円の基本使用料として定めるとともに、超過料金については、これまで1立方メートル当たり10立方メートルまでは91円、50立方メートルを超え100立方メートルまでは100円、100立方メートルを超えるものは110円と、排除した汚水の量に応じて単価が高くなるよう累進性を持たせていたものを、改正後は、10立方メートルを超えるものについては1立方メートル当たり一律113円と累進性をなくし、10立方メートルまでに限って激変緩和の目的で、1立方メートル当たり31円とした従量使用料に改めようとするものでございます。また、公衆浴場汚水についても、これまでの考えを踏まえた設定としてございます。

第15条の2は、月途中の使用開始等の基本使用料について特例を定めることとしたもので、使用者が月の途中において公共下水道の使用を開始したり、またはやめた場合に、使用日数が15日以内の場合には2分の1とするものでございます。

附則第1項により、この条例は令和6年4月1日から施行することとし、附則第2項による改正後の規定を施行日以後の排除汚水量に係る使用量から適用することとした上で、ただし書により、施行日以前から継続して使用し、かつ施行日以後の最初の検針によって確定する使用料の算定は、なお従前の例によることとしたものでございます。

以上が第33号議案 吉田町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての内容でございます。

なお、吉田町下水道料金等審議会から附帯意見の一つとして、経営の効率化、収入の確保等について、不断に努めることを求められておりますので、ここで本年度行う経費縮減策をお示しさせていただきます。

まず、1つ目は、電力料金の縮減でございます。

吉田浄化センターの電力契約につきましては、3月まで中部電力パワーグリッドとの契約であったものを4月からは中部電力ミライズの新しいプランに切り替えることができました。

この結果、使用する年間電力料を昨年と同じとした試算では、5年度は年間で約229万円、電気代を縮減できる見込みとなっております。電力料金は今も高止まりとなっている状況下ではございますが、このように電力各社からの情報に注意を払っていた結果、経費の縮減が可能となったものでございます。

2つ目は、マンホールポンプ点検業務委託料の縮減でございます。

この業務は、町内に6つあるマンホールポンプが正常に稼働しているかを毎日確認して、汚水が安定的に処理されることを確保するためのものですが、これまでは受託者が6か所の現場へ毎日出向いて、現場操作盤のメーター等から確認していたものを、携帯電話の電波を用いた遠隔監視システムを導入したことで、4月から浄化センターで確認することが可能となりました。この結果、5年度以降、委託費用を毎年124万円余り縮減することができます。

このように、下水道利用者の皆様に使用料の値上げをお願いする一方で、経費の縮減等にも取り組んでまいりますので、何とぞ御理解をいただきまして、御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 以上で説明が終わりました。

---

#### ◎第5号報告～第7号報告の報告

○議長（大石 巖君） 日程第28、法令に基づく報告を行います。

第5号報告 専決処分事項の報告について（静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約について）、第6号報告 令和4年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について及び第7号報告 令和4年度吉田町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についての3件について、各担当課長から順次報告をお願いします。

初めに、総務課長、お願いします。

総務課長、太田順子君。

〔総務課長 太田順子君登壇〕

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

総務課からは、第5号報告 専決処分事項の報告について（静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約について）の御説明を申し上げます。

議案書の31ページから33ページまで及び参考資料ナンバー7を御覧ください。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した事項につきまして、同法同条第2項の規定に基づき、議会に御報告させていただくものでございます。

今回御報告させていただく事項は、新たに下田市、賀茂郡南伊豆町、賀茂郡松崎町及び賀茂郡西伊豆町により構成する南伊豆地域清掃施設組合が静岡県市町総合事務組合に加入すること及び同組合同規約の一部を変更しようとするものでございます。

規約変更の内容でございますが、同組合同規約の別表第1及び別表第2第3条第2号及び第3号に関する事務中、「南豆衛生プラント組合」の次に「南伊豆地域清掃施設組合」を加えるものでございます。

施行期日につきましては、静岡県知事の許可する日からとするものでございます。

以上が総務課からの報告事項の説明でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 続きまして、財政管理課長、お願いします。

財政管理課長、八木邦広君。

〔財政管理課長 八木邦広君登壇〕

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

財政管理課から、第6号報告 令和4年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告についてといたしまして、令和4年度の一般会計繰越明許費につきまして御報告申し上げます。

議案書の34ページ、35ページを御覧ください。

この報告は、令和4年度吉田町一般会計補正予算におきまして、地方自治法第213条の規定により翌年度、令和5年度に繰り越しまして使用できる経費をお認めいただきましたものにつきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調製して御報告させていただくものでございます。

計算書の内容につきましては、議案書の35ページを御覧ください。

令和4年度一般会計予算において繰越明許費を設定させていただいた事業は、繰越計算書の表内にある4事業でございます。

それでは、それぞれの内容につきまして御説明申し上げます。

まず、3款2項の保育園管理費でございます。これは、わかば保育園の用地購入に係る事業費として、3,878万5,600円繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、一般財源3,878万5,600円でございます。

次に、8款2項の下片岡山通り線道路改良事業費でございます。これは、下片岡山通り線の歩道改良に係る工事請負費として、1,871万8,000円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として、県支出金の静岡空港隣接地域賑わい空間創生事業費補助金935万9,000円、町債930万円、そして、一般財源5万9,000円でございます。

次に、8款3項の治水対策推進事業費でございます。これは、2級河川坂口谷川流域治水対策に係る委託料として3,151万5,000円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として町債1,730万円、そして、一般財源1,421万5,000円でございます。

最後に、8款3項の大幡川改修事業費でございます。これは、大幡川水系大窪川の河川改修に係る委託料及び工事請負費として、5,848万9,000円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金の社会資本整備総合交付金1,700万円、町債3,570万円、そして、一般財源578万9,000円でございます。

以上が第6号報告 令和4年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告についての内容でございます。これをもちまして報告を終わります。

○議長（大石 巖君） 次に、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、内田宏一君。

〔上下水道課長 内田宏一君登壇〕

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。



上下水道課からは、1件の報告事項について御説明申し上げます。

第7号報告の令和4年度吉田町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでございます。

議案書の36ページを御覧ください。

本報告は、令和4年度吉田町公共下水道事業会計において、地方公営企業法第26条の規定に基づいて予算の繰越しをした件につきまして、同法第26条第3項の規定に基づき、議会に御報告をさせていただくものでございます。

37ページの別紙を御覧ください。

令和4年度吉田町公共下水道事業会計予算において、令和5年度に繰越しをして使用する建設改良費の繰越額は予算繰越計算書のとおりでございます。

それでは、それぞれの内容につきまして御説明申し上げます。

まず、1款1項の吉田浄化センター土木施設更新工事につきましては、3,000万円でございます。これは、処理場の土木施設に防食を施す内容の更新工事でございます。その財源につきましては、国庫補助金、企業債、消費税等資本的収支調整額等でございます。繰越しとなった理由は、入札不調により、事業内容及び設計書の見直しに不測の日数（6か月）を要したためでございます。

次に、同じく1款1項の吉田町浄化センター自家発電機設備工事につきましては、5,607万8,000円でございます。これは、災害等による停電時における電力確保として、自家発電機を設置する内容の工事等でございます。その財源につきましては、国庫補助金、企業債、消費税等資本的収支調整額等でございます。繰越しとなった理由は、入札不調により、事業内容及び設計の見直し、業者への意向調査に不測の日数（6か月）を要したためでございます。

最後に、同じく1款1項の公共下水道管路施設耐震補強設計業務委託につきましては、1,148万4,000円でございます。これは、既存の管路施設に耐震補強工事を施すための設計業務委託費でございます。その財源につきましては、国庫補助金、企業債、消費税等資本的収支調整額等でございます。繰越しとなった理由は、受託業者が令和4年台風15号によって被災した県内他市の災害復旧対策に優先して従事し、不測の日数（2か月）を要したためでございます。

上下水道課からの報告事項についての説明は以上でございます。

○議長（大石 巖君） 以上で報告が終わりました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 本日の日程は全て終了しました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前10時40分

開会 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会5日目でございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議案第34号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第1、第34号議案 令和5年度吉田町一般会計補正予算（第3号）  
についてを議題とします。

これから第34号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、発言は簡単明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いいたします。

それでは質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

収入の説明書の3ページ、戸籍窓口手数料の減額なんですけど、今回のこの減額理由の主な理由というのがコンビニ交付手数料の減額、これはこの後、条例の改正があって成り立ってくるものですよ。たまたま今回は早期ということでここへ出てきているわけですが、これもっと後でも、12月とか、極端な話、3月あたりでいつも決算見込というような形で減額であるとかしていますよね。何で今回ここでやらないかといけないうところ、お願いしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

コンビニの交付手数料の減額につきましては、10月1日からの実施ではございますが、それ以前にシステム改修が必要でありますので、9月議会では間に合わないため、6月議会のほうで計上を……。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 今のこれ、入りなので、出じゃないので、そこはちょっと違うと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

失礼しました。

コンビニの今回の歳入のほうの減額につきましては、条例改正をするに当たりまして、同時にということ歳入のほうも減額をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 同時は分かるんですよ。ましてや今回早期議決で、条例の改正の前にもう減額やらなきゃいけない。そこについて、これもともとが早期にした理由というのがありますよね。それが入ったがために早期になったのか、もともともうこの減額案は織り込み済みだったのか。仮に、後から非課税世帯云々が入ってきちゃったもんだからというのか。それにしても、同時にというよりも、同時にやる必要が本当にあったのかというところが非常に疑問があります。過去において、じゃ、そういう決算見込であるとかと言って3月あたりに、そのほうがデータの的にもそろうわけですよ。そこを思うと、そこまでずらしても何の問題もなかったのかなと思うんですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 議員おっしゃるとおり、これ歳入でございますので、厳格にやる必要はなくて、決算という形で最後、決算で締めるということでも手続的には問題ないかと我々も思いました。

ただ、今回補正を出すに当たって、先ほどシステム改修のほうの歳出の分もでございます。そういった意味から考えたときに、この条例改正による影響というのは、今回併せて提出したほうが、説明責任としてはきちんと果たせるんじゃないかというふうに我々は考えまして、例えば議員の皆さんから、いや、歳入減るじゃないかという御質問受けたときに、いや、それは歳入だから最後でやりますという答えもできなくはないと思うんですが、それよりはきちんと我々計算して見込んだほうが、説明責任は果たせるんじゃないか考えたわけです。

それと、早期議決云々の話については、後になって、もともとこれそういうふうに、条例と改正ということで考えておりましたので、早期議決アトの要因としてこういうことになったので、特にそれについてはそういう経緯でございまして、あくまでも条例改正に伴う歳入歳出の変動というものをきちんと説明したほうがよかろうという判断で、こういう歳入について計上させていただいているということでございます。

○議長（大石 巖君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） なければ、これで質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、本議案の質疑をこれで終結したいと思います。疑義があるようでしたら全般についての質疑を行います。いかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これをもって、第34号議案についての質疑を終結します。

これから第34号議案についての討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前 9時07分

開会 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。  
本日は定例会9日目でございます。  
ただいまの出席議員は13名であります。  
これから本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
- 

◎議案の追加について

- 議長（大石 巖君） 町長から、第52号議案 令和5年度地震・津波対策等減災交付金事業吉田町役場庁舎エレベータ改修工事請負契約の締結について、1件の追加議案が提出されました。
- 

◎議案第52号の上程、説明

- 議長（大石 巖君） 日程第1、第52号議案 令和5年度地震・津波対策等減災交付金事業吉田町役場庁舎エレベータ改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。  
町長から提案理由の説明を求めます。  
町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

- 町長（田村典彦君） 令和5年第2回吉田町議会定例会に、追加で上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。  
今回、追加で上程いたします議案は、契約の締結についての1件でございます。  
それでは、議案につきまして御説明申し上げます。  
第52号議案は、令和5年度地震・津波対策等減災交付金事業吉田町役場庁舎エレベータ改修工事請負契約の締結についてでございます。  
本議案は、吉田町役場庁舎のエレベーターの改修工事につきまして、随意契約により契約金額8,195万円で、東芝エレベータ株式会社静岡支店支店長堀口 悟と請負契約を締結することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。  
以上が、追加で上程いたします議案の概要でございます。  
詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大石 巖君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いいたします。

財政管理課長、お願いします。

財政管理課長、八木邦弘君。

〔財政管理課長 八木邦弘君登壇〕

○財政管理課長（八木邦弘君） 財政管理課でございます。

財政管理課から、第52号議案 令和5年度地震・津波対策等減災交付金事業吉田町役場庁舎エレベータ改修工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案書の1ページ、2ページを御覧ください。

本議案につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約に付した令和5年度地震・津波対策等減災交付金事業吉田町役場庁舎エレベータ改修工事請負契約の締結につきまして、契約の金額を8,195万円、契約の相手方を静岡県静岡市駿河区稲川2-1-1伊伝静岡駅南ビル、東芝エレベータ株式会社静岡支店支店長堀口 悟とする請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、参考資料ナンバー8を御覧ください。

1ページにつきましては、見積り結果表でございます。

令和5年5月29日月曜日午前10時に見積りを聴取し、予定価格の制限の範囲内の見積価格7,450万円を提示した東芝エレベータ株式会社静岡支店と、5月31日、見積価格に消費税及び地方消費税相当額である10%を加えた金額であります8,195万円で仮契約を締結しております。

なお、この工事の工期につきましては、令和5年6月20日から令和5年12月28日までと設定しております。

次に、参考資料の2ページ、工事等概要書を御覧ください。

工事名は、令和5年度地震・津波対策等減災交付金事業吉田町役場庁舎エレベータ改修工事、工事箇所は吉田町役場庁舎でございます。

次に、工事の内容につきまして御説明申し上げます。

今回の工事は、庁舎既存のエレベーター2台について、部品の供給が終了する機器の交換と、耐震につきまして安全基準に合わせた装置の追加を実施する機械器具設置工事でございます。

以上が、第52号議案 令和5年度地震・津波対策等減災交付金事業吉田町役場庁舎エレベータ改修工事請負契約の締結についての内容でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 以上で説明が終わりました。

ただいま説明のありました日程第1、第52号議案 令和5年度地震・津波対策等減災交付金事業吉田町役場庁舎エレベータ改修工事請負契約の締結についての議案審議につきましては、本日、本会議終了後、全員協議会を開きまして、議案の内容確認を行います。

また、議案審議は、16日の本会議で質疑、討論及び表決を行いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

---

◎散会の宣告

- 議長（大石 巖君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。  
御協力いただき、ありがとうございました。  
本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前 9時06分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会14日目でございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎一般質問

○議長（大石 巖君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第57条第1項及び第2項の規定によりまして、期日までに通告を受け、質問を許可しております。また、同条第3項の規定によりまして、質問の順番は通告順といたします。

1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

---

◇ 増 田 剛 士 君

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

[9番 増田剛士君登壇]

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

私は、さきに通告したとおり、激化していく自治体間競争における町づくりについて一般質問を行います。

これは田村町長が各種団体や総会、あと会議等の御挨拶において、町づくりの一つのキーワードとしてよく口にされていることでもあります。

我が国は、2008年をピークに人口減少時代を迎え、少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少により様々な課題が深刻化し、2014年には、政府はまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定、東京一極集中の是正、地方移住の推進を上げました。これをきっかけに各自治体間での競争が始まり、定住人口を増加させるため、移住施策に力を入れてきております。

当町におきましても、本年3月定例会の町長の施政方針において、本町は平成25年に出生数と死亡数が逆転し、この傾向はこれからも続いていくと見込まれております。今後ますます



す激化していくことが予想される自治体間競争において、このように子供の数が減っていくということは、若年世帯を含む多くの皆様に移住していただけるよう、いかにして選ばれる町をつくっていくかが最大の課題になると考えておりますと述べております。さらに、本定例会の所信表明においても、都市間競争がより一層激しさを増し、自治体間の格差がこれまで以上にはっきりと表れてくることが予測されまると述べておられます。

3月定例会の町長の施政方針では、その施策として、安心・安全とにぎわいづくりを一体で進めるシーガーデンシティ構想を基に、住みやすい町として選ばれ続け、町外、県内外の皆様からも選ばれる魅力あふれる町の実現に向けて取り組んでいくと述べております。シーガーデンシティ構想の実現は、安心・安全とにぎわいの場が整備され、住環境がよくなり、移住定住人口の増加策の目玉となることは理解しております。

そこで、以下質問いたします。

1、当町は、大いなる田舎でもなければ都市でもなく、企業城下町でもなく、ベッドタウンでもなく、観光地でもないという中途半端な位置にある町であると思うが、シーガーデンシティ構想実現により、〇〇日本一というような町づくりを考えているか。

2、地方創生における人口分類は大きく定住人口、交流人口、関係人口の三つがある。関係人口とは、移住した定住人口でもなく観光に来た交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々で、総務省では、令和2年度に関係人口創出・拡大事業を実施している。これを踏まえて、関係人口の増加策は。

3、当町では、企業誘致を盛んに行い工業系の工場が増加している。新たなSociety5.0社会において、企業誘致策としてサテライトオフィスの誘致や誘致後の地域内での価値創出について策はあるか。

ここで、Society5.0社会、これは非常に簡単に定義をさせていただきますと、テクノロジーによってオンライン空間と現実社会をつないで様々な社会問題を解決する、人々が暮らしやすい社会というものを実現していくというようなことであるそうです。

4、(1)に関連して、住みやすい町、選ばれ続ける町の実現には、シビックプライドの醸成も不可欠であるが、その施策は。

以上、答弁を求めます。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 激化していく自治体間競争における町づくりについての御質問のうち、1点目の当町は大いなる田舎町でもなければ都市でもなく、企業城下町でもなく、ベッドタウンでもなく、観光地でもないという中途半端な位置にある町であると思うが、シーガーデンシティ構想実現により〇〇日本一というような町づくりを考えているかについてお答えをいたします。

本町におきましては、観光、産業などにおいて〇〇日本一と称するものは、残念ながらございません。しかしながら、議員のおっしゃるとおりシーガーデンシティ構想は、移住定住人口の増加策としては目玉となるものであり、このシーガーデンシティ構想を推進していくことは、間違いなくこの町の魅力を高めていくものでございます。また、シーガーデンシティ構想の推進に加え、治水対策事業の実施、福祉社会の建設、教育環境の整備を着実に進

めることは、活気ある若者が集まり元気な子供が増え、この町で生活し続けたいと願う人が増えることとなるものと考えております。

議員の御質問にあります「〇〇日本一」というスローガンを掲げることは考えてはおりませんが、このような施策を推進することによって、必ずや選ばれ続ける町となるものと確信しております。

次に、2点目の地方創生における人口分類は大きく定住人口、交流人口、関係人口の三つがある。関係人口とは、移住した定住人口でもなく観光に来た交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々で、総務省では、令和2年度に関係人口創出・拡大事業を実施している。これを踏まえて、関係人口の増加策はについてお答えをいたします。

総務省が定義している関係人口は議員がおっしゃるとおりであり、この関係人口と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となり、将来的な移住者につながることを期待をされております。この関係人口を創出させるための取組として、町といたしましては、応援する地方公共団体に支援の気持ちを指定寄附という形で伝えることで、個人と地域とのつながりを構築することが期待できるふるさと納税について、積極的な活用を図っているところでございます。

しかしながら、関係人口増加に向けた主たる取組となり得る観光、地域産業など、地域の人々と触れ合いを体験できる地域資源が少ない本町におきましては、定住人口や交流人口の増加に向けた取組が、第2期吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で主たる取組となっております。

そのため、本町におきましては、選ばれ続ける町づくりを推進することで、定住人口と交流人口の増加を図ってまいりたいと考えており、この定住人口と交流人口を増加させることが、関係人口の創出や拡大に向けた取組で目指す地方への新しい人の流れをつくっていくことにも結びつくものと考えております。

次に、3点目の当町では企業誘致を盛んに行い工業系の工場が増加している。新たなSociety5.0社会において、企業誘致策としてサテライトオフィスの誘致や誘致後の地域内での価値創出について施策はあるかについてお答えいたします。

内閣府が第5期科学技術基本計画で提唱しているSociety5.0は、現在Society4.0と言われている情報化社会では解決が難しい社会的課題について、より高度な情報技術を社会生活に取り入れ、世代や居住区の格差なく多様なニーズにきめ細やかに対応することで、快適で質の高い生活を送ることができる社会を目指すものでございます。

議員御質問の企業誘致策としましては、地域産業の振興や発展を図るため、吉田町企業立地促進事業費補助金と吉田町産業振興事業費補助金を整備しております。県と協調して実施しております吉田町企業立地促進事業費補助金は、町内において新たに用地を取得して工場を新設、増設する事業者に対して、用地取得と新規雇用に対する費用を補助しております。この制度では、生産工場や物流施設だけではなく、研究所やソフトウェア業の施設も対象となっております。また、吉田町産業振興事業費補助金では、業種を問わず新規創業を目指す方に対しまして補助金を交付しております。

最後に、4点目の(1)に関連して、住みやすい町、選ばれ続ける町の実現には、シビックプライドの醸成も不可欠であるが、その施策はについてお答えいたします。

近年、シティプロモーションを進める上で、シビックプライドという概念が注目されてお

り、重要なキーワードとなっております。シビックプライドとは、郷土愛や地元愛といった単に地域に対する愛着を示すものではなく、地域に対する誇りや共感を持ち、地域のために自ら関わっていかうとする気持ちのことであり、議員がおっしゃるとおり、シビックプライドの醸成は町を活性化していく上で不可欠なものであると認識しております。

このシビックプライドの醸成の第一歩として、シーガーデンシティ構想をはじめとする町の施策や魅力を広報よしだや町ホームページで積極的に発信し、吉田町を知り、好きになってもらい、そして町づくりに参加していただくことが重要であると考えており、そのための施策に取り組んでいるところでございます。

さらに、吉田町をイメージしていただくため、昨年度、若手職員で構成する吉田町シティプロモーション推進委員会を発足し、町の魅力や施策を町内外へ発信し、町のイメージアップ、ブランド化を図ることを目的として、ブランドメッセージとロゴマークを作成いたしました。このブランドメッセージとロゴマークは、今までのウナギやシラス、小山城といったものではなく、町の魅力や施策のイメージを「“ぎゅっと”なまち」吉田町と表現したもので、町内外の皆様にも吉田町を知ってもらうためのものでございます。

また、町内小・中学校で実施しております総合的な学習におきましては、吉田探究の中で、この町がどんな町で、どんな課題があり、どんな方法で、どんな町にしたいのかを子供たちが自ら考え学び、大好きな吉田町を笑顔いっぱいにしたいをゴールの姿として取り組んでいるところでございます。

町といたしましては、これらの取組を通してより多くの町民の皆様がこの町を好きになり、誇りに思い、町づくりに参加していかうという気持ちを持っていただけるよう、シビックプライドの醸成に努めているところであり、今後も引き続き、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

答弁ありがとうございました。

一つ一つやっていきたいとは思いますが、まず最初に、一つ目の質問の中で、〇〇日本一というような町づくりというものは、今のところないというようなお話でございました。

まず最初に、シーガーデンシティ構想が具現化されて、本当に安全と安心、それがもう担保されました。吉田町はそういう町ですよ。まず一つ、それはもうほかの町にはないということでもありますよね。全包围、全包围というのはちょっとあれですけども、全包围の吉田町は防災の町、それはもう、一つの日本一と考えてもいいのかなと思っております。

そうした中で、本当にその中で町民の方が豊かに生活していく、そこに何か一つつくり上げていかないと、吉田町にただ、ただと言ったら失礼なんだけれども、安全・安心はもう確保されました、その上に何をしてくだらうということをやっぱり考えていかないと、この競争に勝っていくというのは大変なのかなと思うんですが、今のところ、日本一までいなくても、何かで特化していくというような考えはあるんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

今、議員おっしゃるとおり、安全・安心が保たれるという前提の中で、このシーガーデンシティ構想につきましては、安全・安心と今度また一つ、にぎわいというものがまた新たに加わってくるという中では、まず安心・安全が保たれば企業誘致なりそういうものも、かなり町としても誘致がしやすくなったりだとか、現在の産業活動がしやすくなるというものと、あとは今進めております、今度安全・安心が保たれた後のにぎわいの創出、それについても、今後それを進めることで、中の町民の方がそこにずっと住み続けたい、それに対してほかの町外の方が魅力を感じるというところについては、施策として進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） (4)も関連するということでありましたので、そっちも含めてなんです。このたび、吉田町ブランドメッセージロゴというか、この「“ぎゅっと”なまち」というものを考えてやってきましたよ、これはシティプロモーションに使っていきますよという話ですね。

今朝、ぽっと浮かんだのが吉田沙保里さん。彼女は町づくり応援大使とかなんとか、たしか当時、彼女が来たときにイベントというかあれで、未来フォーラムかな、で来たときに要請をして受けていただきました。彼女、今どういう立場にこの町にとってなっているんでしょうか。過去には、新聞広告一面でやったとかという話は聞いたことあるんですが、コロナにも入ってなかなか吉田町には来れないにしても、彼女にテレビとかいろんな露出の中で、吉田町のことを何か言ってもらっているようなことがあるのか、どうなんでしょうということところがすごく、今朝ぽっと浮かんじゃったんでお伺いしたいんですが、いかがでしょう。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 谷澤です。

今、吉田沙保里さんのお話が出ました。当時、吉田沙保里さんに町のシティプロモーションというか広告塔と申しますか、応援大使ということをお願いをさせていただいたわけですが、この趣旨は、まず当時、吉田町、どういった形で町を売り出していくかということの中で、吉田姓という姓のところを一つ企画の中で練りまして、そうした吉田姓として、全国で7番、8番目ぐらいの吉田姓と多い、鈴木、佐藤ありますけれども、吉田姓が多いという中で吉田沙保里さんに、こうした吉田町を応援していただけるようなことができないかということで御相談させていただいたところ、御本人さんからもぜひというお話もいただいた中で、最初に一度講演会を開いて、また応援のところを受けていただいたというところもあります。

これまで、吉田沙保里さん、SNS等で吉田町のウナギであるとか、そうしたものをいろいろ発信をさせていただいております。ただ、その後70周年のときを契機なんです。ちょうど東京オリンピックのときに非常に忙しいということ、それから、あとコロナの関係でなかなか今イベント等もできなかったというところもあります。70周年でもビデオメッセージをいただいたりとか、そうしたことで吉田町と関係を今維持しているところです。

現状としまして、吉田さんとは良好な関係を保っておりますので、ただ今現在具体的に何をというところが、コロナ後、コロナ明けというところもあります。また今後、吉田さんともいろいろ連絡をし合って、また何か方策というか、そうしたことを考えていきたいと

いうふうに思っております。

ただ、あともう一つ、吉田さんの関係を踏まえて、吉田さんのお兄さんがレスリングのほうをやっております、このコロナ禍でも吉田町に3回ほど来ていただいています。住吉小学校でレスリングの練習であるとか、大会も開いていただいたりとかということで関係性は維持しておりますので、今後、具体的な方策につきましてはまた協議し、行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

今の吉田沙保里さんの件もそうなのですが、これ二つ目の関係人口というところにも係ってくるのかな、吉田姓が非常に国内に多いと、今言われたような中で。じゃ、吉田にもう特化しちゃって関係をつくっていく、関係人口として育てるというのもおかしいんですが、そういう方向で考えたときに非常に、もうトップバッターが吉田沙保里さん、もう誰でも知っている方。その方が、もう本当に吉田町ってすごいんだよというような情報をぼんぼん発していただいて、全国の吉田姓の方、吉田町行きましようよみたいな、そういった方向を町として伝えてやっていく。そうすればこの関係人口というのがだんだん広まって行って、その中には、じゃ、1回は行ってみようか吉田町へ。来たときに、こういう町なんだということがちゃんと訴えられることが必要だと思います。

現状では、ウナギ、シラス、レタスというのはあるんだけど、それをじゃどこで食べるといったときに町内ではあまりない。居酒屋さんはすごい多いんですよ、はっきり言って。でも、お昼を食べるところというところと全国チェーンのお店とかファミレスとか、そういう地場のものを本当に食べさせるようなお店が少ない。そうしたときに、吉田町、これだけ吉田沙保里さんが宣伝してくれて、いいところなんだなというイメージは沸いた。来てみたら、ん？と思われたらアウトですよ。

そういったところで、この吉田町を、先ほども言ったように関係人口を増やしていくためにも、吉田へ来たらこれがあるんだよというものをプッシュしないと、来ました、終わりましたで、なってしまうと思うんですが、その辺の企画というか何か考えがとおりでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 谷澤です。

今、議員からお話ありました、吉田沙保里さんということを引きかぎに、切り口としていくというのは、そもそも私どもも、そうしたことでできないかということ考えた中で始めたところでございます。吉田さんも、実際にはウナギ、先ほどSNSの発信ということもありましたが、実際にふるさと納税等の広告も併せてやっていただきまして、非常に多くのふるさと納税をいただいたという経緯もございます。

今度は、逆に吉田さんをきっかけに吉田町にということですけども、今、町の中もやはり各事業者さんいろいろ頑張ってくれていまして、そうした中で一つが、1事例ですが、町の町有地のところを活用をしまして、これはプロポーザル方式で行ったわけですが、静岡うなぎの組合さんがプロポーザルを落としまして、片岡の町有地のところにウナギの販売店、また将来的には食事等もできるような、そうした提案をしてくださいまして、今後そうした事業のほうに入っていくというふうに聞いておりますので、そうした取組もありますので、

そうしたときに併せて効果的にお知らせ、また町内外にもお知らせしていこうというふうに思います。

そうした民間事業者と協働しながら、町づくりと関係人口を増やすという施策を展開していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

次に、3点目の企業誘致は本当に今、吉田町、もともと工業系の企業が、大井川の水もあるし吉田インターもあるということで、非常に発展してきて現在に至っていると思います。そうした中で、これから迎えるSociety5.0、難しい話なんですけど、そういった方向にもし行くとしたら、単純作業の工業というのはもうロボットに代わっちゃうんじゃないか。そうしたときに、もっとほかの分野での企業誘致というものをしていかないと、それこそ雇用に関してもだんだん減っていくのかな、そういった思いが非常に強く持っております。

そうした中で、今回はそうした分野の企業、サテライトオフィスというとなんか気取った感じで何でもありみたいと思うんだけど、そうしたものができればな、できれば帰ってくる子も増えるというのは、今G I G Aスクール構想の中で、小学校、中学校がGoogle for Educationパートナー自治体というもので非常に盛んにやってきていて、日本でも有数な町になる、その分野ではなっているという、これはもう町の施策の中での方針であって、それが日の目を見てきているのかな。

じゃ、それで育った子供たちが、これから近い将来、大学なり何かの研究所に入ったりして、吉田町へ帰りたいけれども、吉田町にそういった企業がなかったりとかものがない。せっかく吉田町で育ててきたものがよそに行っちゃうやという思いがすごく強い。でしたら、吉田町にそうした企業なりオフィスを構えて、ここで起業してもらおう。そうすれば本当に、お金と言ったら失礼なんだけれども、回ってくる。そこでまた子供たちも、そういう分野で起業するなら吉田町というほうが形になっていくのかなと思います。

先日、学校教育課のほうに聞いたら、今の小学校の子でとんでもない子がいる。とんでもないと言ったら失礼なんですけど、ICT関係でいるということを知っているんですけど、先生よりも進んじゃっているような。日本は飛び級とかないんであれなんですけど、海外だったらもうとっくに飛び級で、その分野において、行っちゃっている子がいますよというようなことを聞いたんですけど、その辺間違いないですよ、教育長。

○議長（大石 巖君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） うちの課長と対応をしてくれたというふうに思いますけれども、今回Googleとのパートナーシップ提携をしている中で、ジュニアICTリーダーを育成をしていくというようなことを始めています。小学校の高学年から中学生までというようなことで対応していますが、Googleの方もちょっと驚いていたんですけど、実際に教えてあげようというふうに思ったことは既にもう身についているというような人たちが非常に多くて、他の自治体と同じようなことをやっても、その中でも秀でているというような話は聞いています。

実際に子供たち、若い年代から触れることによって、習得が非常に早いというような状況がありますので、かなり教員と同レベル、もしくはそれ以上と言えるかどうかは分かりませ

んけれども、身につけている子供が多いという実態はあるという状況です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 今お聞きしたとおりだと思います。

そうした中で、本当に将来を、吉田町を担っていく子供たちがもう育ってきています。そんな先の話じゃないですよ。今の子どもたちが10歳だとしたら、10年後にはもう、そういう世界でも行っちゃっているかもしれない。今からそうした、この町内に帰ってくるところと言ったら何かあれなんですけど、やっぱり帰ってきてこの町で起業していただいたりとか、この町からの情報発信、そうした企業としてやって、企業人としてやっていただければ非常にいい循環になるのかな、それが行く行くはシビックプライドのほうにいくのかな。この町で勉強して、この町でこういったものを作ってくれたおかげで私はこうなりました。それがどんどん広がっていく。起業するなら吉田町。住民の方も、すごい町なんだね、誇りを持てるね。そうした方向に行くのが、これからの自治体間競争において必要なのかな。

ただ、量というか人口がたくさんいけばいい、定住者を増やす、それも一つの手かもしれないんですが、そうした中で、そうした一つの方向性というものを持っていかないと、大体どこの町もやっていることは同じようなことだと思いますよ、人口増やすのに。その中でぴっと頭一つ出る、二つ出る。そのためにはそうした方向性というのは非常に必要だと思いますが、いかがでしょう。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 増田議員からこの今回の質問いただいたときに、我々も議論したんですが、先ほど企画課長のほうから話がありましたように、我々、シーガーデンシティ構想という形で安全・安心をつくり、企業も進出しにぎわいをつくっていくという、一つやっておるんですが、今後のことを考えたときに、どういう方向性かと思うんですが、今、世の中まさにSociety5.0という世界、どんどん進んでいくと、現実問題、このコロナも契機で、企業と住むところというのは全然もう別、近くなっていいという時代になっています。先日、うちのおいっ子が来たんですけれども、100%テレワークだそうです。

そういう時代がどんどん来ているとすると、必ずしも企業を誘致することが、吉田町にしないでいいんじゃないかと。企業が東京にあっても吉田町で仕事ができるんだということを、時代がどんどん進んでいくということを考えていったときには、やはり我々住みやすい町づくりというのをやることによって、そういった人たちが、若者が吉田町に住んでいただけるんじゃないかと。

まさに起業するとおっしゃいました。起業する場合も、極論を言えばパソコン一つあればできるんで、そうすると大きな面積の会社というのは必要ないということになれば、やはり住みやすい町づくりを続けることが、吉田町に優秀な若者が住んでいただけるという一つの条件ではないかと思ってもみまして、であるから、町長がおっしゃるように選ばれる町づくり、住み続けられる町づくりというのを進めていくというのが一つの方向性かなと、このように思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） もちろんおっしゃるとおり、パソコン一つあればどこでも仕事はできる世の中になっていくと思います。そうした中で住みやすい町づくり、安全・安心、分かる

んですよ。安全・安心がなかったら住みやすさも選ばれることもない。でももう一つ何か欲しいというのがすごく思っていて、そこについて町は、ガーデンシティ構想ができたところで本当に住みやすいという、その定義といたらおかしいんですが、何をもって住みやすい。何が起きて安心・安全だからここは住みやすいというのか、何かもっとあって、住民のニーズに応えるものがあって住みやすいとなるのか。

よく有名というか、全国的にそういった面でやっているのが、流山市辺りは非常にそういった中で、住民の意識を非常に拾ってやっているというのをあちこちで見ると。あそこもやっぱり少子化対策という中で、「母になるなら、流山市。」みたいなキャッチフレーズでやっているそうです。そうした中で本当に、吉田町もいろんな補助金であるとか給付はしていますよ。そうした中で、そうした面だけではなくて、本当に住みやすい環境というのは何だろうと考えたときに、今足りているのかなというところがすごく思うんですが、その点について何か今後、こういう方向でいきますよというものがあれば説明いただきたいんですが。

○議長（大石 巖君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 恐らくその町が、この自治体間競争の中で生き残れるか、残れないかと決定するのは、一つの例でございますけれども、増田寛也さんが座長となった例の、ございますよね、地方消滅です。896の町が今後消えていくと。それをいかにして止めればいかと。そのいわゆるポイントを握るのは若年女性なんです。二十歳から39の女性が、いかにその町に多くいるかいないかです。

非常に面白いんですけれども、先日、県の高齢化率で、一番低いのが長泉、袋井、吉田。地方消滅のいわゆる若年女性の減り方が一番低いのが、長泉、袋井、吉田なんです。そういうふうな、町として潜在性を持っているという、何かという、そういう女性たちが住みやすい町。夫婦となる場合もあるでしょうけれども、夫婦となってこの町で子供を産み、子供を育て学校に行かせて、自分たちも吉田町を楽しむと、そういうものがにぎわいの中での憩いの部分を非常に強くしていくと。

例えば、川尻というならば、川尻の防潮堤の裏が3.1ヘクタールございますけれども、そこに若い夫婦がお弁当でも何でもいいんですけれども、持って行って1日ゆっくりと子供たちと遊べると、そういうふうな場所をつくるか、例えば静岡でマンションでお住まいになりますか、それとも吉田町で60坪、70坪で土地を買って家を建てて、そこにちょっとした家庭菜園があって、そういうふうな交通至便な町ですから、静岡に行くには非常に便利だと。

そういうようなところを売り物にして、言わば町づくりをしていくという場合でも、やっぱりターゲットは女性なんです。二十歳から39。いわゆるどこに住むかというのを決めるのは、非常に女性が決めるんですよね。男性より女性の視点なんですよね。例えば、そこにおられる平野さんも生まれは四国でございますよね。こちらに来られて、結果としてやっぱり奥さんどうか、結構そういうの強いんですよね。

結構そういう女性が住みたい、そういうようなところをやはりつくっていくと、先ほど申し上げたような、そういうふうな住みやすさというものが、若い夫婦が子供を育てる、また、かつ、例えば静岡に行くのにも交通至便であるとか、そういうふうな町をつくっていくというのが、恐らくこの都市間競争の最大のポイントになってくると、こんなふうに思っています。



○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

今、町長言われたように、20代から39歳の女性をターゲットにしていくことによって、この町は大丈夫だ、勝ち残っていける、消滅しないよというお話でありました。憩いの場というようなお話もあったんだけど、本当に現状を見て、その憩いの場というのが都市公園なり児童公園なりあるんだけど、そこが本当に充実しているのというところがすごく今思っております。

過去に一般質問でもやっているし、委員会なんかでも調査している中で、公園はあるんだけど、じゃ子供を連れて、遊具が本当に充実しているの、ものによってはもうずっと使えない状況にあったりとか、遊具はメンテが大変であるとか、事故が心配であるとかということで、だんだん減っている状況ですね。

そこで、やはりちゃんとそういったものも充実した中で、休みの日に、じゃお子さん連れて、乳幼児の方と一緒に、まだ学校へ行かない年代、一緒に遊べる場所、それをやっぱりちゃんと確保していかないと、今言われた、町長の言う二十歳から39歳の若い方、ましてや家族を持って遊ぶところ、それはちゃんと充実していかないと、掛け声だけではやっぱりいかないと思います。もう今から手をつけていかないと当然遅れますよね。そういった点で、町として今後どういった形を取っていくのか、答弁をお願いします。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

今、議員のおっしゃった、確かに公園の面積というのは、吉田町はこの近隣に比べると、ほかの市町に比べるとかなり面積的には、1人当たりの面積というのはかなり大きく取ってございます。

そういう中で、今後どういうふうな町づくりを進めていくかという中では、先ほどちょっとお話しさせていただきましたが、やはりにぎわいというところをどうコンセプトにしていくかというところでは、商業とかそういうもの、地域の活性化というものも当然そのにぎわいの中には入ってきますので、そういう中で今後どういう、都市公園であるとか今度新しく整備しますシーガーデンであるとか、そういうところに関してどういうふうな整備をしていくかと、そのにぎわいというコンセプトをどういうふうな形で、形にしていくかということ、今後、先ほど町長言った勝ち残っていける、子育てといいますか、その世代にどう響くようなにぎわいづくりをしていくかということが重要になってきますので、その辺につきましても、そういう整備の中で検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

ぜひ20代から39歳までの女性が集まるような町づくりというものが、これからやっていくんでしょけれども、お願いしたいと思います。

以前、何年前かな、四国の宇多津町というところに委員会の視察で行ったことあるんですが、そこには本当に大きな公園があって、遊具だけのゾーンがあって、そこではちっちゃい子から小学生、中学まではないにしても、家族連れで遊ぶスペース、本当にたくさんの遊具があって、そういったもう1日そこで遊べる、だから広い公園の中の一つのゾーンをそうい

うふうにつくっちゃってやっているところが宇多津でありました。

そういった、当然知っていると思うんだけど、そういった方向性というものを持って、子供、幼児を連れて遊ぶならここ、ちょっと大きい子はこちの公園とかとやっていけば、本当に今、町長が目指そうとしているところに行くのかなと思いますので、ぜひやっていただきたいんですが、そういった一つの提案をさせていただきますが、いかがですか。

○議長（大石 巖君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 具体的なことはお話しできませんけれども、川尻の防潮堤の裏側ですよ、3.1ヘクタールの。そういうふうなたくさんのお遊具は私はそんなに必要ないと思います。大きなちゃんとした遊具を幾つかとんとんと置いておく、そこにまたちょっとした家族で食事のできるようなところもつくるとか、そういうふうなことを。

それと同時に、先ほどちょっと付け加えればよかったんですけども、やはり子供を育てると、育児の施設ですよ、保育園とか幼稚園とか、吉田町は非常に小規模保育の施設がどんどん来ている。子供を育てるそういうふうな施設に関しても、非常に吉田町はちゃんとした形で備えていますよと、そういうふうなのがやっぱり一つの、先ほど申し上げたような二十歳から39の女性たちが夫婦として考えたときに、その彼女たち、または彼らに訴えるものが何なのかというようなことを考えたときに、やはり子供を育てるというところに最大のポイントがあると私は考えています。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 本当に働く女性にとっても、子供を持った家庭にとっても、今はそういう状況で、ゼロ歳児から面倒見てくれる場所があるということで、それを今後売りにもなっていくのかなと思うんですけども、先ほどの話とちょっと矛盾しちゃうんですけども、じゃこれからどこでも働ける、家でも働けるといったふうになったときには、子供は家で面倒できますよね。そういうもし時代になったときに、また違った展開が出てくるのかな。わざわざ会社に行かなくていい、パソコン一つあれば仕事ができます、お母さんも空いた時間で仕事ができますとなったときに、今、小規模保育でやっていることがどういう方向に行くんだろうかと今思うんですが、それ多分すぐそこに、その時代はあると思うんですが、どうお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 先ほど副町長が申し上げたところは、そんなに簡単に右から左に来ることはないんですよ。みんながみんな家でこんなふうなことをやって生活、そんなことはありませんから。だから、そういう方々もいると、そのレベルですよ。そんなことはない、うちの副町長が言ったようなことが、みんながみんなそんなことやると、そんな時代が来るわけありませんから、我々が生きている限りは。たった50年とか100年、そんな時代が来るわけじゃないですよ。基本的にやっぱり製造業は製造業としてありますし、農業は農業としてある。だから、そういうサテライトのような形で自宅で仕事をする、自宅で起業する、そういう人々もいると、そのくらいのふうを考えていいんじゃないですか。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） そんな時代が来る、来ない、来るわけがないみたいな。でも、我々が子供の頃、テレビ電話であるとかそういったものってSFの世界だったですよ。それが今はもう誰でもやれる、スマホ一つで何でもできる時代。それが本当に高齢者から子供まで使

える時代になってきていますよね。そんなの想像できなかつたですよ。だから、そんな時代が来ないというよりも、そういうことも起きると考えたほうがいいのかな。それによって、今やっていることが無駄になるとか何とかと言っているわけじゃない。これは当然、過渡期であると考えていますので、そういったことが起きるということを前提に考えていけたら、もっといいのかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（大石 巖君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 基本的に私とは議員の時代の認識が違うと思うんですけども、基本的にそういうふうな人々がこれから増えてくる、それは事実ですよ、単純な話。我々がいわゆる小さい頃というものであるとかそういうのありますけれども、いわゆるラジオがあって、テレビがあって、これは単に通信技術だけの問題ですよ。通信技術の問題ですよ。その通信技術でもって仕事をする人が生まれてきたというのも事実ですね。しかし、それが社会全体に行くかと、こんなことありっこないですよ。考えてみると思うでしょう。そう思いませんか。

例えば製造業ってこんなことができますか、できないでしょう。基本的に我々がそこまでイメージ、やっぱりできないと思いますよ。だから、そこまで考えてやるのではなくて、むしろ一つの時代の流れとして、先ほど私が言ったような人々をターゲットにして、言わばそういう人々が選べるような町をつくっていくと、そのほうが無難だと思いますけれども。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） だから、最初の頃も私、今日言っているんだけど、工業にしてもものをつくるものにしても、どんどんロボットに代わってきますよね、人間の手を離れて。それを考えていくと、今言われた、私お菓子を作っていますけれども、お菓子ももう半分以上機械が作っていますよ。今まで職人さんが何時間もかけて作っていたものを、1時間もあればその倍もできる、3倍もできる、そういう時代、もうずっと前からそういう時代になっています。

それを考えていくとあり得ない話じゃないなというふうに、本当にジェネレーションのギャップもあるかもしれないけれども、そういったものをやっぱり認知バイアス的にもう、こうだって思うよりも、そういうこともあるんだね、あるかもしれないねくらいに考えてやっていったほうがいいのかなと思うんですが、それでもやはりそんな時代絶対来ないよというお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 文明の変遷であるとかそういう大きな問題で、ここで話しても仕方がないことです。今申し上げたように、あらゆるものが全部ロボットがやって、じゃ人間何やるんですかと、人間の存在そのものが問われるような時代になりますよね。そこまでの哲学がまだないですよ、はっきり言って。私も哲学をやった人間でございましてけれども、そこまで到達した文明時間というものはまだ出ていませんから、またそういうものを単に一つイメージで考えるだけでもって、それを一つの文明のいわゆる流れとして確定的に表現したものはございませんので、そこまで考える必要ないと私は思っています。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） この話はいいとします。

そういう時代は来る、来ないはともかく、そういうことも起き得る。でなかったら、町の

教育方針としても今、TCPを立ち上げるときにもそういった話もありましたよね。これからはもうIT、AIの時代になってくる、それに対応できる子供たちをつくっていかう。だから、それがもう根本的に吉田町の中にあるんだから、そういったものを総合的にこの町のツールというのか強みにしていく、そしてそれが実現できるような環境をつくっていく、そういった町づくりというのもありかなと思いますので、今後、あくまでも安心・安全が確保された後の話なのかもしれませんが、ぜひそういった時代にも対応できる町づくり、そしてこの競争に勝てる、持続可能な吉田町ということでやっていけるようお願いしたいと思います。

一般質問を終了いたします。

○議長（大石 巖君） 以上で、9番、増田剛士君の一般質問が終わりました。

---

◇ 平 野 積 君

○議長（大石 巖君） 続きまして、7番、平野 積君。

〔7番 平野 積君登壇〕

○7番（平野 積君） 7番、平野 積です。

私は、通告のとおり、吉田町地域公共交通計画について質問いたします。

吉田町は、「だれもが気兼ねなく『おでかけ』できる町を目指して」を副題とする吉田町地域公共交通計画を令和4年3月に策定いたしました。その計画の目玉として、町内を走る新しい交通の導入を掲げ、その実証実験を本年10月に開始し、令和8年度の本格稼働を目指しています。その間、令和6年度には、それまでの実証実験の実績を踏まえ、利便性向上策を追加し、令和7年度に本格運行可否を判断する予定です。

令和3年に実施した吉田町地域福祉に関するアンケート調査、参考資料の1に表を示しておりますけれども、そこにおいて、地域の困り事について「交通手段がない・少ない」との回答が、世代別、地域別ともに多い結果となっています。このことから、公共交通手段の増加及び改善が強く望まれていることが分かります。

よって、町内を走る新しい交通に対する期待は大きく、必ず成功させねばならないと考えています。

そこで、以下の点について質問します。

1、吉田町地域公共交通計画全般について。

(1)「だれもが気兼ねなく『おでかけ』できる町」の気兼ねなくお出かけできるとはどういう状態ですか。

(2)運転免許返納者に対するサービス(割引等)を考えているか。

2、町内を走る新しい交通について。

(1)1日の各時間帯において、朝、昼、夕方において、町が使っていただきたいと考えている方々は。

(2)利用料を1利用300円に設定した根拠は。

(3)吉田町地域公共交通計画に記載している小中高生の割引を何割引きに設定する予定か。また、高齢者や障害のある方に向けた割引は設定しないのか。

(4) 実証実験に係る本年度の経費の見積りは。

(5) 実証実験開始に関する町民への広報はいつからどのように行うのか。

(6) 実証実験中、利用者の意見をどのように聴取するのか。

(7) 本格的稼働を決定する判断基準は。

(8) 利用希望者に1回限定の無料券または割引券を配布することを考えないか。一度は使ってもらい、多くの意見を聴取し、それを基に利便性向上策を考える進め方をどう考えるか。質問は以上です。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 吉田町地域公共交通計画についての御質問のうち、1点目の吉田町地域公共交通計画全般についての一つ目の、「だれもが気兼ねなく『おでかけ』できる町」の気兼ねなくお出かけできるとはどのような状態かについてお答えいたします。

昨年3月に策定しました吉田町地域公共交通計画におきまして、基本方針を誰もが気兼ねなくお出かけできる町を目指してとして設定しております。気兼ねとは、他人に対して気を遣うことなく、遠慮でありますので、例えば自身では自動車を運転できない方が、誰かに自動車を運転してもらうことを遠慮して気がとがめることなく、目的の場所へ出かけられるというような状態を想定しております。

すなわち、移動手段として自家用車を使用する割合が高い本町において、交通弱者であっても、自家用車に頼らずとも移動環境が享受できる町を目指すことを意味しております。

次に、二つ目の運転免許返納者に対するサービス(割引等)を考えているかについてお答えをいたします。

今回の町内を走る新しい交通の導入は、運転免許を持っていない方を含む誰もが気兼ねなく町内を移動できるよう、既存の路線バスだけでは対応できない町内の移動や、バス停から遠い地点とバス停との移動手段を確保することを目的としており、料金の設定に当たっては、誰もが気軽に利用することができ、なおかつ既存の公共交通との共存に支障がない金額を設定していく考えですので、現時点では免許返納を理由に割引することは考えてはおりません。

しかしながら、新しい移動手段として、免許返納者にはぜひとも利用していただきたいと思っておりますので、周知につきましては積極的に行っていきたいと考えております。

次に、2点目の町内を走る新しい交通についての1点目の、1日の各時間帯において町が使っていただきたいと考えている方々はについてお答えをいたします。

現在計画している実証実験では、朝や夕方は、主に路線バスに乗り継いで町外へ通勤や通学をする方の利用、日中は高齢者の皆様の通いの場への移動や通院、買物などを想定しております。

次に、二つ目の利用料を1利用300円に設定した根拠はについてお答えいたします。

議員の御質問にあります町内を走る新しい交通の利用料300円というものは、確定した金額ではございません。これは、昨年度行われました吉田町への新しい交通導入に関する住民懇談会において、参加された皆様に話し合ってください際に、実証実験運行計画案としてお示したものでございます。

その際の料金の考え方としまして、今回の新しい交通は、路線バスより乗降場所が自由で

はあるが、料金は路線バスほど低価格ではなく、タクシーほど自由に乗り降りできないが、タクシーより低価格であることを前提として考えており、加えて、利用を想定した範囲内のバス料金や、周辺市町の類似事業の料金などを鑑み、お示ししたものでございます。

なお、新しい交通の利用料につきましては、今後さらに関係機関と調整を図りながら、吉田町地域公共交通協議会において協議してまいりたいと考えております。

次に、三つ目の吉田町地域公共交通計画に記載している小中高生の割引を何割引きに設定する予定か。また、高齢者や障害のある方に向けた割引運賃は設定しないのかについてお答えをいたします。

小中高生の割引につきまして、現時点では、本年度予定しております実証実験での設定はございませんが、大人と金銭事情が大きく異なる小中高生の町内移動を促すため、今後、割引額などについて検討をしていく予定でございます。

また、高齢者や障害のある方の割引につきましては、誰もが気軽に利用することができ、なおかつ既存の公共交通との共存に支障がない料金の設定をしていく考えでございますので、現時点では、免許返納者への皆様への割引と同様に考えていません。

次に、四つ目の実証実験に係る本年度の経費の見積りはについてお答えいたします。

実証実験に係る経費につきましては、本年度当初予算において4,042万7,000円を計上しております。その内訳としましては、車両関係費に2,815万円、システム関係費に427万7,000円、学術コンサルティング業務委託料に750万円、乗降スポット設置などに50万円でございます。

次に、五つ目の実証実験開始に関する町民への広報はいつからどのように行うのかについてお答えいたします。

実証実験は10月から開始を予定しておりますので、8月から9月にかけて周知してまいりたいと考えております。その方法としましては、広報よしだや町ホームページ、町公式LINEなどによりお知らせしていく予定でございます。

加えて、利用していただけることが期待できる方が多く集まる場所、例えば通いの場の会場などになっている健康福祉センターはあとふるなどで、利用者の皆様を対象とした説明会の開催を考えております。

次に、六つ目の実証実験中、利用者の意見をどのように聴取するのかについてお答えいたします。

10月からの実証実験は、初めの3か月は、8時から16時30分までの日中の利用を想定した実証運行、それに加えて、1月からは朝と夕方の利用を想定した実証運行を実施する予定でございます。

利用者の皆様の意見聴取の方法につきましては、その実験期間中の一定期間に乗車された方々に対してアンケート調査の実施を予定しております。具体的には、想定している運行が全て行われ、利用が定着しているであろうと思われる2月頃の実施を考えております。

次に、七つ目の本稼働を決定する判断基準はについてお答えいたします。

本稼働の是非を考える手法といたしましては、実証実験の利用実績やアンケート結果などから得られる様々な評価指標を設定し、最終的に行う住民調査の結果も踏まえて総合的に判断することとなります。現時点においては、満足度や事業の認知度、利用者数、事業効率などを指標とすることを検討しております。

最後に、八つ目の利用希望者に1回限定の無料券または割引券を配布することを考えないのか。一度は使ってもらい多くの意見を聴取し、それを基に利便性向上策を考える進め方をどう考えるかについてお答えいたします。

本年度の実証実験におきましては、現時点で基本料金に対する割引は予定しておりません。これは、現在想定している仕様の利用状況や価格の適正かどうかなどのデータを収集する目的のためでございます。

しかしながら、議員のおっしゃるとおり、この事業の実施において、まずは皆様に利用していただき、多くの御意見をいただくことが大変重要となりますので、利用促進のため事業の周知を図るとともに、例えばお試し券などの利用促進策を実証実験の期間中に実施することも検討してまいりたいと考えております。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 答弁ありがとうございました。

今日の一般質問は賛成の立場で質問しますので、問い詰めるような質問はありません。よって、町内を走る新しい交通のPRの一環として、PRとして答弁していただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

さて、私は吉田町地域公共交通計画、特に10月から始まる町内を走る新しい交通の実証実験を成功させ、令和8年度の本格稼働に導いていただきたいというふうに考えております。もちろん実証実験に向けて着実に準備は進んでいるというふうに考えますけれども、経験上、しっかり準備したつもりでも往々にして抜けがあるということもありまして、準備状況についてお伺いしたいというふうに考えております。

その前に、吉田町地域公共交通計画のうち、本日の2番目の質問、運転免許返納者に対する特典というサービスについてお伺いします。

答弁においては、やりませんというお答えなんですけれども、当町としては運転免許返納を促進するというお考えはあるのでしょうか。特典はつけないかもしれないけれども、そういうことを促進していこうというお考えはあるのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

交通安全という観点から、防災課のほうからお答えさせていただきます。

まず、加齢による身体機能低下などにより、運転時の操作ミスが起りやすくなり、ハンドルやブレーキなど不適切な操作による交通事故の割合は、75歳以上の高齢者の場合、一般ドライバーの約2倍というデータがございます。

このような背景から、高齢者の運転に不安を感じるようになった高齢ドライバーの方々の運転免許証を返納する制度が確立されたわけなんです、こういった意味合いからすると、交通安全対策としても、このような免許返納を促進することは必要であると、そんなふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 都市部においては、運転免許返納しても公共交通がしっかり発達して

いるわけで、移動に大きな支障はないかもしれませんが、吉田町はもう自家用車がなければ生活できないという状況にあると思っています。そうした中で、運転免許を返納するかどうかを考えると、運転中の集中力の低下とか、返納してしまえば俺の生活は、私の生活はどうなるんだろうというようなことを考えて、どうしようかと決めかねている方もいらっしゃると思うんですが、それで町内を走る新しい交通というのを考えていらっしゃると思いますけれども、最後に決めるのは本人や家族の意思で決めることになると思います。

新しい交通を導入したとしても、すぐに気兼ねなくお出かけできる町になると思わないわけで、運転免許の返納を考えている方のちょっと背中を押すような特典があれば、より返納促進の一助になると思うんですが、高齢者の運転ミスによる悲惨な事故が世の中では報道されておりますが、それが起こる前に、そういうことを吉田町としてやっていくということはいかがなものでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

今、議員おっしゃるとおり、免許返納者の方、今までは車で移動していたけれども、今後免許を返納することによって移動手段がなくなるという中で、先ほど答弁の中でもありました気兼ねなくということで、それを補う形で公共交通計画というものを今つくって、新しい交通というものを始めていこうということでございます。

これは、先ほどあった料金の設定にも関係してくるんですけども、基本的には、免許返納者の方もそうですし、もともと免許を持っていない方というのもあります。その差をどうするかという話もありまして、基本的には新しい公共交通の利用者であるコアな年齢層というのが、やはりその免許返納者の方であるとか、もともと免許を持っていなくて高齢になった方とか、そういう方がコアなところになってくると思うんですけども、そういう中でも気軽にというところで、料金設定をさせてもらうところでは、先ほどあったようにバスよりも高く、バスより便利だけれども、値段はバスよりも安くないですよ。

その代わりタクシーよりも利用しやすい料金でということの設定でいきますので、そのところを事業者と調整を取らなきゃいけないもんですから、そうすると、基本的に割引というよりはその設定金額をどこにするか。それが高い金額に設定するわけではなくて、なるべく利用しやすい料金であって、なおかつ事業者とも共存できるというところを探していかなければいけないので、割引という観念で公共交通を考えるのではなくて、その料金の設定をどうするかというところでは、その辺は考えていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 料金のことはおいおい聞いていきまして、免許返納は取りあえず置いておきます。

町内を走る新しい交通についてお伺いしますけれども、先ほどその最初の質問で1日の時間帯、どういう方が使っていただける、方向ということに関しては、朝は通勤とか通学の方、昼間は高齢者の買物とか病院というお話、そこは想定どおりのお答えなんですけれども、そもそも、例えば今バス停を使っている、ジャストラインを使っている方で何名ぐらいいらっしゃるんですかね。



○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

何名というのは今、利用者がどのぐらいいるかというところですかね。

〔「今はそうです。次にまた細かく聞きます」の声あり〕

○企画課長（石間智三郎君） これからバスでここから静岡に行ったりだとか、そういう方というの、実証実験の中でまたやっていくんですけども、その調査について、OD調査とかそういうものをしながら、利用状況といいますか、そういうものは調べていくんですが、どのくらい実証実験をすることによってくるかというのは、今後ちょっと実証実験の中で把握していきたいというふうに考えてございます。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） とはいえ、12月ぐらいからですか、朝始めるというのは。これ計画では6時から8時までになっています、予定では。そこで、ジャンボタクシーというか、ジャンボタイプの車を使うと、セダンよりもより多く乗れるということから、そのぐらいの数は把握した上で、やっぱり朝は人数が多いからこっちにしましょうというようなことを考えていらっしゃるのかなと思うとそうでもない、これから考えますということなんですけれども。

6時から8時の間に2台がぐるっと回るわけですね。朝は、想定はここには何時ぐらいに来ます、ここは何時ぐらいに来ますというような案内を出しておいて、その時間に乗る方は来て下さいというような想定だというふうに聞いているんですけども、これ6時から8時の間に何周ぐらいできるものなんですか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

すみません、先ほどのさきの数値というところで、自分のほう見落としていまして、今、吉田町内で乗降者数というところが、令和2年度の参考値といたしましては、年間で32万6,701人ということでございます。これが町内のバス停の今利用している方がそのぐらいいるというところでございます。

先ほど言った何周ぐらいできるかというところなんですけれども、今のところ1台の想定で、その、今度それこそ、これは実証実験してみないと分かりませんが、今そのコース、どこに停車位置を設けてどういう回り方をするかというのを、その乗降場所については今、検討してつくっている最中でございます。これにつきましては、乗降場所については民生委員さんとの会合でお力を借りたりだとか、あと自治会のほうにも話をさせてもらって、ある程度うちのほうでつくった乗降場所のところをもう一度精査していただいて、乗降場所を決定していくという作業を今やっているところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） この質問、早過ぎましたかね。何も決まっていなようなお答えなんですけれども、あと3か月じゃないですか、10月って。こういう状態でいいのかなというのが非常に心配になってきたわけで、要はここで聞きたかったのは、朝、バス停まで新しい交通でそこまで行ってジャストラインに乗ってもらうと。そうしたときに、今、そこまで家族の方が送っていらっしゃる方、そういう方がいれば、そのタクシーを使えば家族の負担も減

るし、金はかかりますが、便利になると。バス停を使う方でも、近くであれば歩いて行っている方もいらっしゃるし、自転車でそこに行っている方もいらっしゃると思うんですよ。

そういう数を把握しておけば、その時間帯に何人の方が今回の新しい交通を使ってくれるという、ある程度の予想がつくと思うんですよ。そこはやっぱりしっかり調べた上で実証実験をやるべきではないかと私は思っていて、そういうことはやっているのかなと思ったりそうでもない。歩いている方でも、雨が降れば使いたいよという方もいらっしゃると思うんですよ。そういうのは朝使っている方に対して、立会いで調査してどうですかということもやっておけば人数は把握できると思うんですが、頭の中で考えるよりそういうことをやるというような計画はないのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

利用状況ですよ。今、実証実験をやるときに、果たしてその今、朝の時間帯でどのくらいの方が使ってもらえる頻度があるかということころは、実証実験の中で調査のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） だから、私の考える実証実験と町の考える実証実験、イメージが随分違うというふうに私はちょっと思っていて、実証実験やれば何でも分かるだろうじゃなくて、その前にしっかり調べておいて、要するに実証実験を成功させないと本格稼働に行かないわけだから、できるだけ調べて、こういう方に使っていただきたい、こういう人は使ってくれるだろうというようなことをしっかり調べた上でやっていただきたいというふうに私は思っています。

次の質問も、昼間にお医者さんとか買物へ行く、もちろん人数はこれは難しいと思うんですよ、調べるのは。とは思うんですけども、例えばですよ、朝10時に住吉の方、川尻の方、片岡の方、3人が朝10時に来てくれと、予約を入れようとした場合、これどうなりますか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

それこそ、例えば何時に到着時刻があって、じゃ何時にここへ到着というのは、今うちで考えているのは1台を、今2台、昼間だったら2台を運行させるんですけども、その中でシステムで、まず1時間くらい前までには予約してくださいという中で、乗れる人数で予約が入ったものを割り振ります。割り振った中で、それが一番効率よく回ってそこに行けるところというのを、そのシステムの中で経路をつくりまして、その経路に合わせて運行していくということになりますので、例えばかなり離れたところでどうしてもここが遅れるということであれば、じゃその乗降時間をもう少し早くするだとかというところの話は出てくるとは思いますけれども、そういうシステムの中で経路は考えていきたいというふうに考えてございます。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 今回計画している中で、予約は最後は1時間前だということですが、やり始め、予約可能なのはいつ頃からを想定しているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

それこそ朝早くだと1時間前というとなかなか、朝8時とかというとその前がありますので、前日までとかそういう条件は多分ついてくるとは思いますけれども、前に、何日までで予約すればいいというのは、一月前でもいいよとかというあれではないんですけれども、ある程度前でも予約は受け付けられるということになっています。それが一月、二月先ではなくて、例えば、二、三日前に予約したいんだけどというのは受け付けられるということになります。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 先ほど例を挙げたのは、今2台であるとしたら、同時時間に3人を申し込むのは難しいわけじゃないですか。できないわけじゃないですか、物理的に。皆さんが譲ってくれる、じゃこれぐらいにしてもいいよという話になればそれで収まるんですけども、やっぱり10時だと、3人。そうすると誰を優先するかというと、最初に予約した方を優先するということになるのか、その3人も含めて御相談で、一番最初に10時と言ったけれども、こういう方がいらっしゃるんでちょっと早めてもらえませんかというようなことをまた相談するんですか。その辺が分からないんですよ。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

そこはそのシステムの中で、例えば最初に予約した方がもうここに入っているということになれば、じゃここはちょっとずらしてくださいとかという話になると思います。これをじゃもう一回、要は運行できる時間の締切りのところまでに、どのくらいの人数がいて、どう効率よく回るのがいいかというところをまず調べますので、この人はこのタクシーに乗ったほうが効率よく回れるよというところをやっていきますので、もともとのある人の時間に、次にこの人が入る、ここが入る、ここはちょっと、この人数だと今回は時間どおりに行かないからここはずらしてくれと、次に予約する方、その方はずらすような予約システムになってくるというふうに考えております。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 今の話聞くと、締切りの1時間後にそういうことを考えるというのか、予約の都度にそれは最適ルートを考えてやっていこうという考えなのか、要は最初の方が優先されるとすれば、本当にこの日決まっていれば、できるだけ早く予約しておきたいですよ。先に予約されていればその時間無理だとすると、そうするとやっぱり1週間前とか、予約のスタート期日は決めておいたほうがいいと思うんで、そこはちょっとしっかり考えていただきたいと思うし、これスマホでやる方と電話でやる方がいらっしゃるわけですね。そうすると、先に10時に予約が入っていれば、スマホで予約しようとする、もう10時には予約できないというような表示になると考えておけばいいんですか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 効率よく回れるルートを考えますので、そこでもし、それが無理であれば、はじくような形になると思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） そうすると、電話の方はその対応される方が、この時間はもう予約入

っていますから前後ちょっとずらしていただけますかというような案内が入るという理解でよろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） オペレーターのほうで受付したものを予約の中に入れていきますので、そういうことになると思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 大体そのイメージはつかめました。

では、いろいろ考えているんですが、時間があつたらそれやります。

今の時点で、この2番目の料金300円は決めていないということでしたけれども、これいつ頃決めるんですか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

この料金につきましては、先ほど答弁にありましたとおり、吉田町の公共交通協議会というのがございますので、そのところに料金を、この料金でどうだということでは上げていただいて、そこで協議した段階で決定するというところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） どうやって決めるかじゃなくて、いつ頃決めるかという質問です。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

今度7月3日の日に公共交通協議会でございますので、そのところに、料金のほうはこうということということで協議をさせていただいてというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） じゃ、そのときは金額を幾らにするかということは決めますけれども、計画書に書いている割引とかはその時点では決めませんと、そういう理解でいいですか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

その時点では割引というのは考えないということでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） そうすると、朝使ってもらおうという学生さん、幾らになるか分かりませんよ、300円であれば往復600円じゃないですか。学校に行くのが月20日あるとすれば1万2,000円ですよ。200円だと8,000円ですよ。1万2,000円使ってくれますかね、1か月。家族に送ってもらっているんですよ。家族の負担は減るけれども、その代わり1万2,000円出せといたら、俺なら使わんという思いがあるんだけど、俺が送っていくと思うんだけど、それでも使ってもらおうというふうにお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

それこそ、この料金の設定につきましては、先ほど答弁の中にありましたように、要はバスの料金よりもそこまで行く、例えば区間がバスで行く料金よりも高い料金でないとバスが共存できないというところが、この公共交通計画の中で大前提としてはバスの共存というところがございますので、それについては事業者のほうと相談をさせていただいて、その料金のほうは考えていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 決め方というのは何回もおっしゃっているんで理解しているんだけど、その料金で町民の皆さんが使ってくれるかどうかという判断は、そこには入ってこないということですか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

料金というか設定の段階については、気軽にというところは、なるべく低料金で使っただけのような設定はどこかと探る段階で、その大前提として、今あるバス路線がデマンドが入ったばかりに、要は事業として成り立たないということで撤退されるということは、それが一番まずいことで、バスのあくまでも補完という形で公共交通のほう、新しい交通のほう考えてございますので、その共存というのは必ず必要になってきますので、その協議はどうしても入ってくるというところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 決め方は理解しています。そこに町民の皆さんが使ってくれるような料金設定になるかどうかという考えはどのぐらい入ってくるのか、全然それは業者のことしか考えていませんということなのか、町民の皆さんが、やるんだから使ってほしいわけですよ。やる以上は。だから、使えるような価格設定にするように努力はされるのかどうかという質問です。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

それこそ皆さんに使ってもらえる、できるだけ使っただけの料金には設定をしますが、料金の設定に当たっては、バスの料金というところはどうしても考えないと、最終的にバス路線が廃線になってしまえば、それこそ公共交通の意味がなくなってしまうので、そこの兼ね合いがある中で、どこが一番、両方とも折り合いの中で使用できるかというところを考えますので、まるっきり業者のことだけ考えて、町民の人のことは考えていないというわけではなくて、そこも考えた中でバス事業者との折り合いをつけるというところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） バス事業者も大切だと思います。ただ、バス路線、今三つですよ、吉田町。今回の新しい交通は、公共のバスを使ってもらうのも、使うためにそこへ送ると、そのために新しい交通を持ってくるというのも一つの目的だと思うんですよ。

よって、この公共交通の利用者をいかに増やすかも一つの目的だと思っているわけです。

その時点で、町内を走るわけだから、藤枝へ行くとか静岡へ行くとか島田へ行くという話じゃなくて、町内を走る中において、このバスを使ってもらうために、どうやったら今まで自家用車で走っていた人たちが新しい交通を使って、例えば島田行きに乗ってもらう。静岡行きに乗ってもらう。そういうことを促進するためにやってもらおうとすれば、できるだけ安い価格でこれを使ってもらう、公共交通を使ってもらおうというのも一つの考え方だと思うんで、業者の値段が高い安いじゃなくて、やっぱり吉田町内の中を走る車であるんで、そんなに業者が迷惑するというような話でもない。

結果的にはそういう業者の利用者が増えて、吉田町がその施設に支払っている負担金みたいなのを減らすというのも、大きな目的じゃないですか。そういうことも考えた上で、その料金設定をするということをやっと考えていただきたいと思います。これ答弁求めても同じ答えしか来ないんでやりますけれども、そういうこともしっかり考えた上でやっていただきたいというふうに考えています。

割引率も聞こうと思ったら、やらんと言うんでちょっと省きます。

予算のことですけれども、乗降スポットに50万かけると、予算上。これ、乗降スポットもまだ決まっていないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

決まっていないとか決定をしていないというところで、青写真というか、こんな間隔でこういうふうな場所という青写真みたいなものはできています。それにプラスアルファして、今度、自治会であるとか町内会であるとか、あとは民生委員さんであるとか、そういう方にその辺を見ていただいて、またブラッシュアップしていくという段階で今ございます。以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 懇談会、町内の各自治体から人が出てお話しした中において、乗降場所というのはごみステーションなり、300メートルぐらいの間隔で設置する予定ですよというお話があったんですが、それは守られているということでよろしいのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

考え方はそのとおりでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） では、今、新しい交通は2社のタクシー会社に委託するような感じになると思うんですけども、その委託料というのは、実際に運行しようがフル回転しようが同じ額なのか、その辺の契約の仕方はどうなっているんでしょう。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

今、タクシー会社からのタクシーについては借り上げを考えていますので、その期間中、タクシーは借り上げて運行してもらおうということで考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 借り上げというのは、町が1台借りて、それは動こうが動かまいが、借り上げているんだからそれだけのお金は支払いますというようなシステムだという理解でよろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） そのとおりでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） いいほうに振れて皆さんがいっぱい使ってくださいという状況において、1台しかないんで、ちょっとお電話いただいたけれども、行けませんというようなことを防ぐためにも、例えばその会社に委託料として、基本は1台、だけれども、いっぱい要望が出た場合は、そのタクシー会社の空車状況を見て2台、もう一台出してもらおうとか、そういう契約にすれば、町民の皆さんも割と断られずに済んでいいかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

それこそタクシー会社のほうも、1台は借り上げるとして、借り上げてそのものに関しては、運行をするのにうちのほうが借り上げているので、その時間帯全て回りますよということできますけれども、ただもう一台をとというと、タクシー会社としても使うか使わないか分からないというところもあるし、実証実験の中でそれを入れるとなると、じゃこの保障、借り上げじゃないですけども、その間の保障をどうするかという、また話になってきますので、なかなかその辺は難しいかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 今は1台借り上げて、使わなくても使っても支払うと。それよりも、基本料金を設定して委託するわけです。委託において基本料金を設定しておいて、稼働する分のある面を歩合制にしておくとか、そうすると、やっぱりタクシー会社とすればより乗っていただきたいわけだから、頑張ってサービスもいいかもしれないし、空車があれば、タクシー会社の空車率を減らすためにも、忙しいときはこれ導入しますよというような流れにすると、そうすると町民も助かりますよね。いっぱい要望があったときに、町はその要望に応じてくれる。タクシー会社も空車率を減らすという観点でメリットはあると。かつ、動けば動くほど収入は入ってくると。

要するに、町民とタクシー会社のウィン・ウィンの関係になるというふうに思います。町、役場からしても、町民の皆さんが満足していただけるとすると、それもウィンになるわけですよね。そうすると、町民、運行会社、町がそれぞれよくウィンを感じる、トリビンスプランになるというふうに考えますけれども、そういうお考えありますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

それこそ、今回借り上げにして実証実験をするという中では、借り上げの方法がいいかどうかを本当に、要はどれだけの利用率があって、どのくらいの運行ができるかというところも見たいところがありまして、それがまず最初に前提でありますので、この借り上げ料が果

たして、この借上げのやり方がいいかどうかというところも実証実験の中で、利用率とかそういうものを考慮しまして考えていきたいと思いますので、あくまでも本格運行に向けた実証実験の中で、どういうやり方がいいのかというところを今回探りたいということでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） そうすると、実証実験をやって、契約の仕方もどれがいいかという変更の可能性はまだ含んでいるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 実証実験の結果を踏まえて考えていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 5番目の質問で、広報はいつからやるかというお話ですけれども、8月から9月ということなんですが、計画には、導入前にワークショップを開きますと書いてあるんですよ。これはやらないということですか。

計画の17ページの運転免許返納者、返納予定者に向けた公共交通利用という中に、周知を行うというもの、町内を走る新しい交通の導入に際して住民向けワークショップを開催し、免許返納後も安心して町内を移動することを周知するという記載があるんですが、そのワークショップは開かない。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

住民向けというか、例えば先ほど通いの場であるとかそういうコアな、なかなか利用が考えられるというところに関しましては、集まっておいて操作方法とか、そういうものもございまして、そういう面では説明会を開いていきたいというふうに考えてございます。

住民向けにつきましてはそういう広報であるとか、あとはホームページであるとか、そういうところでも周知していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） そういうのを、要は実証実験で使ってもらわないとなかなか前に進まない、これ本当にいかに実証実験で使ってもらおうかということに対しては、結構考えて使ってもらおうような施策を打っていただきたいというふうに考えているわけでありまして。

今、分からないと答えられるのかもしれないけれども、実証実験でどのぐらいの方が乗ってくれるというふうに想定していますか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

それこそ、これ本当にいろんな大学のほうでも経験がございまして、そういうものをいろいろ加味した結果、1日当たり80人前後乗っていただければいいかなと、いいかなというよりも80前後を見込んでございます。

以上です。



○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 私も分かりません。けれども、80人乗るかいという思いがあるわけです。今の流れでいって。

私のポイントは、今日ここにいらっしゃる方含めて、ほとんどの方が車で来ていますよね、ここへ。その車を使っている方が、この新しい交通を使うようなきっかけを、こんな使い方もあるんじゃないかということで、こういうときに使ってくださいよと。この人たち、大多数ですよ。その大多数の方を新しい交通に引き込むことが、これの成功の一つ秘訣ではないかと私自身は思っていて、車を運転している人に、新しい交通ができたから乗ってくださいよと言われても、まあ自分で行ったほうが早いということなんです。そこで、やっぱりSDGsの考え、省エネの考えでと言ったって聞きませんよね。そうすると、何がしか、今、車を使っている方に使ってもらうような施策を打たないと、なかなか進まんような気がしているので、実証実験の中でお話にありましたけれども、お試し券みたいなのでしっかり使ってもらって、そこで話を聞いて、アンケートだけではなくて、実際、直接聞いた方が私はいいと思っているんだけど、こんな使い方ありますよと、そういうのをどんどん出してくれば、それを皆さんに広報して、新しい交通の使い方みたいなのが皆さんにお知らせして、そういう使い方もあるのかということで、じゃ、俺も1回使ってみようみたいな感じで話がいいほうに流れていけば、うまくいくというふうに思っているので、そこを何とか進めていただきたいなど。そのためにはやっぱり後半ありましたけれども、お試し券みたいなものをしっかり考えていただいて乗っていただくということを考えて、より新しい交通を使う人を増やしていくということを考えていきたいというふうに考えております。

もう時間もあまりないので、通告書にも記載しましたけれども、住民アンケートでは「交通手段がない」「少ない」という方が、多くの方がそのことを懸念しているわけです。町内を走る新しい交通が、私はその救世主になってくれるということを期待しています。

実証実験では、使う方々は慣れないこと、予約の仕方とか戸惑いもあると思いますし、運行するほうも新しいことですので、勝手が分からないこともあると思うんですが、最初は多くのトラブルが発生するかもしれませんけれども、何年後かに町内の町政に関するアンケートをまた取ったときに、交通手段が少ないとかいうのが、少なくとも今出している人の半分ぐらいに減るように頑張っていたいただきたいと思いますし、先ほどの同僚議員の一般質問にありました住みやすい町ということの目玉の一つにもこれはなると思うんですよ。だから、そういうことでいろいろあると思いますが、大変でしょうが、その町民の皆さんの意見をしっかり聞いて、これを成功に導いていただきたいというふうに考えておりますので、頑張っていたいただきたいと思います。

力強い御意見をいただければ幸いです。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 先ほど議員から、実証実験に対する考え方がちょっと違うようだというお話がありました。まさに議員は、実証実験を成功させてちゃんと本格運行にしろということなのでしょうが、我々、すみません、初めての経験でありますので、分からないことがいっぱいあります。そういったことを実証実験の中でいろんなデータを集め、それで本格運行に向けてやっていきたいという考えなんです。もう一つさらに言うと、例えば、本当に指標を、満足度を指標ということを我々は考えておりますが、満足度をやっぱり極大化し

ようすると、自家用車が乗れなかった方は、本当はタクシーが一番いいんだと思うんですね。バス停まで行かなくて済むし。そういったことを考えると、例えばこれで本当にうまく行かないと、乗る人もいろいろやってみたけれどもうまく行かないということであれば、タクシー助成ということに切り替えても、そういう判断だって今後はあり得るんじゃないかと思うんですよ。要はできるだけ満足度を高くし、財政負担も少なくしといういろいろな条件の中で選択肢を考えていきますので、その辺のところ、この実証実験ということをやりながら、その辺も含めて、そういう意味では、必ずその新しい交通を成功させなきゃいけないという一つ大事なことだと思うんですけども、それだけにとらわれるんじゃなくて、実証実験の中で違うこともやっぱり比較していくということも、我々はあっているんじゃないかと思っておりますので、そういったことも含めて、いずれにしろ実証実験をやりながらそういったことを検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積議員。

○7番（平野 積君） 私が懸念しているのはそれなんですよ。

要するに実証実験やって、あまり乗りませんと、これやめますという結果になってしまうんじゃないかと。そうするとタクシー助成。私が一番思っているのは、タクシー助成がいいんじゃないかと思っているわけですよ。でも、それでせっかく町がやるんだから、これは成功させて、皆さんが気軽に使えるようなのが本当にうまくいけばいいと思っておりますし、それを成功させるためにしっかり考えて準備を進めてくださいというのが私の願いですということで、よろしくお願ひしますとしか言えないんですが、頑張ってください。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（大石 巖君） 以上で、7番、平野 積君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時5分とします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時04分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 盛 純一郎 君

○議長（大石 巖君） 引き続き一般質問を行います。

3番、盛 純一郎君。

〔3番 盛 純一郎君登壇〕

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

改選後の初質問になります。今期も自分なりに、町のある部分では発展、ある部分では維

持、こういうものに少しでも寄与できるよう、町民の方とコミュニケーションしながら、様々な施策、この時代に応じた追加、あるいは変更・改善、スピードアップ、そうしたものを提言できればなど、一つでも多く思っております。

今回は、ちょうど選挙は今回ありませんでしたが、その前に、3月ぐらいにちょっと考えていたことです。広報よしだ3月号の8ページ、資料1に記事が載っております、これがちょうど注目というか、目に留まりまして、これもし議員続けられたら、初の質問でぜひやってみたいなというところを取り上げさせていただきました。

一つは、そのページにありますように、From Yoshida 若者応援プロジェクトというものについてです。

通告を読み上げます。

町内出身者の進学や就職を応援するため、金融機関と企業、そして町が連携して実施しているFrom Yoshida 若者応援プロジェクトというものがあります。大学等へ進学を希望するものの、学費や住居費などを家計から捻出するのが大変だ、不安のある、そうした町内在住の若者やその保護者にとって、また大学は町外というか、県外とか、行ってしまうものの、将来的にUターン就職などで地元への生活回帰、これを視野に入れている学生にとっては、これは有効活用してほしい仕組みであると考えております。

本プロジェクトに関しましては、まだ年数はたっていませんが、この登録者を増やして、対象世代の家庭に対してメリットを訴えて理解してもらい、そして選択肢を提供するだけでなく、今後、幅広い施策展開がこの若者の地域在住選択の土台につながればいいなど、そうしたことができないか、そうした観点から以下の質問を行います。

一つ目、当プロジェクトにおいて、町は該当する地域の若者世代、その親御さん世代に対し、どのようなことを期待しているのか。

二つ目です。当プロジェクトに係る町の具体的役割はどのようなものか。

三つ目です。参加表明した方、参加者にはどのようなメリットがあるか。

四つ目です。現在の参加の実績値、これはどのようにになっているか、ここに対し、目標の設定などは行っているのか。

五つ目です。今後このプロジェクトを活用した新たな企画、そうしたものの検討は行われているのか。

六つ目です。申込期限というものが設定されておまして、今年度の方で言えば、年末までになっているんですが、この期限の例えば延長、あるいは対象世代の周知への拡大策、こうしたものについてのお考えはありますかということです。

そしてその資料1、一つユニバーサルデザイン飛ばしまして、もう一つ囲みがしてあります。今度は、今のは若者とその親御さん世代、こちらは単身高齢者ですが、高齢者世代に向けての施策ということで、対比といいますか、一つのページの中に二つあったものですから、非常に目に留まりやすかったところがございます。

この携帯型緊急通報システムの貸与というのが、本年度から実施されているということはこの3月の紙面で知って、非常に期待をしておるところです。高齢化はもう止まらないので、今後増えてくる中で、こうした機器活用でどれだけの人が、少し暮らしが安全になるかという観点でちょっと質問をしていきたいと思っております。

高齢化の進行に伴い、独居高齢者の増加とその見守り施策についての需要が高まっている

と考えます。そうした中、町は今年度から新たに独り暮らし高齢者が、安心して安全な在宅生活を送るために、見守り機能を搭載した携帯型の緊急通報システムの貸与を行っています。今後、この施策の展開に注目し、利用対象者の拡大の可能性も考え、以下質問をいたします。

1、本施策の予算措置、そして貸与可能台数、これは現状どのようになっていますでしょうか。

二つ目です。貸与可能者の把握、先ほどとちょっと同じような内容ですが、目標値などは設定しているのか。

三つ目です。65歳独り暮らしという縛りがあるんですが、これ年齢にかかわらず、例えばですが認知症状のある方、障害のある方、幼児・児童、こうした方への利用拡大検討は行える可能性があるのかと。

四つ目です。これも広報や周知手段ではあるんですが、対象者が検討できるように、やはり実物を見て、サイズですとか機能なんかをちょっと確認できるような実機の紹介、それから常にここに行けばサンプル置いてあるよというような状態。あるいは実際にモニターみたいな形で一定期間使っていただいて、便利だと思った方は継続する、いや、要らんわと思ったら返却する、そのような試用などを含めた周知策。そして広報の手段ですね。広報紙に今回は載っていたので目に留まりましたが、これは例えば今後やらないのか、年に1回必ずやるのか、もっと増やすのか、そのあたりも聞いていきたいと思います。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） From Yoshida 若者応援プロジェクトについての御質問のうち、1点目の当プロジェクトにおいて、町は該当する若者世代に対し、どのようなことを期待するのかについてお答えいたします。

この事業は、町と島田掛川信用金庫が平成27年12月25日に締結した地方創生に係る相互協定及び連携に関する協定書に基づき、金融機関、企業、町が連携し、吉田町出身の若者の進学、Uターン就職を後押しするため、令和3年12月23日にFrom Yoshida 若者応援プロジェクトとして新たに協定を締結したものでございます。

その後、株式会社静岡銀行、しずおか焼津信用金庫、ハイナン農業協同組合とも同様の協定を締結し、これらの賛同金融機関とプロジェクト賛同事業者50社が連携して事業を行っております。

町としましては、進学を希望する学生の学費に関する不安を解消することで学ぶ意欲を支援し、将来、地元企業へのUターン就職や自身の専門分野を生かした起業を行うなど、地域で活躍する若い人材が増えることを期待しております。

次に、2点目の当プロジェクトに係る町の具体的役割はについてお答えいたします。

町の役割としましては、学生と保護者に対して、プロジェクトの情報発信を行っているほか、プロジェクト参加者の登録事務などを行っております。

また、町内外からプロジェクト賛同事業者を募集し、各事業者の情報を学生に提供することで、地元の企業を知り、Uターン就職を考えるきっかけになることを期待しております。

次に、3点目の参加者にとってのメリットはどのようなものであるかについてお

答えいたします。

このプロジェクトのメリットは、登録していただいた学生の保護者が、通常よりも低い金利で教育ローンが受けられることでございます。また、登録している学生の皆様に対しましては、毎年開催しております町内事業者が参加する合同企業説明会や各企業のインターンシップに関する情報など、就職活動に役立つ情報を配信しており、地元を離れて学生生活を送っている皆様にも、地元企業の情報が入手しやすい仕組みとなっております。

次に、4点目の現在の参加の実績値は、参加者数の目標設定などは行っているかについてお答えいたします。

令和4年度からスタートしたこのプロジェクトの登録者は、現在4人でございます。登録者の目標値については定めておりませんが、できる限り多くの方に知っていただき、必要な方に制度を活用していただけるよう、分かりやすい情報発信を行っていきたくと考えております。そのためにも、登録者数を増加させる施策を検討する必要があると考えております。

次に、5点目の今後、当プロジェクトを活用した企画などの検討はについてお答えいたします。

現時点では、このプロジェクトを活用した新たな企画などの計画はございませんが、今後、金融機関や賛同事業者などと連携を図り、賛同事業者と学生が交流できるような企画を検討してまいりたいと考えております。

最後に、6点目の申込期限の延長や対象世帯へ周知拡大の手段についての考えはについてお答えいたします。

このプロジェクトの申込期限は、登録者となる学生が入学した年の12月までとしております。町といたしましては、申込みに必要な時間的配慮を十分に取っていると考えておりますが、今後必要に応じ、延長について検討してまいりたいと考えております。

また、対象世帯への周知につきましては、協定を締結した金融機関でも、保護者などへこの事業に関する情報提供を行っているほか、今後はプロジェクトの賛同金融機関と連携し、高校への働きかけを行うことにより、事業の周知を図ってまいります。

続きまして、携帯型緊急通報システムの貸与についての御質問のうち、1点目の本施策の予算措置や貸与可能台数はどのようになっているかについてお答えいたします。

本町のひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業は、独り暮らしの高齢者に体調の急変や事故等の緊急事態が発生した場合に、警備保障会社が状況確認や関係機関などへの連絡や手配などの対応を行うもので、自宅設置型と議員の御質問にございます携帯型がございます。

このうち自宅設置型につきましては、自宅の電話回線を使用し、ボタンを押すことによる警備保障会社への通報機能、火災やガス漏れ時に警報音で利用者に知らせると同時に、警備保障会社に通報できる機能や安否確認を行える機能でございます。

携帯型につきましては、機器への接触や歩数などによる安否確認機能、緊急ブザーによる通報機能や現在位置特定機能、ハンズフリーによる通話機能などがございまして、これまで自宅設置型の利用希望者に事業説明をする際、外出時に使用できないかといった希望がございましたことから、個々の状況に応じてサービスを選択していただけるよう、2月に株式会社TOKAIと委託契約を締結し、運用を開始したものでございます。今年度の予算措置につきましては、独り暮らし高齢者数と自宅設置型の利用者数などを参考に、携帯型の利用者数を30人分と見込み、介護保険事業特別会計において91万800円を計上しております。

次に、2点目の貸与可能者の把握や目標値の設定はについてお答えいたします。

この事業の対象者は、基本的に吉田町に住所を有する65歳以上の独り暮らしの高齢者であり、その人数は令和5年4月1日時点において1,232人でございます。議員の御質問にありますが携帯型貸与の目標値を定めておりませんが、利用を希望する全ての人に貸与できる状態が望ましいと考えております。

次に、3点目の年齢にかかわらず認知症状のある人や障害のある方、幼児・児童などへの利用拡大検討はについてお答えいたします。

2点目の御質問でもお答えしましたとおり、この事業の対象者は、基本的に町内に住所を有する65歳以上の独り暮らしの高齢者等でございます。認知症や障害のある方につきましては、対象者の要件を満たしており、機器の仕組みや操作方法を御理解いただいた上で、操作が可能であれば御利用いただくことができるものでございます。

なお、幼児・児童につきましては、この事業の対象となっておりませんので、ほかの事業として実施できるか検討してまいります。

最後に、4点目の対象者への実機紹介や常時展示、試用などを含めた周知策や広報手段の検討はについてお答えいたします。

携帯型の実機の見本につきましては、利用希望者の皆様に事業について説明する際、実際に手に取って確認していただけますよう委託先からデモ機をお借りし、福祉課の窓口で常時展示をしております。

また、周知策や広報手段につきましては、制度について理解していただきたいケアマネジャーへの周知を継続して行う中で、デモ機を使用するとともに、議員御質問の資料にあります広報よしだ3月号のような周知や、制度について町ホームページに掲載するなどの対応をしております。

また、例年、吉田町民生委員実態把握調査により、民生委員、児童委員の皆様に、直接対象となる方を訪問していただき、事業の案内をしていただいているところでございますが、本年度からは、これまでの自宅設置型に加えて携帯型についても御案内をしていただくようお願いする予定でございます。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

答弁いただきました。おおむね適切かつ正確に、そして、こちらが期待したお答えに沿うものがほとんどでございました。追加の質問要らないんじゃないかと思うんですが、それでも用意はしておりますので、幾つかはもうちょっと詳しいところだけお聞きしたいと思います。

一つ目のFrom Yoshida 若者応援プロジェクトなんですが、今回の質問の趣旨は、今後の少子化対策ですとか、子育て支援施策、これは昨日も総理会見とかありましたよね、少子化に関して。子育てってどうしても出産から、ある程度学生の中では、小さい子をちょっと想定しがちなんですけれども、幼少期だけではなくて、特に最終段階といいますか、大学、その他への進学、これをちょっと支援してあげないと、今の若年世帯は大変厳しいのかなと思っています。国のほうではなんですけれども、支援の一環として今後は大学の学費をちょっ

と軽減していくとか補助していくとか、奨学金制度をもうちょっと拡充しようとか、もしかしたら一部無償化みたいなものもあり得るかもしれないんですが、自治体でそこまでとは全然思っていないんですが、自治体としては、そうした制度と連動しつつ、自治体の中でできる支援、これを今後やっていただければいいと思う中、これは突き詰めましてもやっぱりローンではあります。やっぱりローンへの橋渡しの役割だとは認識しているんですが、ここにもう少し魅力的な政策を加えることにより、先ほどよく午前中話出ていました今後の町の持続化の中で、やはり若い世代がこっちに帰ってきたり、留まったりするような施策の一つとして、ここにたくさんの方が登録していろんな催しをやることは、一つの案ではないかと考えたわけです。

地域の金融機関をいつでも頼れるような仕組みづくり、こうしたもの、また大学や例えば院に進んで、教養や専門性を高めたいと考える若い人材が、お金がないからと、もう無理だからという理由で初めから諦めて、その後の就職ですとか、地元の静岡とか、何とか通えるところへ選んでいく例、私も仕事をしていると大変よく感じることもあるんですが、ローンではあるんですが、選択肢は与える必要があると思います。ローンを支払ってもそうした知見を得ることで、非常に待遇のいいとか、世界的な仕事ができるとかいうこともあると思います。そうしたところなんです、とはいえ、そうした若い人材が就職で地元の地域も選択する、これも非常に今後目指していただきたいところなので、充実した社会生活が送れるように地元企業と結びつく機会を与えるアクションは、非常に歓迎するところでございます。

そうした部分をちょっと前置きさせていただいて聞いていきたいんですが、このプロジェクトに関しての町の役割は分かりました。ただ、行政そうなんですけれども、予算ないとなかなか重要なことができないというところがあります。この予算措置については、現状どのようなこととお尋ねしたいです。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

今、この中の町長の答弁にさせていただいた中でも書いてある中で、今できること、まだまだやらなくちゃならないところがある中で、予算として必要なものがあれば、そこは財政と話していく必要があるのかなと思うんですけれども、現在まだこのプロジェクト、実際3年に契約して4年から事業を進めているところの中で、いろいろまだまだもうちょっと整備というか、改善することもできると思うので、まずはそこをやった上で、しっかり精査した上で検討していくことが必要だと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です

ということで、いろんなことに対しての施策のお金というのは、やりたいことがそのプロジェクトの中でやってみたいことが見つかった中で、要求にという形になっていくのかなと思います。現在に関しては、特にそれを使ってできるような予算枠はないというふうに認識しておきます。ここの拡充は望みたいと思います。

それから、このプロジェクトは、金融機関への橋渡しをするのは認識しているんですが、プロジェクト登録をしておく、例えばローンの審査が非常に簡略化されるとか、あるいはローンなので与信とかあります。この与信が通りやすくなるとか、そのあたりのメリットと

いうのはあるんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

登録した学生と賛同金融機関と、当然結んでいる協定でいけば、低金利で借りられる状況にはなっております。細かい審査内容とかそういうところについては、ちょっと金融機関のところはどういうふうにやっているかとかちょっと承知はしておりませんが、現在のメリット、先ほど答弁のあったことと繰り返しのなってしまうんですが、低金利というところになっております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 御答弁について言いますと、令和4年度からスタートということで、昨年からで、今年が1年たって5、6、7という時期なんですけど、その中で登録してくれている人は4人と、登録段階では、恐らく厳しい審査というのではないかと考えています。吉田町に住んでいる方で条件を満たしていれば、登録は誰でもすると。ただしローンの与信はまた別の話、やはり経済状況なんかを考慮して、融資枠とか融資額、それから返済の期間なんかに関しては、これはちょっと町が現状関与していないということでもよろしいですね。

ということで、ローンに関してはちょっとしょうがない部分があるんですが、取りあえず登録はしておいたほうが良いという状態が、例えば高校生ですとか、大学生、その世代の方々の5年後、10年後を考えたときに、ここを登録しておいたほうが良いなということで、申込み、問合せ、もう少し増えてもいいのではないかと考えております。

今後、答弁でも少し書いてありますけれども、今の人数に対してどのくらいの数値を目指すという具体的な数値目標は、今出せないかもしれないですけども、1年たって4は、吉田町の適齢の学生の数を考えると、恐らく300から400ぐらいいらっしゃる中でのその人数なので、かなり私は少ないという印象を受けていますが、そこを踏まえてどうでしょうか。もう少し増やそうとか、全員が登録が望ましいなとは私は思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

現状を言いますと、今、登録者している方は、あくまでも低金利というところで登録している方が全体的だと思っております。ただ、若者応援プロジェクトというキャッチフレーズにもある中で、吉田町から町外、県外出た方が、吉田町の情報を知っていただいて、選択肢として吉田町にこういう企業がある、インターンシップを含めてなんですけれども、その答弁にもあるんですけども、そのつながりというかそういう部分については、何かちょっと考えていきたいと思っておりますので、そのためにはやっぱり登録者を増やして、帰ってきたときに、各地に散ったというか、出た方々たちが戻ってきたときに交流もできればなおさらいいのではないかなと思っておりますので、ここの登録者については、ちょっと力を入れていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。



そのような御答弁がいただけているので、あまり細かいところはとっております。

ただ、ローンを組むことに関しまして、今年度の12月28日までと、4月から機会を設けていらっしゃるんですが、年齢制限は特に設けていないとこの資料からは感じています。要するに、大学や専門学校に進学する人で町内に住んでいる方、これを満たせば登録されるということは、私はちょっと想定として、高校3年生や大学1年生の方がこの時期に登録しておいてという想定をしていたんですが、例えばジョブチェンジで専門学校に行く必要がある、これはよくあることです。そして、学び直しなどで使う方、それは若者応援プロジェクトと銘打っているんで、これの方が使えるかどうかはまた年齢の制限はある程度かかる可能性もあるんですが、そうした際に、取りあえずここに入れておいて、ローンの相談がしやすくなるような状態が望ましいと思います。ここに関しては、では、ここまでにしておきます。

次に、もう一つの側面である企業への紹介です。こちらの部分なんですが、どの自治体もそうなんですけれども、進学先、特に都心部への若者人口の流出というか、もうこれしようがないことなんですけれども、これが著しいという状態がずっと続いているわけです。新しい場所が替わって、そこで就職をして、所帯を持ってという形が多い中で、価値観の多様化だったり、学生にとっては、やはり居心地がよかったらそちらのほうに定住する可能性が高い、そこで仕事も探したほうが楽しし安心だと、あるいは人間関係が、なかなかそこで築かれたものが捨てられなくてということで、地域に戻ってくる方がなかなか現実的にはそこまで今いないのではないかと、様々な理由があると思います。

ただし、例えば地元で、先ほどテレワークに関して、地方分散という意味合いもあるんですけれども、東京がちょっと今一極集中過ぎるので、地元で例えば好待遇の就職をしやすいといったこととか、つながりのある友人ができるですとか、あともっと言いますと、同世代の出会いの機会があるとか、それは婚姻も含めたところなんです。そうしたチャンスが、このプロジェクトの今の予算や施策ではちょっと難しいですけれども、そうした機会を創出するのも一つの行政として、ぜひ検討をしていただきたいと。自助の部分も大きいんですけれども、どこまで町が関与できるのかということもありますけれども、特に婚姻数の減少が今少子化に拍車をかけているのが明白なものですから、出会いの機会がないとか独りがいいというものもあるんですけれども、そうした機会演出、あとは雇用の安定というところで、地元に戻れば企業が手を差し伸べてくれるよというようなところがたくさんあるといいとっております。

これは御答弁でも様々な施策については今後ということだったんですが、私はチャンスがあるならば、Uターンを視野に入れてみたいという方が増えてくるといいなとっております。登録者を増やして、年数が数年たって、5年後、10年後、Yoshida応援プロジェクトに参加している同士でパーティするとか、会合を持つとか、出会い機会創出するとか、そういうこと、就職説明会もそうですね。婚姻機会の提供、あるいは住宅新築に関して相談乗りやすいですとか、これはローンにも関係するところなんです。こうした側面支援、その企画、これについての町の見解をちょっと伺いたいです。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

この事業、若者応援プロジェクトということで実施しているものであります。このところは、あくまでもももとの発信は、地元の進学する学生を支援して、いずれは将来吉田町にUターンしていただくということでやっているんですけれども、現在の登録期間は学生が

卒業するまで、もしくは本人からの抹消の申請があった時点という形になっておりますので、今、議員がおっしゃったその将来につながる若者応援というところについては、現在、産業課でその事業支援も含めてやっているんですけども、他課との連携が必要になってきますので、そこはちょっと今後の課題、検討のところになってくるかなと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 理解はしました。唐突にいろいろなものを全部ここにぶち込めとは思っておりませんで、様々な施策、そしてそれは時によっては課を横断しながら、もう一つ別の大きな施策としてやらなきゃいけないというところも検討していただきたいと思います。

最後に一つ、現状4人登録というんですけども、広報の部分、3月号に載っていましたが、12月までですと。これで終わっちゃうと、なかなかやはり問合せすら、もしかしたらこの時期に発生して、From Yoshida 応援のプロジェクトに入りたいというのが、12月までに登録もともかく、問合せがあまりないのではないかと、現時点ではない場合、3月に出して、今は6月です。ここ3か月での問合せ状況はどのような感じですか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

ここ3か月の問合せについてはゼロ件です。

以上です。

○3番（盛 純一郎君） 広報紙に3月に載って、この枠なので……

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

失礼しました。ゼロというのがちょっと初めてだったんですけども、3月に載って、12月まであるので、まだ進路決定がこれからというか、実際はそこまで困窮している家庭もないとか、様々な条件はあると思うんですが、やはり問合せゼロというのは寂しいかなと思いますので、そうした部分の拡充を期待したいんですが、その一つの手段として、これも対象の世帯は把握できているわけなので、吉田町に住む進学を目指す方ということで、年齢的な把握はできるので、案内だけでも、ちょっと経費はかかりますけれども、送付しなきゃいけないのではないかとこの考えもございます。そこに関しては、事前に課長とも少しこれは議論をさせていただいたんですが、そこに関してはどのようなお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

その案内を出すところについては、今年度やり方をちょっと、今後の検討なんですけれども、プッシュ型というか、そういうものをちょっとダイレクトメールなり何かやり方をちょっとやっていこうかということで今進めようと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） そうですね。吉田町LINEなども活用していただいて、特に現役世代はそうした電子情報の取得が非常にしやすい方、直接対象者に言うのか、世代に対して発送するのにはあると思うんですが、そうしたのをぜひ考えていただきたいと思います。

では、こちらの件に関してはここまでにしたいと思います。

もう一つは、携帯緊急通報システムの貸与です。

過去の履歴をいろいろ見ていますと、御答弁にもありましたように、在宅による置き電話だと思っただけですが、そこに置いてある通報システムがあり、こちらは完全に新しいものだとも認識しています。しかも、この4月から始めるような形ですね。料金がすごく安いと感じました。これ年間で3,000円ちょっとです。年間3,000円ちょっとで対象者に持ってもらう、ある程度GPSで場所が分かる、安全だという施策は、これはもっと広げていいのではとすごく感じたんですが、高齢者福祉政策としての一定の線引きはすごく理解するんですけども、65歳って結構元気な方もたくさんいらっしゃるって、70歳でも、年齢でちょっと線を引くのは、年金とかではないので、65歳で、しかも独り暮らしという条件がついています。こういうのに頼らざるを得ない状況になる、あるいは相談してみようという方は、年代はちょっと、確かに65を一つの区切りにするということも考えられるんですが、もっと上げる、もっと下げる、あるいはそこら辺の年代だったらちょっと含みを持たす、いろんな手法があると思うんですが、65歳と設定した事情はどのようなものでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

こちらの独り暮らしの緊急通報システムの事業につきましては、介護保険上の第1号被保険者である65歳以上というところで一定の線を引かせていただきまして、予算措置につきましても、介護保険の特別会計のところで見させていただいておりますので、一般的に65歳というところで線引きをさせていただいております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 線引きは必要なんですけども、65という明確な事情が恐らくその高齢者の一般的な定義としてというところはあるんですけども、もう一つ教えてください。単身高齢者、言い換えれば独り暮らしの高齢者。町内でも様々な形態がありまして、完全に独りで暮らしていらっしゃる方もおられれば、いわゆる内縁関係の方ですとか、あるいは家族と世帯分離をして、要は同じ敷地内なんだけれども、別世帯という形にしている、どこまでが独り暮らしの高齢者というところなのかだけ教えてください。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

独り暮らし高齢者のこの事業は、安否確認、主にそういったものを目的としている事業でございますので、住民票がどうなっているかだとか、一定の審査はさせていただきますが、今までやはりこういったシステムの貸与につきましては、その家庭内といいますか、高齢者の方の生活の中で、どういったものが不安なのか、支援が必要なのか、そういったところを御本人の生活状況を聞き取りをさせていただいて、必要と判断、できれば利用させていただくというところで審査はさせていただいております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 実際は、例えば実態の調査まで行った上での独り暮らし認定なのか、それとも独り暮らしというところが申請で出てくればそこで通すのかということについては、ちょっとどこまでなんだろうなというのがありましたので。というのは、今後いろんな

形で増えていくのは間違いないですよ。なので、独り暮らし高齢者と定義した場合のその部分は、今後明確に明文化していただければと思っております。

それで、実際は制度が始まったばかりなんですけれども、30台分の予算を取っていらっしゃる。答弁の中ではお触れはいただかなかったかな、まだ始まって間もない、2か月ちょっとぐらいですか。もう既に利用されていらっしゃる方、おられますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

現在2名の方に御利用をいただいております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

年間で30台規模を見越しての予算確保だと思うんですけれども、この時期で2台といたのが十分なのか、それともちょっと足りないと感じているのか、そのあたりは私はもう少しあってもいいのかなとか、実際の持つ方が2台はいいんですけれども、問合せはもっとあってもいいんじゃないかなと思うんですが、近い質問なんです、問合せ状況に関しては、実際に持つまで至らなくても仕組みを説明してくれとか、実機見せてくれとか、そういうような問合せはどうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

この携帯型の緊急通報システムのみではなくて、自宅型の設置型を含めて、こういった独り暮らしの高齢者の緊急通報システムといいますか、そういった形でのお問合せについては数件、5件程度というふうに、今、実績としてはございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

調べていく中で、ちょうど4年目の当時の総務文教常任委員会の中で、独り暮らし高齢者のサービス一覧という中で、その家庭用の携帯、これも内容も見た上で質問をさせていただくんですが、別に見たところ、今回は高齢者独り暮らしというところなんです、高齢者の福祉サービス事業概要、これホームページで確認できたんですが、在宅支援生活助成事業の中に、位置情報端末機器の購入補助というのが設けられているんです。簡単に言うと、認知症状のある方の見守りとして、位置情報端末というから、恐らく携帯ですとかGPS機能、これを買ったときにはある程度の助成をつけるよと。ここは今回は年間のレンタルに対して新たに出すというところで、もしかしてここここって統合しちゃったほうがいいんじゃないかなといったときの、片や認知症対策、片や高齢者の独り暮らし施策というところのあると思うんですが、そのあたりの利用状況とかはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

今、議員が在宅支援生活品助成事業というところで、GPSについての質問だったと思いますが、こちらのGPSの事業につきましては、議員がおっしゃっていらっしゃるのとおり、認知症状のある方というところが限定的といいますか、対象となっております。

今回の携帯型の緊急通報システムというものにつきましては、認知症状があるなしにかかわらず対象ということになっておりますので、目的自体が若干すみ分けができていますというふうな認識でありますが、この携帯型の緊急通報システムにつきましては、やはり操作の段階で操作可能であるかどうかといったところも非常に重要なところだと考えておまして、GPSの事業につきましては、やはりどこか体に身につけるであるとか、そういった徘徊高齢者の早期発見といったところの目的がございまして、それを一つにというところでは、少し難しいというふうには考えてはおります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 福祉用具の重複とまでは言いませんけれども、仕様に分かれて、そのいろんな機器が、今は在宅での電話機のもの、今回のそのGPS機能のついたものと様々ある中で、また福祉は福祉でそういうものが別にあるというところで、その辺がちょっと町民の方がどこまで理解していらっしゃるか、すみ分けができていますのかというところで、やはり窓口で懇切丁寧な説明をして、一番いいものを選択していただくようなところを望みたいと思います。

もう一つ、この広報については、先ほどのFrom Yoshida 応援キャンペーンにも似ているんですが、3月号でここに載せた、問合せがどのくらいあるのか、成約が今2件とおっしゃっていましたが、問合せ頻度とかが福祉課さんでどうなのかというところについてお聞かせください。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

広報よしだ3月号に記事として載せさせていただいておりますが、今後はケアマネジャーにこの事業について説明をして、やはりケアマネジャーを通じての御相談も多くございます。それから、実機については、機器そのものについては、福祉課の窓口で常時置いておりますので、そこで御相談があった際には手に取って見ていただく。あとは、民生委員の皆さんにこの事業について再度周知をさせていただいて、実態調査と高齢者の皆様の接触する段階において御説明していただけるように、いろいろな手段を使いながら、広報に努めてまいります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） その広報拡充の件で、ケアマネジャーさんからこんなのあるよというところで、ただそのときにネックになるのが、独り暮らし高齢者への施策ではあるんですが、本人に言ったところで、本人がしっかりしていたら、どれだけ受け入れてくれるのかというのを考えます。端的に言うと、まだ要らんとか、冗談じゃないとか、あるいはさらに下の世代だったら、ある程度携帯があるとこの機能は全部代用できるので、それで要らないというケースもありますので、もしかしたら、先ほどの話に戻りますけれども、これというのは、そうした移動端末が事実上に使えない方、それは認知症であったり、あるいは高齢化でもう操作性が著しく大変だとか、そしてあと、逆に小さい子はまた別の施策で考えていただくということなんです、小さい子だつてやっぱり持たせておくと、親はすごく安心、どこにいるか、何しているかは、緊急では非常のベルも鳴るし、連絡でちょっとそれから声かけ

することもできるという意味でのここの拡充は、ぜひ、今回の政策とは別にこの器具を使ってこれだけ安いのであれば、やりたい人、ニーズはあると思いますので、お願いしたいなと思います。

要するに今の話であれば、対象外の方にも周知しておいて、自分が必要になったときに検討をする材料、あるいは、ちょっと難しい話なんですけど、要するに町内に独り暮らしのおじいちゃん、おばあちゃんがいて、しかも町内にいるという状態じゃないと、この情報はあまり有益では今ないんです。なので、そのあたりでは、対象枠を広げるのか、それとも吉田町におじいちゃん、おばあちゃんはいらっしゃるんですけども、町外の方にこの案内を、ホームページには載っているとは思いますが、探すのがなかなか大変というところで、その拡充をお願いしたいんですが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

やはり町外に住む御家族の方等にも、吉田町のこういった独り暮らし高齢者の施策であったり、認知症施策、どのようなものがあるかというものは、やはりホームページ等で分かりやすく掲載をさせていただいて、知っていただくということについて、今後検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） そうですね、お昼前ですし、答弁内容はある程度納得しているのですが、最後の質問にしたいんですけれども、では、町長、伺いたいです。

吉田町民が安心・安全に暮らせるという施策のそれぞれ、そういう意味での共通性があります。特に後半の携帯、GPS機能のついた緊急通報システムを多くの高齢の方に、今、独り暮らし65歳以上という縛りはあるんですけれども、持ってもらうのは、町の施策としてかなり有効で、30台予算取っているのであれば、その30台が埋まるぐらい広報を行って、その上で必要ないならば、それは吉田町自体が安全という証にもなりますので、こうした最新の時代の流れに応じて新しいものを用いて、その有用性が確認できて、メリットがあると判断したらどんどん入れていく、この姿勢をそうであってほしいなと私は感じているんですが、そこに対して町長の御認識を伺いたいです。

○議長（大石 巖君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） そういう方が多く用いていただければ、町の安心が非常に高まると思いますので、ぜひとも希望される方が多くいれば多くいるだけ、その機器の提供を考えてまいりたいと思っております。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

家族のつながりですとか、地域のつながりで支え合うのも一つ。ただしこうした、非常にそうした方があまり負担が増大しないように、これがあると目を離していても一旦は安心というような仕組み、こういうものをぜひ有効活用をして、住みやすい町に続けていただければなと思っております。

以上で、私、一般質問を終わります。

○議長（大石 巖君） 以上で、3番、盛 純一郎君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。  
再開は13時とします。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 零時56分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 楠元由美子君

○議長（大石 巖君） 引き続き一般質問を行います。

4番、楠元由美子君。

〔4番 楠元由美子君登壇〕

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

まず最初に、すみません、ちょっと喉の調子がおかしいものですから、途中で声が出なくなるかもしれないので、今日はちょっとお水を用意していただきましたので、御了承ください。ありがとうございます。

4番、楠元由美子です。

私は、令和5年第2回吉田町議会定例会一般質問におきまして、さきに通告してありますとおり湯日川親水公園について、町長にお伺いいたします。

湯日川と支線成因寺川が合流した場所にある湯日川親水公園。吉田町の名前にゆかりのある葦が多く群生し、河川の水質浄化作用、護岸作用とともにカニや小魚などの生態系を保全し、水鳥なども多く見られる水辺の風景が美しい公園であります。

現状は、案内図は消え、風車モニュメントの時計は止まり、住吉神社の入奴、川尻八幡津島神社の出奴の風景モニュメントも一部壊れたままであります。壊れた木製アスレチックやベンチなどは撤去されていますが、水上ステージ、木のデッキなどには利用不可と思われるロープのみが張られ、公園を訪れる方々の楽しみ方も変わってきています。

以上を踏まえ、以下の点について質問します。

(1)湯日川親水公園の利用状況は。

(2)公園内の環境整備の状況は。

(3)今後の整備計画はあるか。

明確なる御答弁をお願いいたします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の御質問に答えする前に、湯日川親水公園の概要について御説明いたします。

湯日川親水公園は都市公園法に基づく公園のうち、主として都市の自然的環境の保全や改

善、都市の景観の向上を図るために設ける都市緑地に区分されるもので、町が中心となって一部を県が整備し、平成7年4月に当初の供用を、その後、平成9年5月と平成15年3月に順次面積を拡大して供用を開始し、現在の総開設面積は3.68ヘクタールとなっております。

その設置に当たりまして、二級河川湯日川がこの地域に住む動植物の重要な生息地であり、町民の皆様の生活に潤いと安らぎを与える場となっていることを鑑み、それらの特性を生かして自然観察など水との触れ合いを基調とした親水公園として建設したものでございます。

この公園施設の管理につきましては、公園の土地を所有する静岡県との管理協定に基づき、公園敷地と河川管理施設以外の工作物について町が行っております。

それでは、湯日川親水公園についての御質問のうち、1点目の湯日川親水公園の利用状況はについてお答えをいたします。

湯日川親水公園の利用状況といたしましては、園内において多くの皆様が水と緑を見たり、鳥のさえずりなどを聞いたり、緑の香りを感じたりしながら、それぞれの余暇を過ごし、芝張りの多目的広場において、グラウンドゴルフなど健康づくりを目的としたスポーツ活動にも御利用いただいております。

次に、2点目の公園内の環境整備の状況はについて、公園における除草や樹木剪定、既存の遊具類の管理状況に関する御質問と捉えてお答えをいたします。

町内において町が管理する都市公園は、業務委託等により定期的に樹木剪定や除草、芝刈り、その他遊具やトイレの点検などを実施し、利用者の皆様が快適に安心して利用できる公園環境の維持に努めております。

湯日川親水公園につきましては、水辺に近いという自然環境も要因となっていると考えられますが、他の公園と比較して雑草の生育や繁茂が激しいことも把握しておりますので、公園における除草と芝刈りの実施回数について、令和3年度までは年2回であったものを令和4年度からは年3回に見直しをして実施するよう改善を図っているところでございます。

また、遊具につきましては、点検の結果、経年劣化や塩害による劣化のほか最新の安全基準に見合わなくなったことなどにより、危険度が高いと判定されたものにつきましては、随時利用を停止した後に修繕や撤去を行っております。

次に、3点目の今後の整備計画はあるかについてお答えいたします。

湯日川親水公園につきましては、平成15年3月に当初計画しておりました公園区域の全部を供用開始しておりますので、現時点では今後の整備計画はございませんが、関係機関と調整を図りながら、より利用者の視点に立った形で公園環境を整備するよう検討してまいります。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 御答弁をありがとうございました。

少し再質問をいたします。

先ほど、質問(1)についての御答弁いただきました。公園のほう利用状況のほうを説明いただいたんですけども、ちょっと私が再質問したいところは駐車場について少しお聞きいたします。

現在、南側の駐車場と北側の駐車場と2か所ございますけれども、どちらがよく利用され



ておりますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

どちらが多くというようなお話ですけれども、両方とも利用をされている状況だと認識しております。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

北側も南側もよく利用していただいているということで、南側のほうに関しては駐車場近くにトイレもございますので、公園の利用以外の方も利用しやすくなっているかなというところであります。北側のほうの駐車場のほうも利用者もいらっしゃるところなんですけれども、ちょっと教えていただきたいのが、北側の駐車場に入るときに岩留橋から入っていくわけなんですけれども、湯日川の土手沿いの道を車が1台通れるような幅になっております。少し草が生い茂っているところも見受けられるんですけれども、反対側の西側の湯日川の土手のほうの道は比較的定期的に草刈りがされているようで通りやすいかなというイメージがあるんですけれども、その辺の利用者さん向けの何て言うんですかね、通りやすさのほうとかの管理とかというのはどのようなふうに行われているんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

公園までの道の湯日川沿いの草刈りという件かと思えますけれども、こちらにつきましては町のほうでもその状況等をまた確認させていただきながら、まさに草が繁茂している状況等も見受けられるところもございますので、そういう場合は町のほうでその草刈りをさせていただくとかというような形で管理のほうしているところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

そうですね、定期的に気にしていただいているということであればよかったですけれども、たまたま自分が行ったときが比較的ちょっと草が生い茂っている時期だったのかもしれないんですけれども、少しちょっと気になったものですから、今後も利用しやすいように、特に北側のほうの駐車場のほうは広いものですから、やはり北側のほうを利用していただける方のほうが多いのかなというイメージはあるので、そこは少しずつ頻繁にパトロールをしていただきたいとお願いしたいところであります。

それでは、また次の質問にさせていただきます。

まず、私が参考資料としまして写真を提出してあります。そちらのほうを御覧ください。

まず、1番のところです。こちらのほうの写真は、北側入り口の案内図、公園の看板のところの写真であります。同じように南側のほうには案内図のほうが今も健在しているわけなんですけれども、北側のほうが全く案内図は消えてしまっていて、その公園の名称も消えてしまっている状態であるんですけれども、これを見ると、町のほうがこの公園を今後どういうふうにしていきたいのかなというところを問いたいところなんですけれども、その辺はどう考えておりますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

町のほうとしましても、公園自体を人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市空間の形成、あと都市環境の改善、都市の防災面の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する公共の空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設であるということで認識してございますので、既存公園の今ある湯日川親水公園、こちらにつきましても必要な公園だというふうに感じてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

先ほど町長答弁でもありました。皆さんがかなり利用されている状況のほうの答弁もありましたので、親しまれている公園ということで町も必要性がある公園ということを確認しました。

そこでちょっとお聞きしたいのが、毎年配布されています吉田町の統計要覧です。こちらのほう都市計画公園等の状況の中で、同じ区分と思われる都市緑地の大井川清流緑地は記載されているんですけども、こちらの湯日川の親水公園は記載されていないんですが、何か理由があるのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

統計要覧に記載している内容についてでございます。

こちらにつきましては、都市計画公園と都市計画緑地、こちらを載せているものでございまして、湯日川親水公園につきましては都市計画決定をされた公園ではございませんので、この中の記載はないということでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） じゃ、今のことは理解しました。

続きまして、質問(2)の再質問をさせていただきます。

先ほど、町長答弁の中で皆さんの利用される方が安全に利用していただけるように、今まで草刈り等の業務を年に2回まであったことを、令和4年度から年に3回ということで見直ししていただいて、改善していただいているというところの答弁をいただいたところですが、この今度は写真の2番のところになります。

こちらが北側の入り口のところにありますシンボル。シンボルゾーンと呼ばれているところです。ここに風車があるところの写真の風景なんですけれども、この辺のところの環境整備のほうがちょっと気になるところでありますが、その辺の環境整備はどのようなタイミングで行われているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

こちらの公園の管理についてでございますけれども、樹木剪定であるとか、あと除草、こちらにつきましては、町長答弁にもございましたように、草刈り等であれば、今現在ですと年3回実施するというので、各その時期等を見計らいながら実施のほうさせていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

今、樹木の剪定また除草作業、年3回時期に応じて対応していただいているというふうにお答えいただきました。こちらのほうの環境整備の費用です。こちらが毎年出されています一般会計歳入歳出決算資料を見ますと、この環境整備費用に当たると考えられる管理業務委託、こちらのほうが例年委託時期が限られているように見受けられました。大体半年から8か月ほどぐらいとなっております。ちょうどこちらのシンボルゾーンのところは、桜並木も桜の木が何本かございまして、ちょうど春になると桜が見られる時期になるわけなんですけれども、ちょうどその時期にはちょっと委託期間外というふうになっていまして、実際ベンチとかがここに置いてあるんですけれども、ちょっと雑草に埋もれていてその役割を果たしていないような状況であるんですが、その委託外のときの環境整備のほうとかは、どのように対応されているんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

基本的には委託内の中で整備というふうには考えてございますけれども、委託外と言いますか、その時期外れたときの対応ということでありましたら、町のほうで作業のほうを依頼をさせていただいて、作業の依頼というのは町の職員であるとか、あと臨時の職員の方が作業班でございますので、そちらのほうに依頼をさせていただきながら公園の環境整備に努めているところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

委託外の時期は役場職員の方が管理されているということで、少し安心しました。先ほどもお伝えしましたが、ここの場所に木のベンチが幾つかあるものですから、どうしてもその草が生い茂ってしまってベンチの役割が果たせていない状態であると、やっぱり公園に来た方もゆっくりとその場を堪能することができないと思いますので、たまたま私の行った時期が悪かったのかもしれないけれども、今後も同じような形で引き続き環境整備のほうをお願いしたいと思います。

続きまして、こちらのほう自然豊かな公園であります。大きく育った木などは専門的技術を持ち合わせた業者さんへの管理委託は必要であると考えます。しかし、遊具とか水と親しむ子供たちやベンチで子供を見守り自然を堪能する大人の人たち、また芝生広場でグラウンドゴルフを楽しむ方々など、様々な人が自由な時間を過ごせる場所として、いつでも安全に利用できるような配慮は町には必要であると考えます。

年間を通して管理するように職員の方もお願いしてやっているということであるんですけれども、例えば、これを私が考えるところでは、まちづくり公社さんとかに年間を通して管理委託していただいといるところも一つの方法かなと私は考えたんですけれども、現在北オアシスパークですね。かなり遊具がそろって、常に子供連れの親子の方が町内外から訪れてにぎわいを見せている公園であります。そちらの公園の管理をされているまちづくり公社さんであれば、ある意味いろいろな場所にこう目がついて、公園の管理のほうももう少しス

ムーズにできるのかなという思いもあるんですけども、そのあたりはどう考えますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

今、まちづくり公社さんのほうの委託がどうかというようなお話かとは思いますが、それも一つの方法だというふうには考えてございます。

あと、すみません、先ほどちょっと私言い忘れたところがございます、湯日川親水公園自体につきましては公園の愛護会がございまして、そちらの愛護活動ということで、地元の皆様につきましてもそちらの公園のほうを草刈りであるとか清掃等をやっているところもございます。そういうところのつながりもございまして、そういうところをどのような形でやっていくかというところを今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

すみません、私ちょっと存じなかったのですが、もう少し教えていただきたいんですけども、この愛護会さんというのは草刈りのみあれですか、対応されているのか。それとも、ほかに何か公園の周辺の例えばごみ拾いですとか、そういったところも対応されている団体さんになるのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

愛護会の活動につきましては、公園愛護の活動、こちらを自発的にやっていただくところが愛護会ということになりまして、年間を通じまして公園の除草、あと草刈りと、あとは清掃、そちらのところをやっているところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

自発的に公園のほうの管理をしていただいている団体さんということで、本当に貴重な方々だと思います。ぜひ、その方々たちにも御無理のなさらない程度に協力をいただきながら、今後も適切な環境整備は努めていただきたいところであります。

一つちょっと気になっているところがあります。こちらの公園なんですけれども、先ほど春になると桜の花が目立つような形にはなっておりますけれども、比較的ちょっと花が少ない公園かなというふうに自分は感じております。

例えば、先ほどの環境整備のほう、草刈りが一つの手段ではありますけれども、その草刈りに代わるところに、そちらに地域の団体の方々の協力の下、草に覆われた場所に花を植えたりとかして景観もよく、維持管理をしやすくするような方法もあると思っておりますけれども、そちらのほうはどう考えますか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

それこそ花の多い公園というのは集客もあるところだと感じているところでございますけれども、湯日川親水公園につきましては、何分河川の中の公園というところもございまして、

散水の施設がその公園内にあるところではございません。花の管理につきましては、水やりというのが大変重要なものと考えてございますので、その中でなかなかちょっと花をその中で育てていくというのは難しいのではないかと感じるようになってございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

今、散水の施設がそちらのほうにはないという答弁をいただきました。こちらのほうは、確かに南側に関してはトイレが設置してあるので、そちらのほうに行けばいいだけの話なんですけれども、北側のほうは全く手洗い場とかがないわけなんですけれども、そちらのところに北側のほうに設置できない何か理由とかがあったら教えていただきたいんですけれども。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

技術的な話になれば設置のほうは可能だと思います。ただ、そこまでの散水施設を引っ張ってくるまで、それが多額の費用がかかってしまうというようなところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

確かに、水道を引いてこなければならぬということは、かなりの費用がかかるのも重々理解しました。ただ、自然が豊かな場所でありますので、気持ち的には花などを活動団体さんと協力して植えたりとかすると、またよりよい公園になるかなというイメージが私は強いわけであります。

例えば花を、花いっぱい活動をされている団体さんなんかも役場庁舎の前ですとかに、花壇のところに花をたくさん植えていただいておりますけれども、団体さんの個人的なお話ではありますけれども、親子とか子供たちに花植えを一緒に楽しんでもらう体験ができるようなこともやってみたいというような御意見もあったものですから、そういった団体さんの意向もちょっと酌んで何かしらそういうふうに親子で楽しみながら体験をして、地域全体で環境整備をしながら支えていける公園であつたらいいかなという、私はそういう思いもあつたんですけれども、その辺はどう考えますか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

すみません、ちょっと私も花いっぱい活動団体の方とちょっと直接お話をさせていただいてどうかということもちょっと聞いておりませんところもございまして、何もちょっと言うことができないところはあるんですけれども、もし花いっぱい活動の団体の方でそういうふうに活動をしたいということであれば、またその場所の提供ということで、必ずしも湯日川親水公園でやるのが正しいかということもございまして、ほかの場所でやっていただくことができるかとか、そういうところでまた御相談はさせていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

そうですね。花いっぱい活動団体さんは担当課が異なると思いますので、ちょっとお話のほうもなかなか届かないのかもしれませんが、また湯日川親水公園に限らず、どこかほかの公園に関しても、建設課と都市環境課、また生涯学習課なんかが協力して何か一つのイベントとして、公園の景観維持管理など、地域全体を巻き込んで行うような方法も私は面白いと考えましたので、また今後何かそういう団体さんのお声なんかがありましたら、前向きに考えていただきたいと思います。

次に、質問(3)についての再質問を行います。

整備計画のほう、先ほどの町長答弁のほうでは、平成15年3月に当初計画していた公園の区域の全部を供用開始して、現時点では今後の整備計画はないということで答弁をいただきました。ただ、関係機関との調整を図りながら、より利用者の視点に立った形で公園環境を整備するように検討していただきますというお言葉をいただいたところではありますが、もう少し質問させてください。

こちらの資料写真です。こちらの5番、6番のところですか。こちら5番はロープが張られた木のデッキ、6番はロープが張られた水上ステージのところでもあります。

こちら平成30年、産業建設常任委員会のほうで道路河川及び都市公園の管理及び整備についてを調査されたときもこの状況があったわけなんですけれども、そこから既に4年がたっております。当時それを委員会のほうから調査案件の報告は受けられていると思うんですけれども、その後のこちらの状況を確認し、何かしら動きがあったのかどうか、その辺はどうだったんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

先ほど御質問にありましたように、その場所が禁止措置をしているところの箇所のところですかね。公園のところの設備につきましては、湯日川親水公園ではなく他の公園等もございまして、そちらのほうを含めて順次撤去するものであれば撤去、修繕するものには修繕というようなところをやっているところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

ちょっとその場所は、湯日川親水公園とはまた違うところになるということでよかったですでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） おっしゃるとおりです。ほかの公園につきましてもそういう箇所もございまして、そこにつきましては随時撤去をするとか補修するとかという形を取ってございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） すみません、もうちょっと詳しく教えてもらいたんですけれども、これ4年前にこの状況、4年前と今と現状変わらないんですけれども、ここ自体は撤去するとかそういうお話は全くなかったということでよかったですか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

撤去する話があるとかといいますか、優先順位をつけながら各公園をやっているところの関係がございまして、現状今、先ほどの30年のときにやられたというところと同じ状況という話ですけれども、現状今このような状況にまだなってしまうというところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

ちょっと写真を見ますとロープが1本張られている状態だけなんですけれども、そこに何か注意を促すような表記がない状態であるんですけれども、今まで何かしらの事故とかは大丈夫だったのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

私の知る限りというところになってしまって大変申し訳ないんですけれども、事故があったとかという報告のほうは受けてはございません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

先ほど優先順位があるということで答えいただいておりますが、じゃこの公園のこの今ロープが張られた状態は、いつぐらいまでこの状態をそのままに、優先順位からして大体何年後ぐらいにはその公園を何かしらの、整備なのか修繕なのか分からないんですけれども、そういったものに取り組む予定でおりますか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

何年というところの計画、すみません、ちょっと今持ち合わせないところございまして、現状限られた予算の中で対応させていただいているところが実情でございます。

確かに、緊急的などといいますか、現状今、禁止措置ということの状況になっているところでございますけれども、再度そちらにつきましても現場のほう確認させていただきまして、安全対策のほう、安全対策といいますか、危機対策といいますか、利用される方が入らないような危険措置のほうを取っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

定期的に多分日常点検はもちろん入っていると思いますし、もちろん一般会計決算資料の中にも点検の報告ですね。令和3年度37万円近く報告されておりまして、こちらは湯日川親水公園のみでなく、8公園に対して105基に対してかかった点検料ということで記載されておりました。

いろいろと優先順位もあると思うんですけれども、ちょっと気になるところが、どこの公園も大分開設されてから年数がたってきておりまして、令和2年度までは比較的その点検料もそこまで金額がかかっていなかったように見受けられますけれども、その辺は町はどう

考えますか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

必要なところの措置というのは、やっぱりしていかなければならないというふうに考えてございますので、今後その公園全体を考える中で、修繕が必要であるとか撤去が必要であるとかというところは、考えていきながら予算措置のほうをさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

そうしましたら、じゃ必要なところは早急に対応しなければならないところは対応しつつ、公園のそういった遊具、安全に利用できるように気にしていただけるという答弁をいただきました。

少しお聞きしたいんですけれども、議会だよりのほうです。平成30年11月に発行されました議会だよりのほうに、産業建設常任委員会の調査の報告が載っております。ここに都市公園の一覧表が載っていました。その中に未開設の公園、また最終の開設の公園の時期が示されております。

先ほど優先順位という言葉が出たわけなんですけれども、ちょっと教えていただきたいのが、未開発の公園のほうを優先的にやるのか、それとも最終開設の時期が一番古い公園を再整備することが優先になるのでしょうか。その辺どのように町は計画をされているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 谷澤です。

まず2点、今、議員のほうからもありましたけれども、まず一つ、産業建設常任委員会の報告書を提出をいただいているということですが、こちらのほう当局のほうに本当に来ているかどうかというのが、ちょっと私たちは報告のほう来ているかどうかは分かりません。

ただ、議員が先ほど来から申し上げておられますとおり、今の公園の状態がいいというふうには私たちも当然思っておりませんで、この点について先ほど町長答弁にもありましたけれども、公園環境のほうをどう整備していくかというところは、やはり先ほどの優先順位も含めて、考えていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、今後実施計画等もございまして、この中でしっかりと対応のほうを図っていききたいというふうに思っております。

また、もう1点、公園というのは、やはり利用者が使いやすい公園というのがございます。やはり住民の方が気持ちよく使っていただくように、また、こちらのほう、町としましても環境整備をしていくわけですが、その整備に当たりましては、やはり先ほどの公園愛護会の皆様、また住民の皆様、地域の皆様と一緒にやって、自分たちの公園、町の公園というようなことで、そうした仕掛けづくりもちょっと必要なのかなというふうに思っております。

行政だけでは、やはり草刈りのところもなかなか限界もあるのも事実でございます。この点を含めて今後公園の管理、在り方を含めてしっかりと検討してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。



以上でございます。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 分かりやすくありがとうございました。

もう少し聞きたいんですけども、もともこの親水公園のほう、木製のアスレチックなどもございました。今は腐敗して撤去されている状態でありまして、今後その撤去された場所に何か新しい遊具を入れる予定ですか、もしそれが無いとするならば、設置するに当たり何か条件があるのか、その辺あたりはどのようになっているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

遊具の新設ですね、前あったところに、また新しく設置するかというところでございますけれども、こちらにつきまして公園の利用状況であるとか、あと当該公園の設置したときの目的等ございますので、そこをまた踏まえながら、新設遊具がその場所に現状必要なかどうかというところを判断しながら、設置のほうは検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

そうですね。必要性、いろいろと検討していただいて、さらに皆さんが喜んでもらえるような公園づくりを目指していただきたいと思うんですけども、今年度シーガーデン構想の推進の中で多目的広場に駐車場、またトイレの設置を予定しております。今後、多目的広場を含む海岸沿いに人が訪れやすくなっていくわけなんですけれども、その訪れた方々がさらに吉田町を楽しむ場として、親水公園はとてもよい公園だと私は考えます。シーガーデンの構想の一環として捉えて、さらに安全に利用できる公園へと再整備をするように、町のほうからもどう考えるのかなというところをちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

まず、シーガーデン整備につきましては、川尻の沿岸整備、海浜回廊であるとか多目的広場の整備ということで整備を進めているところでございます。

また、湯日川親水公園につきましては、またその区域からちょっと外れるところもございまして、こちらのところ、シーガーデンと一体的な再整備というところは考えていないところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

シーガーデン構想の一環としては捉えられないというお話でしたが、吉田町の観光施設としてなかなか限られてはおります。こちらの親水公園については、本当に4ヘクタールという満たない公園ですけども、本当吉田町の歴史を物語り、自然豊かな環境で子供たちの想像力と健全な発達につながるような公園になっております。本当に景観を美しく快適に保全、育成していけば、必ず吉田町の魅力の一つにつながる公園と私は確信しているわけです。いろいろとほかの公園の絡みもあって、こちらだけを優先的にというのは難しいのかもしれない

せんけれども、何とか公園愛護の方、また地域の方を取り込みながら、維持管理がスムーズにできるような方法をいろいろな方の御意見を深めながら、よりよい方向性を見いだしていただきたいと思います。

今の現状からすると、子供たちが怪我がなかったというのはよかったですけれども、もう少し点検も定期的にしていただいて、もう少し安全に快適に使えるような公園施設で環境整備を整えていただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大石 巖君） 以上で、4番、楠元由美子君の一般質問が終わりました。

---

#### ◇ 大石 裕之 君

○議長（大石 巖君） 続きます、1番、大石裕之君。

〔1番 大石裕之君登壇〕

○1番（大石裕之君） 1番、大石裕之でございます。

通告に従いまして、ひきこもり問題について質問をさせていただきます。

ひきこもりの問題は近年社会問題として拡大してきています。当初は子供とか若年層が問題の対象として捉えられておりまして、当時の内閣府の調査も15歳から39歳の年齢層を対象にして調査をされておりましたけれども、ひきこもりが長期化している、そして中年以降にも引き籠もる方が増加しているという状況の中で、いまや中高年の問題にも拡大をしてきているという状況でございます。

私は、10年ほど前からこのひきこもり問題について取り組んでまいりました。インターネットを通じてひきこもりの人たちとコミュニケーションを取ったり、ひきこもりからの脱出のために何かできないかと、どうしたらいいのかということで試行錯誤をしてまいりました。中には直接会うことができた方もいらっしゃいます。しかし、問題解決に至るのは簡単ではありません。このひきこもりの問題は個々の問題がとても複雑で、また根が深いと、そういうケースが大変多く、とても難しい問題であると今でも痛感をしているところでございます。

全国に146万人と推計されているひきこもりの方がいらっしゃいます。県内では2,082人、中部健康福祉センター管内では350人とされております。

ひきこもりの長期化、高齢化により、80代の親と50代の子が困窮する「8050問題」が、より深刻化してきています。

このひきこもりの問題は、今後大きな社会問題となっていくことを考えており、その影響は家族だけにとどまらず、地域コミュニティーや学校、職場など社会の様々なところに大きな影響をもたらすと考えております。

ひきこもりは、早期発見、早期支援が長期化を防ぎ、改善も早いと言われております。現状では国や県、全国のほとんどの地方自治体においても効果的な対策が打ち出せていないと思います。しかし、2021年、令和3年4月に社会福祉法の一部が改正されたこともあり、国や各都道府県では、やっと、やっと重い腰が上がり始めてきているところだと認識をしています。

そのような状況の中で今回以下の質問をさせていただきます。

(1)当町のひきこもり問題に対する捉え方はいかがか。

(2)当町のひきこもりの実態の把握は、どこまで、どのようになされているのか。

(3)当町のひきこもりについての相談状況と、ひきこもり状態からの改善のための支援などの対応方法とその現状は。

(4)当町のひきこもり問題の今後の取組についての考えは。

以上を質問させていただきます。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） ひきこもり問題についての御質問のうち、1点目の当町のひきこもり問題に対する捉え方についてはお答えいたします。

内閣府が、令和4年11月に全国3万人を対象にアンケート調査を実施した結果、生産年齢人口に当たる15歳から64歳までの年齢層におきまして、2%あまりの人が広義のひきこもり状態であることが判明し、全国の生産年齢人口のうち146万人がひきこもり状態であると推計されていますが、あくまでも目安であり、全て支援が必要な方というわけではないと言われております。

ひきこもり状態に至った背景や現在置かれている状況は、本人やその家族によって様々であり、本人が希望する社会参加などの形も様々でありますことから、個々の状況に応じた支援が必要であると考えております。

次に、2点目の当町のひきこもりの実態の把握はどこまで、どのようになされているのかについてお答えいたします。

実態の把握につきましては、令和元年度に県下一斉に民生委員、児童委員を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめた数字が、議員の御質問にあります県内で2,082人、中部健康福祉センター管内で350人となります。

この人数は、民生委員、児童委員がもともと把握している情報を県が集計し、発表したもので、市町ごとの人数は発表されておられません。

町といたしましては、福祉課内に設置しておりますワンストップ相談窓口におきまして、個々のケースごとに相談のあった人の状態を把握し、関係機関と連携して支援を行っております。

最後に、3点目の当町のひきこもりについての相談状況と、ひきこもり状態からの改善のための支援などの対応方法とその現状についてはお答えいたします。

ひきこもりについての相談状況につきましては、多くの場合、家族から福祉課に相談があり、支援がスタートするという流れになっており、近年の状況を申し上げますと、令和3年度に11件、令和4年度に4件の相談の実績がございました。

相談から支援までの進め方につきましては、初めに家族との面談により本人の状況を詳細に把握し、家族ができる支援などについて助言をするとともに、本人と会える場合は本人とも面談を行い、個々の状況に応じた支援を行えるように意向を確認しています。

ひきこもり状態からの改善のための支援につきましては、ひきこもり状態になったきっかけや家庭環境、本人が望む将来の姿などがそれぞれでありますことから、先ほど申し上げま

した家族や本人との面談により、今後の目指すところを把握し、時間をかけてそれぞれのケースに寄り添った支援を行っております。多くの場合は支援が終了するまでに時間を要し、1年から2年ほどの期間にわたって支援を続けております。

一例を挙げますと、家族から相談があり、その後、家族との面談を9回重ねた後、本人と家族との面談をそれぞれ6回実施をし、最初の面談から1年3か月後に就労継続支援B型事業所に通うこととなったケースがございます。

まずは、本人、家族との対話により、それぞれの考えを十分に理解することに努め、本人や家族の考えを踏まえ支援の方向性を共有した後は、本人や家族が目指す状態を達成できるよう静岡県中部健康福祉センターや吉田町社会福祉協議会のほか、必要に応じて教育機関や医療機関などと連携を図り、協働して適切に支援を行っております。

最後に、4点目の当町のひきこもり問題の今後の取組についての考えはについてお答えをいたします。

ひきこもりににつきましては、外部から確認してアプローチすることが困難でありますことから、引き続き家族などからの相談により把握し、状況に合った支援を行ってまいります。

相談窓口としましては、ひきこもりのみならず様々な問題や悩み事が相談できるワンストップ相談窓口を福祉課内に設置しており、こちらに相談していただくことが支援への第一歩となりますので、この相談窓口を町民の皆様にご存知いただくため、広報よしだや町ホームページなどを用いて積極的に周知してまいります。

支援に当たりましては、静岡県の相談窓口でありますひきこもり支援センターや中部健康福祉センターなどの専門機関と連携を図り、様々なケースに対応するとともに、静岡県等が主催する講演会などの周知も広く行ってまいります。

さらに、地域に密着した活動をしていただいております民生委員、児童委員の皆様にも、研修などの実施によりひきこもりの現状について把握していただいております。支援を求めている家族と行政をつなぐ役割を担っていただくことを期待しております。

町といたしましては、地域におけるひきこもりに関する理解を深め、生きづらさを抱えている人やその家族が相談しやすい環境を整えることが最も重要であり、多様な支援ニーズに適切に対応するため、多くの機関の密接な連携による重層的支援体制のさらなる充実を図っていく必要があると考えており、第4期吉田町地域福祉計画に掲げる「ともに支えあい、いつまでも住み慣れた地域で暮らせるまち」の基本理念の実現に向け、今後も引き続き、悩みを打ち明けやすく、手を差し伸べやすい社会の形成に取り組んでまいります。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） 1番、大石裕之でございます。

御答弁ありがとうございます。

私は、今回このひきこもりの問題を最初の一般質問でさせていただくに当たり、当局にもお問合せをして、お話もさせていただきました。

実は、私は10年かその前かぐらいに、県でこのひきこもりの問題を当局というか話をしようとしたときに、たらい回しにされたんですよね。どこの部署もある意味広域的に関わるころがあって、相談窓口は外にありました。いろんな出先にありましたけれども、庁内の部

署、ここがしっかりした対応をするんだと、責任を持ってするんだという部署がなかったわけです。たらい回しにされて、じゃ一体どこが答えてくれるんだというふうに思って、大変困ったというか、最初からもうほとんどどうにもならんねというぐらいの状況から始まったことを思い出しておりましたけれども、今回話をさせていただいて、またたらい回しにされるようなことがあったら嫌だなと思っておりましたけれども、しっかり担当部署があつて、ワンストップ窓口があつて、そういった相談があれば、まずに対応してもらえるとこの状況をつくっていただいておりますことは、非常にありがたいなと、よかつたというように思っているところでございます。

そういった中で、再質問ということでございますが、ひきこもりが長期化すると本人も年を取りますが、当然ながら親も高齢になります。結果として収入が途絶える。病気や介護の問題がのしかかたりするということで、一家が孤立、困窮、追い詰められているという事態が発生してきておまして、それが最初に言った8050問題と言われるところでございますが、今では8050問題もより深刻化してきておまして、8050じゃなくて、もう9060に移行しているんじゃないかというようにも言われ始めております。

高齢の親御さんは、極めてそういう意味では厳しい状況に置かれてきているということがございますが、問(2)の再質問になると思うんですけれども、この実態の把握をする中で、ひきこもりの実態は全体として高齢化してきていたりとか、悪化しているということを感じたりするところはございますでしょうか。

○議長(大石 巖君) 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長(増田稔生子君) 福祉課でございます。

町のひきこもりの実態というところでございますが、感じているところと言えば、新型コロナの関係もございましたが、生活困窮を含んだそういった相談件数が増えている。その中に生活困窮の中に障害を持っている方が家族の中にいる。それから、その中にひきこもりの状態の方もいらっしゃる。そういったところで、相談件数が増えているので、その中にそういったひきこもりの状態の方が家族にいる問題も一緒に見えてきている。そういうような状況にあるのかなというふうには感じております。

以上です。

○議長(大石 巖君) 1番、大石裕之君。

○1番(大石裕之君) 1番、大石。

ありがとうございます。

ひきこもりと一言で言っても、軽度の部分から重症の方からいらっしゃるしまして、非常にその状況も様々ということで、対応も苦慮されていると思っておりますが、いずれにしても重症化している傾向に間違いなくあるなというのは、現場の方々も含めて思いを一にするところではないのかなというふうに思っております。

インターネット上の話になるんですけれども、ひきこもりの当事者から、今、切実な声を実際上がってきております。彼ら、彼女らはOSDという言い方をされております。OSD、何の略かお分かりになりますでしょうか。OSD、親が死んだらどうしようという略でございます。

引き籠もっていて、親のある意味庇護の下にひきこもりができるわけでございますが、その親が高齢化して死んでしまう、そうなったときに自分はどうなるんだと、親御さんもその

ことを非常に心配しておられるというような状況が、今現実にもろんなところ、全国で、見えないところでそれが問題を深くしているという状況があるということをお認めいただきたいと思いますが。

そういった実態の中で、具体的に町内に、じゃどれぐらいの数のひきこもりの方がいると考えていらっしゃるのか、まだ県のほうの調査も含めて、町の具体的な数字というのは答弁の中でも明らかにはされていないということでございましたので、私が試算をさせていただきました。

静岡新聞の5月10日の記事に、「内閣府が2023年3月末に公表した最新の調査によると、全国の15歳から64歳のうち、ひきこもり状態にある人は146万人と推計される。この年代の約50人に1人に当たる」というような記事が掲載をされておりました。

答弁でもあったように、県内で2,082人、中部健康福祉センター管内では350人という数字は、あくまでも、ある程度分かっているというか、そういった状況の数字でございまして、センター管内の数字というのが極めて低い見積りであるというようには私も感じております。

そして、先ほどの数字を基に15歳から64歳の人口の中でいうと、50人に1人が、今、ひきこもり状態にあるということですから、吉田町の15歳から64歳の人口を計算しますと、データがあったのは平成27年10月1日現在のものでもございました。2015年10月1日現在の数字でございまして、今現在とは若干違うと思いますが、それを基に計算しましたところ、15歳から64歳までが1万7,672人いらっしゃいます。それを50で割ると353という数字になるわけでもございます。この数字がもちろん明確な正しい数値ということではなくて、全国の推計の値を同年代の人口比率に当てはめた場合の数字ではありますが、これが実態ということではないにしても、これぐらいの数の方がいてもおかしくないと言える数字ではないかとも思います。

実態として、私もいろいろな方々と話をしたり聞いたり議論する中では、相当、私どもが思っているよりもっと多くの方が引き籠もっていらっしゃるなというのをいつも感じておりますので、私はこの353という数字を見たところでも決して多いとは思わない感じでもございます。

今、この353という数字を試算しましたけれども、この数字を今聞いてどのように捉えられましたでしょうか、お聞きいたします。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

議員がおっしゃるとおり、生産年齢人口の2%というところが内閣府の調査から見えてきたといった公表がございました。当町の実年齢人口の2%といいますと、やはり議員がおっしゃった約350人という数字に、単純に計算するとなるというところでもございます。

この内閣府の調査の結果からも、あくまでも目安であるということ、それから全て支援が必要というわけではないといった状況であるということも言われております。

町の実態がどこにあるかというのは本当は見えにくいところでもございます。その350人が多いのか少ないのかといったところも、なかなか判断しにくいところというふうに感じております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） 1番、大石でございます。

ありがとうございます。確かに、見えにくいというのが大変最大のネックでございますし、ひきこもりの状態も多種多様だということも簡単に対応し切れない、数字としても数が数え切れないということで、調査もなかなかままならないということも承知しておりますが、多分、それ以上の人数がいてもおかしくない、それぐらいある意味SOSを出せずにいるという方々も大変多くいるということもまた事実だと思いますので、そここのところも御認識をしていただきたいなというように思います。

それでは、次の質問に移ります。

問(3)の再質問になりますが、当町のひきこもりについての相談状況と、ひきこもり状態からの改善のための支援などの対応方法とその現状ということでございますが、先ほどの答弁でもございましたが、令和3年度に11件、令和4年度に4件の相談の実績があったということでございます。

この相談があった合計15件になると思いますが、ひきこもりの状態、それほどのような状態だったのか、初期なのか中期、重度の状態になってしまっている方が多かったのか、その時期の違いでまた対応の違いとか支援の苦勞も違ってくるはずですので、そこら辺も含めて御答弁いただければと思います。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

このひきこもりの問題、相談があった時点が軽度であったか重度であったか、どこを軽度というかだとか、そのあたりの判断もなかなか難しいところでございます。御本人の問題だけではなくて、家族の問題も複合的にある場合もございますので、御本人の状態が重度であったか軽度であったかといったところで、11件、4件の区分けをしてはございませんので、そこにつきましてはお答えが難しいというふうに感じておりますが、あくまでも本当に人それぞれであり、家庭環境もいろいろでありというところで、なかなか仕分けが難しいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） 1番、大石でございます。

ありがとうございます。この方々は、答弁の中でいうと、就労のB型事業所に通うことになったというような具体的な例も挙げていただいておりますけれども、この方々は、まだ現状継続して支援をしていただいている最中なのか、それとももう途切れてしまったりする場合も相手側の事情によってはあつたりもするとは思いますが、その現状についてお尋ねいたします。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

現状で申しますと、引き続き支援を行っている方もいらっしゃいますし、途切れたという言い方は変ですけれども、今、アプローチの方法を検討しているという方もいらっしゃいます。どこでその支援が終了するのかといったところも本当に難しい問題ですので、引き続き支援を行いながら一緒に問題を考えているといった状況であると言えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） ありがとうございます。本当にひきこもりの支援をするにしても、やはり早期発見というのが一番長期化も防ぎ、改善も早いというように言われておりますので、本人や家族、その近しい周辺の方、そういった方々が、早い段階で相談窓口を利用していただけのようにすることが、一番現状の中では効果的なんだろうというように考えております。その少しでも早く相談にという部分でいうと、そういった相談窓口が役場にあるんだよということの周知が大切だと思っております、どうしていいかわからなくて、ただただ本当に閉じ籠もって困っちゃっているという方々もいらっしゃるんじゃないとも思いますので、広くしっかりとした周知をしていただきたいんですが、その効果的な周知についてはどのように行われているのか、また、どのようなお考えを持っていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

ワンストップ相談窓口の広報につきましては、不定期ではございますが広報よしだに掲載をさせていただいたり、あとは民生委員、児童委員の皆さんにそういった窓口が福祉課にあるから相談してほしいといった情報提供をしたり、あと、ケアマネジャー等にも周知をさせていただいておりますが、やはり広くそういった声が届くように、ワンストップ相談窓口の広報の在り方については今後も重要と考えますので、検討をしていきたいと考えております。

そういった相談しやすい地域づくりというところにつなげられればよいと思っておりますので、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） 御答弁ありがとうございます。ひきこもりの対策は、どうしても相談窓口を設置してひたすら待つという状況しかなかない、それもなかなか、行政というかそれが現状では限界なのかとも思えるところもございますが、できれば積極的に、アクティブに対応していただくことが本当は一番ありがたいんじゃないかと思っております、待っているだけだとなかなか相談窓口へも来れない方々もいる、そういった情報をアンテナを高くして、いろんなところからこういった方がいらっしゃるようだけれどもどうですかというようなお話があれば、何かしらの対応ができたりもするのかなというように思いますし、早く発見することで長期化を防いで重症化も防げるということもありますので、そういった取組もまた一つお願いをしたいなというところでございます。

そういうひきこもりの対策をされている中で、答弁の中でも一部ありましたけれども、ケース・バイ・ケースの中で問題がやはり多岐にわたると、専門的な知見とかアドバイスが必要になることも多いと思います。

現状、どういったところと連携を図ってやられているのか、それと、今、そういったところ以外のもっと違う分野の専門家も必要だというような状況も生まれることは想定されると思います。いろんな状況がありますので、ひきこもりになってしまった問題の解決をしない限り、なかなか解決にもならないというところもございますので。

そういったときには、そういった幅広い専門的な知見とアドバイスをもらえるような体制づくりはどのような状況か、御答弁をいただきたいと思っております。



○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

このひきこもりの問題を含めて、様々ないろんな相談支援につきましても、圏域で一緒に考えている部分もございます。中部健康福祉センターであったり、あとは精神科のドクターであったり、あと相談支援を委託しています社会福祉法人ころとといったところの職員、あと、必要があればケアマネジャー、必要があれば教育機関といった形で、本当にその方に合ったオーダーメイドの支援を行っていくために、つながっていく機関は多岐にわたっておりますが、その機関で個別支援会議であったりだとか地域の協議会の中で、もう少し支援の手を広げるためにそういった団体であるとか職種が必要というふうになれば、そこからまたつながっていく、そういった今状況でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） 1番、大石裕之でございます。

ありがとうございます。このひきこもりの問題は、長期化する一方で、自治体の担当者とか相談窓口等では短期間で人事異動があったりとかということもあって、継続的に長期にわたって問題に関わることが正直難しいということが現実あるというふうに思います。

そういったことも併せて考えますと、民間の力を、民間であったり、民間の個人の方等専門的な知見があればいいんですけれども、そういった方々とか、あとは団体、NPOとかそういったところと協力して支えてもらっているという実態も全国にはございますが、私も、行政の限界という部分もどうしてもございますので、民間の力を借りて取り組む必要があらうというように考えております。その点については、どのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

当町のようにやはり小さい町ですと、人事異動があったりだとか、それは通常あることで、民間を活用したといったところをいいますと、先ほど申し上げました相談支援を委託しているころさんというところは民間に当たるのかなというところで、そこは圏域でその相談支援を委託してアドバイスをいただいたりだとか、志太榛原圏域でも、基幹相談支援センターというところでそういった各市町のスキルアップというところで御協力をいただいているところでございます。

確かに、一つの部署であったり、本当に職員、個人、相談員一人というところでは到底対応できない問題ですので、そういったつながるネットワークを強化しながら対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） ありがとうございます。積極的に民間の力を活用してもらえればいいのかというふうに思っております。

それでは、問(4)の再質問になろうかと思いますが、当町のひきこもり問題の今後の取組についての考えはというところでございます。

先ほど来、お話ししているとおり、ひきこもり問題については当町のみならず、全国的に

も本当に一部の自治体以外はなかなか積極的に取り組むというところまではまだ至っていないというのが現状だというように思っております。なかなか表に出てこないのも、ある意味ないことにされてしまっているというような状況も今まではあったというように思います。

しかし、このひきこもりの方々がひきこもりから脱出できたら、もしくはひきこもりになっていなかったとしたら、それは社会の構成員の一人として社会の労働力を担ったり、タックスイーターではなくてタックスペイヤーになったり、子育てをして親の老後も見ると、家族に、社会に、そしてコミュニティーに貢献できる存在だったはずだと考えております。それが社会的な損失になってしまっているという状況、そして何よりも本人と御家族が苦しんでいらっしゃるというのが、ひきこもりの現状だと思っております。

この問題は、今後ますます大きな社会問題になっていくと考えておまして、その影響は多岐にわたっていくというように思います。近年では、これが事件とか事故になって報道されるという状況も起き始めておりますが、現状はそういう状況の中で、今後、積極的にこういった方々が労働力となったり、税金を払う側になってもらったり、社会の構成員の一人として生活してもらうことの意義というのは大きいと思いますので、積極的に取り組んでいただけるように、最後に前向きな御答弁をいただいて終わりにしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

議員がおっしゃるとおり、ひきこもりの状態にある方と御家族が一番苦しんでいるといったところをやはり重要視しまして、生きづらさを感じてひきこもりの状態にならざるを得なかった方、その方をどういうふうに支援していくかといった、まずは足元といいますか、目の前にそういった声を上げた方の支援を、まずは一つ一つ時間をかけて丁寧にやっていきたいと考えております。

それに加えて、先ほどの答弁、あと議員がおっしゃいました相談窓口、待っているだけではといったあたりも、相談をしやすいといいますか、こういった機関があるといった広報を改めてそこは積極的にやっていきたいというふうに考えておりますので、ひきこもりの状態になってしまった生きづらさを感じている御本人、それからどのように対応していか分からない御家族の声を上げていただけるような地域づくりといいますか、こういった問題は相談してくださいといったような地域づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） 1番、大石でございます。

ありがとうございます。御答弁にもございました第4期吉田町地域福祉計画に掲げる「ともに支えあい、いつまでも住み慣れた地域で暮らせるまち」の基本理念の実現に向けということでございまして、ひきこもりの問題に対しても、今後積極的に、この吉田町にはそういった方がいなく、みんなが健康的で元気に、社会を吉田町を築いているというような町になることを期待をして、私もまたその一員として努力もさせていただきますが、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大石 巖君） 以上で、1番、大石裕之君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開を2時30分といたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時28分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 山 内 均 君

○議長（大石 巖君） 引き続き、一般質問を行います。

8番、山内 均君。

〔8番 山内 均君登壇〕

○8番（山内 均君） 8番、山内 均でございます。

今回、質問に当たって、私は平成25年、ちょうど10年前の2013年の第4回の議会で一般質問を同じことで行いました。そのときは、文化財は非常に興味がありますので、一般的にどういふものがあるかとか、何をしてくれるかとか、そしてそのためには何をするかというようなことをやったんですけれども、今回は、3月議会で同僚議員が能満寺の参道の松の木、皆さん御存じだと思いますが、あれが松くい虫によって6本の、古い樹木ですよ、あの年輪を数えましたら100年を示している年輪が何本かあったんです。100年ですよ。だから、そのとき、見たときに残念なことだったんですけども、相手が松くい虫だということになると、本当はもっと指定とか関心を持つどこかに場があって、それがもし気づいていれば、これ、彼ら死ななくてよかったわけです。

また、町のシンボルであった昔の吉田町の文化財に指定されていた田村の松、これも原因はいろいろあるでしょうけれども、枯れてしまいました。

町には、あとは天然記念物、無形民俗文化財、史跡、古文書、工芸品等貴重な文化財が多く指定をされていますが、今回は天然記念物、無形民俗文化財や貴重な伝統などについて質問をします。

自分が気がついたことは、この町にとってどんなに貴重なものであっても、どんなに大切なものであっても、後世に伝えたいものであっても、一度失ったものはもう本当に戻ってこないんです。それを守るのは我々の役目なんです。と思っています。

そういう意味で、質問をします。

ここで、申し訳ありません、質問の中に、私の文章中、「無形文化財」と記載したものがありませんけれども、これは「無形民俗文化財」に訂正をしてください。非常にすみません。では、質問をさせていただきます。

質問事項です。

吉田町指定文化財の保護と未来への継承について。

質問の要旨です。

吉田町の文化財は、国指定1件、県指定3件、町指定22件があります。過去には町指定文

化財が25件ありましたが、平成に入り4件が指定解除され、1件が追加指定されて、22件が現在、町の指定文化財になっています。

歴史の中の文化財を守り未来につなげることは、私たちの使命であることと確信をしています。しかし、今年4月には、先ほど言いました能満寺前の樹齢100年を超える松の古木を含む6本が松くい虫の被害により伐採されました。

平成7年には、町のシンボルであった田村の松も松枯れによって伐採されるという苦い経験もあり、そんな中、町指定第12号天然記念物、萬年のサツキは、今を盛りと咲き誇っております。案内板によると、樹齢は400年近くになろうとしています。町指定第15号の無形民俗文化財、地蔵院の百万遍は300年以上も続く庶民的信仰行事であります。町指定はありませんが、住吉神社の渡御行列、川尻神社の奴等も重要な文化財であると考えております。

史跡、工芸品、古文書等文化財は町の財産として保護し、未来へ継承しなければならないと考えております。そこで町の考えをお伺いします。

(1) 吉田町教育委員会発行の「吉田町の文化財」で紹介されている文化財の指定について。

①文化財には、史跡、工芸品、天然記念物、有形・無形文化財、古文書等がありますが、天然記念物「萬年のサツキ」、無形民俗文化財「地蔵院の百万遍」、建築物「川尻の道標」の文化財決定までの経緯をお聞きします。

②指定に関与する関係機関及び関係者をお聞きします。

③町の教育委員会の役割をお聞きします。

(2) 文化財指定後の町の役割について。

①文化財の保護・保存・管理等の施策は。

②個人所有の指定文化財等の保護への配慮は。

③天然記念物「田村の松」のような指定解除を起こさないための対策は。

(3) その他。

①史跡、古文書等の文化財の調査・研究には学芸員のような専門家が必要と思います。人材確保に対する町の考え方は。

②無形民俗文化財を守りつなげるには保存会が有効と考えます。民間への協力は。

答弁をお願いいたします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、山田泰巳君。

〔教育長 山田泰巳君登壇〕

○教育長（山田泰巳君） 議員の御質問にお答えする前に、教育委員会が指定している文化財の状況や文化財指定までの流れについて御説明いたします。

現在、町内には、国指定文化財の天然記念物1件、県指定文化財の工芸品3件、町指定文化財として絵画1件、彫刻1件、建造物1件、史跡7件、天然記念物1件、古文書3件、書跡1件、工芸品4件、有形民俗文化財1件、無形民俗文化財2件の合計22件があり、教育委員会では、これら指定文化財の保存状態を確認するとともに、指定文化財を紹介する冊子である「吉田町の文化財」の発行により、文化財の保存と周知を図っているところでございます。

近年においては、住吉地区の沿岸漁業に関わる歴史的に貴重な資料であり、保護・継承・後世に伝えていくことが町の歴史を知る上で必要であると考えられたため、江戸時代や明治

時代に片岡神社、通称住吉神社に奉納された船絵馬群を令和2年3月25日に町有形民俗文化財に指定しております。

町の文化財指定までの流れについて、最も指定件数の多い有形文化財を一例に挙げて説明いたしますと、吉田町文化財保護条例に基づき、教育委員会が指定することができることとなっており、指定に当たりましては、事前に文化財を確認するとともに、所有者などからの同意を得た上で、教育委員会から吉田町文化財保護審議会へ諮問いたします。その後、諮問を受けた文化財保護審議会は、文化財について調査と審議を行い、教育委員会へ答申します。そして、町の文化財として指定することとなった場合、教育委員会は、指定した旨の告示と所有者などへ指定書を交付することとなります。

それでは、吉田町指定文化財の保護と未来への継承についての御質問のうち、1点目の吉田町教育委員会発行の「吉田町の文化財」で紹介されている文化財の指定についての一つ目の、文化財には、史跡、工芸品、天然記念物、有形・無形文化財、古文書等があるが、天然記念物「萬年のサツキ」、無形民俗文化財「地蔵院の百万遍」、建造物「川尻の道標」の文化財決定までの経緯はについてお答えいたします。

天然記念物「萬年のサツキ」は、学術上価値の高いものとして昭和39年4月1日に、無形民俗文化財「地蔵院の百万遍」は、町民の生活の推移の理解のために欠くことのできないものとして昭和53年2月9日に、建造物「川尻の道標」は、歴史上価値の高いものとして平成19年5月29日に、町の重要な文化財として指定しております。

それぞれの文化財決定までの経緯につきましては、当該文化財の所有者や第三者からの申出や文化財保護審議会委員からの提案などを経て、文化財保護審議会において調査審議し、教育委員会に答申するという手順を踏んだ上で、教育委員会が町の文化財として指定しております。

次に、二つ目の指定に関与する関係機関及び関係者はについてお答えいたします。

先ほど、文化財指定までの流れについて説明させていただきましたが、町の文化財に指定する過程においては、諮問と指定を行う教育委員会をはじめ、調査、審議、さらに教育委員会に答申、建議する文化財保護審議会、同意を得る必要がある所有者などが関与しております。

なお、文化財保護審議会の委員につきましては、中学校や高等学校の元教員のほか、絵画や工芸品に精通している方、神社の宮司など、現在7人で構成されております。

次に、三つ目の町の教育委員会の役割はについてお答えいたします。

教育委員会は、町の歴史や伝統を理解する上で重要なものについて、町の文化財として指定し、その価値を失った場合などには指定を解除しております。また、有形文化財の指定に当たっては、所有者などの同意を得るとともに、指定した際に所有者に指定書を交付するほか、無形文化財の指定においては、保持者や保持団体を認定することなどの役割もございます。

次に、2点目の文化財指定後の町の役割についてのうち、一つ目の文化財の保護・保存・管理等の施策はについてお答えいたします。

文化財指定後の保護・保存・管理等の施策といたしましては、文化財保護審議会の協力の下、保存状態の確認のための定期的なパトロールを実施するとともに、所有者などに対して管理や補修などの指導や助言を行い、文化財の保護に努めているところでございます。

また、先ほども申し上げましたが、「吉田町の文化財」という冊子を発行し、文化財の保存と周知を図っているほか、小学校3・4年生においては、地域の文化・歴史・産業を学習するための社会科副読本を利用して、文化財への関心と理解を深めるよう努めております。

次に、二つ目の個人所有の指定文化財等の保護への配慮はについてお答えいたします。

文化財保護条例第6条第1項において、町指定の有形文化財の所有者は、この条例及び教育委員会の指示に従い、文化財を管理しなければならないこととされておりますことから、教育委員会では、管理や修理に多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合などには、その経費の一部に充てるため、予算の範囲内で補助金を交付し、その補助の条件として管理や修理に必要な事項を指示することとなります。

また、文化財保護条例第9条において、町指定有形文化財の管理が適当でないため、滅失し、毀損し、または盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、町指定有形文化財の所有者または管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他、管理に関し必要な措置を指示するとともに、予算の範囲においてその措置に要する費用を負担することができるとしております。

次に、三つ目の天然記念物「田村の松」のような指定解除を起こさないための対策はについてお答えいたします。

天然記念物「田村の松」は、昭和39年4月1日に町の文化財として指定しておりましたが、平成7年2月に松枯れが発見され、その後、文化財保護審議会の現地視察、樹木医による診断を経て、栄養剤を幹へ注入したものの松枯れは進行し続け、再度の樹木医による診断によって修復は不可能との結論に達したため、所有者の意向を確認した上で、平成7年10月31日に指定を解除しております。

天然記念物は、動物、植物、地質鉱物であるため、その維持や保存は容易ではありません。

特に、植物の場合は、病気による治療のほか、適切な生育状態が維持されるよう配慮する必要がありますので、教育委員会といたしましても、保存状態を確認するための定期的なパトロールや所有者、管理責任者への管理、補修などについての聞き取りを行うとともに、必要に応じて専門家などからの助言や指導をいただきながら、文化財の保護対策に努めてまいります。

次に、3点目のその他の一つ目の史跡、古文書等の文化財の調査・研究には学芸員のような専門家が必要と思う、人材確保に対する町の考えはについてお答えいたします。

学芸員は、博物館法で定められた博物館に該当する施設の専門的職員であり、博物館法第4条第4項では、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究、その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどることを職務としております。

町内において、現在、博物館法上の博物館に位置づけられた施設はございませんので、学芸員資格を有する者を対象とした職員の採用は考えておりませんが、文化財保護審議会において調査・研究を行った上で、より専門的な知識が必要となった場合には、県の文化財担当部局に相談して指導や助言を仰ぐとともに、専門家を紹介していただくなどの方法により人材確保を図り、文化財の保護に努めてまいります。

最後に、二つ目の無形民俗文化財を守りつなげるには保存会が有効と考える、民間への協力はについてお答えいたします。

町の無形民俗文化財は、地蔵院の百万遍、寺島川除地蔵の灯籠あげの2件が指定されてお

ります。その活動につきましては、現状、地域の皆様に執り行っていただいておりますことから、その保存につきましても、地域の皆様が自発的に行っていただくことが望ましいものと考えております。

教育委員会といたしましては、町民の誰もが郷土の歴史や文化を後世に伝えることができるよう、伝承文化の醸成を図っていくとともに、関係機関と連携しながら文化財保護施策の一層の充実に努めてまいります。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 8番、山内 均でございます。

今の答弁を聞いていて、頼もしくは感じました。ただ、残念なのは、今の言われたような、もし保存であるとか保護であるとか、どこかでもうちょっと細かく彼らを守っていれば、助けることができたんじゃないかという気持ちがあります。

特に、今回、本当は資料で、ちょっと見ていただけますか。この赤い、これ萬年のサツキです。副町長、これ、見たことありますか。

この場所は、能満寺のトンネルがありますよね、トンネルの昔の道路を上っていくところの上り口の一番右にあるんです。

これ、ここに書いてあるとおりです。先ほど言われました教育委員会が10年前につくった資料に関しては、ここに看板ありますよね、この看板が10年前は1メートルぐらい外にあったんです。分かりますか。それで、この大きさはここに書いてあるとおり、このときに高さが2メートル50、横が8.5メートル。今はもうちょっと増えていて、多分約20畳の大きさです。それで、高さが皆さんのうちの居間の天井です。20畳の居間があるうちの天井が2.5メートル、その大きさがこのツツジなんです。

ここにあった、最初紹介しましたけれども、このツツジが、ここには萬年家が寛永年間…1624年から1643年、この地に居を構えた頃に植えられたものと思われると書いてあります。樹齢にして399年です。

特に今回の質問については、こういうものに対して非常に危機感を持って質問をすることにしました。それはなぜかという、こういうものというのは、恐らく400年近く生きてると、答弁の中にもありましたけれども、田村の松の枯れる前には樹木医が入って、そうしてその中のいろいろ手当てをしてくれた。それでも駄目だった。

400年たっていて、ツツジって恐らく日本にこんなツツジないと思います。だからやっぱり専門家に入ってもらって、そうしてこういう貴重な、一度失ったらもう絶対帰らないようなものに対して、町のほうではぜひいま一度、ここで健康状態を確認するような時間を取っていただきたいと思うんですけれども、それはどうですか。やっぱり危機感の中でそういうふうを感じるわけです。私はこれ、駄目になるときは瞬間に駄目になるといいますので。そういうものに関しての気持ち的な、感覚としてどうですか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

議員御質問の萬年のサツキ、これ、私、生涯学習課に昨年配属されまして、昨年も見えます。今回も一度、現場のほうへ行っている状況です。その前も、観光資源の一つという

ことで、これまでも町外に限らずPRしてきたというものでございます。

この状態、見てみますと、やはり議員さんがおっしゃるように数年前よりも広がっていると、成長はいい、樹勢はいいということで私のほうも見ております。私、素人ですので、しっかり状態がいいかどうかということも不確かなところがあるものですから、過去にもこのサツキに関して関わりがあったという造園業者がおりますので、その方にちょっと状態のほうを確認しました。やはり、樹勢のほうは悪くないということをおっしゃっております。ただ、枯れている枝等あるということでもありますので、そういったものの処置、あとは過去にやっていたんですが、油かす、肥料等の注入といえますか、そういったものを木にあげたほうがいいのかというアドバイス等ももらっておりますので、今現在につきましては、非常に状態はいいのではないかとこのように判断をしております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

今、この写真はこういう色に見えるんですけども、教育委員会が作ってくれた「吉田町の文化財」、その表紙に載っている写真の花の色が、確かに、写真もあります、非常に鈍い色になってきています。自分の写真の撮り方かもしれないし、印刷技術かもしれない。ただ、会長さんともちょっと話をしたんですけども、そういうものに関しての、今まではなかなか実際にはやっていませんよね、樹木医とか。本当に、樹木医まではいかないけれども、造園業者がやってくれているというのは、それは大体いつ頃やったんですか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

ただいま議員、御質問の樹木医というのは、過去調べられる範囲の中で確認したんですが、樹木医が入っているという記録は残っておりませんでした。木の状態を見ながら、何か異常があればということで、これまでは対応を取っていたのかなということで思っております。

数年前におきましては、文化財保護審議会の委員の方がこういった樹木について詳しい方がおられたというところで、その方が手入れをされていたり、肥料を与えてくれたりということで、管理のほうをしていてくれたということもあったというふうに伺っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今、言われた方は近くで盆栽をうんと育てている、非常に知識がある方です。この方、非常に難しい人なものですから、木に対しても非常に難しい判断を出すと思うんですけども、ただ残念なのは、会長さんと昨日ちょっと話した中では、その人が見てくれていると、確かに。それで剪定もしていてくれているということだったんですね。こういう木というのは、恐らく言ったのは剪定をしていかないと駄目だろうと、どうしても広がって行って、広くなればなるほど寿命が短くなっていくんじゃないかという気がしますから。そういう意味で、いま一度、そういう樹木医であってもいいし、専門家であってもいいし、その方であってもいいし、どんどんヒアリング、聞いていただいて、その状態を見ていただきたいです。

特に、ああいう松が消えたり、枯れたりした状況の中で、やっていただきたいのと、これ



だけ気候の変動があると、恐らく木も大変な思いをしていると思うんです。その辺で、町のほうで予定というか、予算も本当はつけていただきたいんですけども、ここに書いてあるので予算をつけていただいていませんので、予算をつけながら大事にしていきたいと思います。そういう大事にしていくこれからの予定というか、そういうぜひ、今の感覚的な、何か考えるというか予定的なものをつかめれば、ぜひ教えていただきたいんですけども。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

この萬年のサツキ、史跡名勝天然記念物という部類に入るということで、基本的に所有者がおるものですから、所有者が基本的には管理をしていくということが基本であります。その管理にあっては、町教育委員会が指導していくという立場ではございますので、その所有者の方と密接に連携を取るといいますか、そういったところで今後対応していくというふうに考えます。

当然、所有者はそこに住んでいらっしゃる方ですので、その状態をいつも見ていてくれていると思います。我々教育委員会としても、文化財保護審議会の方々と一緒に、定期的にパトロールであるとかそういったものを強化していくということも考えて、対応してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 実はこの萬年さん、お母さんに話を聞いたんです。そのときにちょっと違うことを言っていました。今まで、肥料をもらったくらいですよ。入っていないんです。実際に、一回、聞いてみてください。

要は、何でこういうことを言うかという、今後、木が枯れた段階でもう永久に戻りませんよね。その危機感も含めて、私が思うのは、この木の子供、二代目のこのツツジを育てていく、そういう余裕も必要じゃないかと思うんです。

文化財、こういうものに関しては、必ずそういう、子供から孫まで、ずっと大事に育てていくという、そういういろいろ聞いていますので、そういうやつをぜひやってほしいんですけども、この辺でうん分かったというわけにはいきませんか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

この萬年のサツキの子供、株分けということによろしいですかね。それこそ、やはり私どもではその辺の判断がつかかねるところがあるものですから、やはり文化財保護審議会委員であるとか、専門家ですね、そういった方にお知恵を借りてということになると思いますので、そういったことも含めて、このサツキの状態をしっかりと注視しながら、今後、対応していくということで考えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今の対応という部分を必ず認識をしていただいてやってくださいね。そうして、もう一つお願いしたいのは、例えば株分けをしたときに、分けた株を儀式の中でやっておいてほしいんです。例えば、この木が枯れて250年たったときに、必ずDNA鑑定であるとかいろんなものが出てきますので、そういうものをつくってやれば吉田町が、教育

委員会そのものが本当に保護をしていると、大事に育てているなということが実証できますから、その辺をちょっとぜひやっていただきたいと思うんですけども。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

株分けしたものを将来、250年後、DNA鑑定でということで、現時点において、その方法がいいかどうか、このままでもこれから先、継承できる、生き残っていけるということもあると思いますので、そのときの状況、状態を見ながらそういったことが必要、それが指定文化財としていいか悪いかというところもあると思いますので、その状況にあったときに、それこそ検討する必要が出てくるというふうに考えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 多分、今言われた状況では、手遅れでしょう。そのくらい、こういうものというのは勢いのいい分だけ早いですからね。ぜひその辺お願いします。

今、ちょうど家康の話が出ていますけれども、ひょっとしたら家康が見に来たかもしれないですね。そんな夢も抱くような、これだけ大きなサツキありませんから。ひょっとしてですよ、これを例えば徳川家の代々の人たちに写真を撮って送ったら見に来るじゃないですかね。そのくらい大事なものだと思っていますので、ぜひ大事にしてください。

それから、無形民俗文化財についての地蔵院の百万遍について、これも実は私のすぐ横でやっていますので、ずっと周りの人たちが大事にしてくれているんですけども、僕が子供の頃、それから30代、40代くらいには、そこに住むおじいさんとかそういう人たちが、鐘の打ち方であるとか、しっかりと検証してやってくれたんです。ところが今、いろいろな人たちがやってくれているんですけども、もうそれは今鐘を打っていだけ。リズムがあるんです。すごい遅いリズムからだんだん早くなって行って、半鐘になって、皆さんが1回が終わると。それを何遍繰り返すのかな、そのときに数珠を回しながらやっていくんです。これも、もう300年以上の話です。

この百万遍のルーツだと思うんですけども、京都のお寺さんにはこれがあるんです。実は林泉寺、松浦さんのお寺、あそこにも数珠を回す百万遍の歴史があるんです。

その意味で、ぜひその辺を大事につなげていきたいんですけども、そのときに、今、私が知っている限りでは、高齢の方が1人まだ健在で、その人は昔からよく正しい打ち方等ずっとやってくれているんです。その中で、こういうものを正確に、こういう無形民俗文化財なるものは、やっぱり正確な形をつなげていくことによってそれが伝わっていく。その形が変わることによって、それはもうただやっていだけという違いが出ると思います。

ですから、その辺も実際の、ビデオを撮って残しておきたいんですけども、そういうものに関して、町のほうでの支援というか、そういうものの方向性を出すというか、教育委員会から審議委員会のほうに何か言ってもらえるような、そういうシステムというのはありませんか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

この地蔵院の百万遍というのは、地域の方がやってこられた庶民的信仰行事ということで、議員おっしゃるとおり、300年という長い月日やられているというところでございます。

いろいろ、「吉田町の文化財」という本等を見ますと、これまでは7日間やっていたというところもありまして、今現在は、第2次大戦以降、1日目と7日目をやっているというところで、短縮等されてやっているという状況があるということ。

今、議員おっしゃいました正しい形で正しいやり方であるところが、それができていれば本当に素晴らしいことだと思いますが、いろいろ時代が変わって、環境も変わったりして、やっぱり変化というものが出てくるのかなと思います。

簡易的等になっても、本質というところがうまくできていれば、本当に続けてもらう、継承していくことが大事だと思いますので、地域の皆さんでそういった保存活動に努めていただければ、非常にありがたいというふうに思います。

知っている方が、今、町外にいらっしゃるという話も今あって、ビデオもということであったものですから、そういったことも条例にも記録の作成というところがあるものですから、そういったところは地元の方々、やっている方々と協議しながら、町として支援できるものもあるというふうに考えますので、またその辺は地元の方との話し合いの中で、うまくいい、明るい道が見えればなというふうに思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） この地藏院に関しては、山内与五郎さんという人が開基して、悪霊退散のために8月15日から1週間、昼夜を通して、そしてその七日目のお昼頃かな、鐘を打って地藏を回して納めるんですね。それが先ほど言った太平洋戦争の後には簡素化されて、でも今でも、コロナのときも数珠だけは回しましたね。なので、そういう形で正しいものを正しくやっていかないと、それはもう継承にもならないし、瞬間的に文化って消えるわけですよ。だから、そういう意味ではぜひ、町のほうでも力を出していただきたいと思います。

これから、審議員の方にもお願いをしていかなきゃいかんと思いますけれども、実は周りに同級生とか関係者がいっぱいいますので、やるか、そういう話はしています。多分、やることになるでしょうね。私はやりたいと思っていますけれども、そのぐらい貴重なものが吉田町、今のほかにもいっぱいあるんです。ですから、ぜひやっていただきたいです。

あと、それともう一つお聞きしますけれども、この百万遍をやるときに、鐘について大井川からきれいな、昔、砂をやったんですけれども、そこに神様を立てて、そうするとそこで鐘をつきながら数珠を回して、その後、立ち回りをやったんです。私もやりましたけれども。立ち回りというのは、みんな、酒飲んで裸になってぐるぐる回るんです。危険極まりない行事ですけども、それがいつの間にかできなくなったんです。そうして今は、ぬかるんだりとかあって、コンクリートを打ちちゃったんです。

そこで聞きたいのは、例えばこういう文化財の指定をしたその副作用として、その後、形状を変えるときには、文化財として管理する町の教育委員会とかそういうところから、変えちゃ駄目だよというそういう規制をかけることはできないんですか。文化財的にはできないんですか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

今、地藏院の百万遍の実際やるところを舗装をされたというところで、昔は土の状態であったという中で、舗装されたことによって正しい指定文化財の継承の仕方ではないというこ

とだと思えます。

先ほども答弁のほうさせてもらったんですが、やっぱり時代とともに環境も変わるというところがあるものですから、この百万遍の行為について、地盤というんですか、そこがどうかというところはちょっと確認する必要があると思いますが、その行為というところは変わっていないと思いますので、文化財保護審議会の御意見等もお伺いしながらということはあると思いますが、現時点においては、指定解除とか文化財じゃないよ、やり方がというところには当たってこないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 我々があそこで話をしたときには、形が変わっているものですから、もうこれ違うね、百万遍じゃないねという話はしているんですよ。だから、そういう意味で大事にしたいし、しかもさっき聞いたのは、それを維持するために、当然ブランドの状況、周りの状況が変わっちゃうとそれができなくなりますよね。そういうときには、とにかく規制をかけるとか、いろいろ指示をするとか、そういうものに関しては、そういうルールというのは文化庁とかそういうのは持っていないんですね。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

それこそ、ルール、規制というか、そういったところかなと思います。それこそ、教育長答弁でもありましたが、この文化財保護条例に基づいて、条例と教育委員会の指示に従って基本的には管理をしていただくということになっております。

例えば、形状変更等の制限というものがあまして、何か形状を変える、変更するということになった場合、その文化財の保存に及ぼす行為をするというときには、教育委員会の許可を受けるということもございますので、当然、手続のほうをしていただくという制限がございます。

ということで、指定文化財に関しまして所有者、あと関係者の方が何かするという場合には、やはり事前に相談というか、こちらのほうに声をかけていただくということをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今日、聞いてよかったと思いますけれども、もしそういうものがあれば、昔の形、百万遍を百万遍として残すためにはやらなきゃならんことありますので、ぜひまたちょっと皆で話をしてみたいと思います。

あと、先ほど言いました10年前に、私、この一般質問で同じようなこれ全般のことをやっただけです。無形文化財の全て、史跡も含めて。そのときに、これ大丈夫かなと思ったのが、この答弁書の中に小山城の話が出てきたときに、小山城の話、この中に、もう10年前です。そのときに、売店にいる臨時の職員であるとか、その人たちに説明をしてもらうという話が載っているんですよ。でも、実際には小山城ってないですから、皆はありますけれども。

そういう意味でやっていくと、さっきも言ったんですけども、学芸員というのが非常に重要な意味を持ってくると思うんです。我々がいろいろなものを調べていっても調べ切れませんので、ぜひそういうものについて、町のほうでの関心というか、そういうものはどうな

んですか。学芸員を置いていただきたいと。

会長さんとも話したときに、会長さんもそういう形で、全部目が届くわけじゃないから、古文書の強い人もそれぞれ集まってやってくれていますので、その中で、本当によく知っている人なんですけれども、疑うわけじゃないけれども、学芸員は学芸員なりの常にそういう文化的なもの、歴史的なもの、背景、それをやってくれて、その最後の後に説明をしていただかないと、そういうものって間違いなく架空のものになるわけですね。私、そう思うんです。

だから、ちょっとお聞きしたいのは、教育委員会のほうからでもいいですけども、そういう学芸員、答弁の中にもあります。吉田町には今はいませんと。それ、聞いたときに、どうやら学芸員って静岡県に二つか三つぐらいの町しか持っていないところが、あとは全部持っているということです。もちろん相良もあります。相良は意次、ありますよね。牧之原も城址いっぱいありますから、牧之原もあります。恐らく、島田もあります。県に2か所ぐらいだけだと聞いたんですよ。その辺の認識というのは教育委員会のほうではありますか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

学芸員がいる市町、基本的には学芸員を設置されているところというのは、博物館法に基づいて、博物館、登録博物館、博物館相当施設というところだと思います。県内調べてみますと、九つの市町でいらっしゃいます。あと、小山城にあります郷土資料館、そこは博物館類似施設ということで、学芸員を設置するという施設ではなく、制限はないというところがございます。県内にもそういった施設が幾つかありまして、ただ、そういった施設でも学芸員がいるところとないところがあって、議員おっしゃられる吉田町と二つぐらいしかないというのは、もしかしたら県内中部で二つかなと思っております。

学芸員につきましては、それこそ、今、文化財保護審議会の会長の話も出ましたが、そういった文化財保護審議会の方々と協議する中で、どうしても必要だよという場面が出てきた場合には、まずは県の職員にも学芸員を持った方、それぞれ専門家の方がいらっしゃいますので、そういった方々に指導、助言もらったり、それでもといったときには、専門家の方を紹介していただくというふうな形で対応を取っていただければいいかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） ぜひ、そういうチャンスをつくってもらって、そうしてやっていただければと思います。要するに、九左衛門新田であるとか与五郎新田とか昔のものの始まりがどのくらい前ですかね、江戸時代よりはるか昔からあるわけですね。そういうのはもう絶対にそういう専門性を持った人でしか調べることができないと思うんですよ。そういう意味ではぜひ、今言われた検討材料には入れておいてください。できるだけお願いします。

あと、もう時間ですのであれですけども、最初言いましたけれども、僕が本当に危機感を持つのは、さっき言いましたこの町にとってどんなに貴重なものであっても、どんなに大切なものであっても、後世に残さなきゃならんと思うそういうものであっても、一度失ったらもう帰ってくることでできませんので。それだけは肝に銘じてそうやっていただきたい。

今、ここにあります大井川の河原の、大幡の大井川のところにあります高島の、私が話し

たことがあった、名前何だったかな、そのところの近くの人のやっぱり古株の人がいるものでちょっと話をしたんです。そのときにはもう危険性もありまして、そういう立って火を飛ばすようなものはできないと。ところが、場所も草ぼうぼうで入ってくることもできないだろうと。そのすぐ横にある社に関しては毎年8月24日にはやっていますよ。でも、その人たちがやっているのも、結局は言われたのが、高齢化になってきて、そして金銭的にも大変な思いをしているというのがありますので、ぜひ、やっていただいて、お願いをしたいと思うんです。ちょっとそれを紹介してもらおうと思ったけれども、時間がありませんので。

最後に、ここに「無形民俗文化財の保護について」ということでこういう先生が書いているんですけども、やっぱり同じことを考えていまして、「地域の人が習い覚えた技術・技量を行為という形で表現するものですから、その技術・技量を保持する人がいなければ、これまた消滅と」と、それで危機にさらされると。それで、実際には少子化とそれと地域の過疎化によってそういうことをやってくれる人たちがどんどん減って行って、日本中にはそういうものがいっぱい出てきますよと。そういう資料があります。また、これもこういうのがありますので見ていただきたいんですけども。

そういう意味で、今日お願いをしたいのは、何件かお聞きをしましたけれども、ぜひそれをつなげていくための町でできること、教育委員会でできること、審議会ですることができることをやっていただきたい。つなげるのが目的じゃなくて、歴史を正しくつなげていくことがやっぱり一番大事なものですから、ぜひその辺もお願いをしたいと思います。

今回は、私は無形民俗文化財、それとか天然記念物ありました。あと、吉田町にはもっと大事なものがいっぱいありますので、ぜひ9月にはまた違うもう一つの方向をやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

一応、そういうことで、一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（大石 巖君） 以上で、8番、山内 均君の一般質問が終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午後 3時25分

開会 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会16日目、最終日であります。

ただいまの出席議員は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、これまでに議決した議案を除く、その他の議案の審議に入ります。

---

◎議案第28号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第1、第28号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いをいたします。

また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いをいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第29号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第2、第29号議案 吉田町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第30号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第3、第30号議案 吉田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

30号印鑑条例の一部改正ですね。役場前の自動交付機9月撤去に伴い、各種証明書取得申請方法からその記載を除くというものですが、自動交付機の撤去に伴ったところで撤去した後、窓口の対応機会が増えるのではないかと、役場の方にとってはその作業が滞る可能性がありますし、また町民の方にとっては、自動交付機ない状態より待たされるという懸念がございます。

マイナンバーによるコンビニ多機能端末利用による各種証明書の取得、この普及とか分散これも期待するところであるんですが、依然としてそういう書類は役場行って取るもの、また立地的に役場の近く、町自体がコンパクトなものですから、やっぱり役場へ行って取るという方が引き続きいらっしゃる。また手続きのついでに取るというような形で、自動交付機がなくなった後混雑するのではないかなという不安があります。

また、昨今のあれで言いますとマイナンバーの取得ですとか、あるいは保持とかに対して、



まだちょっと不安があるという方が一定数、昨今のニュースを見てもおられるところがございます。

そうした中、窓口対応の増加懸念について、町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

交付機のほうがなくなりますと、対応の増加、待ち時間の増加ということでございますが、自動交付機を撤去する時点におきましては、窓口交付が多少なりとも増えるという可能性があると思っています。しかしながら、自動交付機の撤去のお知らせと併せまして、今後コンビニ交付サービスの利便性などについて、町民の皆様事前に周知を行うことで窓口交付の集中は軽減されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） そうですね、現実的にどの程度混雑するかというのは、この下期を見ないと、ちょっと分からないというところもあると思うんですが、ひとつJ-LIS、地方公共団体情報機構の資料などを拝見いたしますとね、各自治体によっていわゆる多機能マルチコピー端末、これを庁舎内に置いてしまえばいいかと、実際置いている自治体も結構あるように見受けられます。今回の撤去に伴って基本的にはコンビニなどで取っていただきたいというのは分かるんですが、そういうものを置いて今のコピー機をそれに替えてというような形での検討などがあったのかということと、それについてはどのようにお考えかということをお聞かせください。

○議長（大石 巖君） 町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

庁舎内のほうに、現在コピー機のほうが予備のほうに設置しております。そちらを多機能端末機のほうに替えてという検討のほうでございますが、現時点では当町といたしましてはコンビニ交付サービスのほうに移行するというを目的に考えておりますので、現時点では検討は考えておりません。

マイナンバーカードの取得につきましては、当町におきましても交付率のほうは、5月31日現在人口2万9,231人に対しまして、79%の交付率となっておりますので、現在増加、今後もしていくと思われまますので、そこにつきましてはコンビニ交付サービスのほうへの移行を考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

コンビニ交付の分散にかなり期待されているというか、そこに注力されるというのは見受けられました。現状においては1階のコピー機をそういうものにする予定はないということですが、今後のもし仮に分散があまり滞った場合、そうしたものもぜひ考慮には入れていただきたいと思います。

もう一つです。コンビニ交付を進める広報活動にも頑張るといようなことが感じましたが、窓口例えば町民課さんにあらゆる手続きで来られる来町さんに、自動交付機を撤去しますと。今後はこういう町民はコンビニで取って持ってきてください。というような簡易な

分かりやすいチラシ、こういうものを取得申請に関わらず、町民課に訪れる方にこう配って差し上げるというのがもちろん広報活動広報よしだに載せるとか、ホームページに載せるは当然のことながら、そういった地道な活動で恐らくその分散率が増えていくと思うんですが、そうした施策についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

コンビニへ行ってもらうための対策といたしましては、町内外でのコンビニでの交付が可能でありますことや、平日に限らず土日祝日の朝6時半から夜11時までの交付が可能であることなど、コンビニ交付サービスの利便性についてもしっかりと町民の皆様にも周知することが大切だと思っておりますので、窓口に来た方々、コンビニ交付サービスの利用についてのチラシの配布をはじめまして、ライン広報ホームページ等で誰もが分かりやすい方法での周知をしっかりとしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

私もそうなんですが、なかなか置いてあるだけでは手に取らないものですから、その手続の終わり際に直近でこういうことがありますというのを、カラーのものとか図入りのもので分かりやすく手にすることで、聞いてなかったとか知らないとか、そういうやってみようかなという前向きなことがでると思いますので、その辺、御留意していただきたいと思います。以上です。

○議長（大石 巖君） その他、質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第31号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第4、第31号議案 吉田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

先ほどの30号議案と関わりのある関係のあるところであるんですが、手数料条例についても幾つか伺いたいです。

コンビニの多機能マルチコピー機による利用ですね。普及啓発のため減額して取得機会を増やす、このことはよく理解できます。実際に私はコンビニが近い事情もあって、そこで取っているのが当たり前にはなってきたんですが、やるとすごく便利にある反面、最初のハードルといいますか、要するになんとなく難しいそう分らん何が要るのだろうとか、トラブルどうするんだというところが、まだ町民にあまり理解されていないのが、もしかしたら既にやっているコンビニ取得の件数が増えていない状況かなと思います。

実際、行った先で、マイナンバー持っていったんだけど、4桁の暗唱番号を記憶していなかったということで、帰っちゃうとかいう場合は、また役場に問合せがきてしまうとか、そういうようなこともあったようです。

そこで、先ほどと同じような形になるんですが、各自治体へはその何とかコンビニ取得を、手数料減額でコンビニ取得を増やしたいというので様々な広報活動をしています。ちょっと一例なんですけど、同じ県内の富士市とか、かなり分かりやすい絵入りのものを当ホームページに貼り付ける、先ほどのJ-L I Sにリンクを飛ばす。実際に動画でもって案内するような様々な工夫でだんだん浸透していくという、1人、2人やる方ができて、その方がむしろその広報になってね、クチコミでこっちの方が楽だよという形になっていけばいいなと思っておるのですが、この減額それから操作説明このあたりの広報についてはどのように考えていらっしゃるかお聞かせ願います。

○議長（大石 巖君） 町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

今の4桁の暗証番号等についてと、操作のところにつきましてはマイナンバーのカードを交付するときに、住民の方には紙のほうに暗唱番号を記入してもらって、そこで暗唱番号を決めていただくんですけども、その紙はなくさないようにということでお返しをしております。ですので暗唱番号等については分かりやすい誕生日とかの番号は避けておりますので、その紙を見て忘れずに行って、また忘れた場合につきましてはこちらに問合せをしていただければ、またそこで再交付という形にはなりますが、また暗唱番号の再設定をすることが可能でございます。

コンビニでの操作方法につきましては、現時点でも吉田町のホームページのほうをリンクしていかないといけないですけども、各コンビニのURLというかリンク先が載っております。そこを開いていただきますと、各コンビニの多機能端末機の操作方法が絵なり写真等で見る事が可能となっております。そこに行き着くところまでが分かりにくいということもありますので、今後そのホームページ等のトップページなどに、たとえば貼り付けるなどして誰でも分かりやすく見る事ができるように考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

暗唱番号については、なかなかマイナンバー取得時に、そこで関連性のない4桁を求められて大切に持ってくださいなんですけれども、結構自宅保管のままどこ行ったかなあとか、再設定とかいうケースもあります。私自身も覚えているかというとなかなか難しいので、コンビニに行く前にそこを確認してみたいな作業が発生しているんですが、それ自体は個人の管理の問題もあると思います。

それと、ホームページを見やすくという部分で、そのリンクリンクでこう何とかたどり着く方はそもそもコンビニで取得することに苦のない方が多いかと思うんですが、ここではやはり高齢の方とかね、そのやり方分らんという方のための分かりやすさというものを追求していただきたいので、そういう意味ではですね先ほどの自動交付機9月撤去までの間に、例えば広報よしだで特集ページを組んで、分かりやすい操作説明などを施してあげるといった手段も必要かなと感じております。

このマルチコピー端末を使った取得なんですが、設備と環境が整っていればどこでもできる話です。実際情報いろいろ見ますと、コンビニだけではなくて大手スーパーですとか、ドラッグストアですとか、要はそこに参入したい業者、あと今年から多分本格的になると思いますが郵便局、このあたりが使う可能性が出ているというかほとんどの自治体で着手を始めております。

その中、吉田町ではまずコンビニなのか、それともコンビニだけで止めておくのか、郵便局やドラッグストアやスーパーなどにはあまりそこは置かないようにするかは、民間のほうの次第もあるんですが、民間の業者にとっては人が集まることと、やはり手数料がもらえることでメリットはありますし、行政にとっては、その現場の一次対応がなくなるというところがすごく楽だということが存じておるんですが、そういう意味で町として今後広げていくのか、コンビニ止まりなのかということについて言及いただけますか。

○議長（大石 巖君） 町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

現時点では町内におきまして、多機能端末機が設置されておりますのは、コンビニエンスストアのみでございます。郵便局やドラッグストア、大手スーパーなどにおきましても全国的に順次拡大をしておりますので、今後町内の郵便局やドラッグストア、大手スーパー等に設置がされまして、利用が可能となりましたら町民のほうには周知をしていきたいと考えております。

多機能端末機につきましては、行政の証明書の交付だけではなくて、例えば写真のプリント、ファクス、あとレジャーチケットなど様々なサービスに対応しておりますので、町から設置等をお願いしているものではございませんので、そこにつきましては順次拡大して利用が可能となれば、周知をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

今のお話、あくまで民間側からの申出によって、そこで要件を満たしていればどこでも今後入れていく可能性があるかと受け取りました。

最後、一つお願いします。手数料減額についてです。これ行っていない自治体もあります。金額は一定と言いますが、窓口で取ろうがコンビニで取ろうが同じ額で減額はあえてしてい

ないところがあります。方向性様々なんです、申請書類の取得の金額手数料が受け取る場所というか、取る場所によって違うというのは、本来あまり、今回はその意図が伝わるんですが、ずっといつまでそれをやっているのは、よろしいのかという懸念がある場合もあります。あそこで取ったら100円安いけれどもここで取ったらというのは、行政の書類がそれでいいのかという懸念があるんですが、これを例えばいつまでやろうとか、こういうものが満たせたら金額は窓口とフラットにしようとか、そのようなお考えは現時点でどのように考えますか。

○議長（大石 巖君） 町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

手数料の減額を行っていない自治体につきましては、県内の状況のほうを御説明させていただきたいと思っております。

現時点では、35市町中21市町が減額のサービスを行っております。市町によっては期限を設けていたり、金額も少し違うところがありますが、21市町が減額のサービスを行っている状況でございます。この近隣の市町におきましても島田、藤枝、焼津、牧之原、川根本町につきましては100円の減額を行っているところでございます。

取る場所によって金額が違うというところにつきましては、吉田町のマイナンバーカードを持っている方につきましては、その対象となるところで取っていただければ今これから始まる減額のほうの対象となりますので。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

私申し上げたのは、そのコンビニの金額は一定になると思うんですが、窓口取得、要は役場に来て役場の窓口で取得したときの金額が現状のままだとそこは安くならないですね。それはある一定の期間、今の現状を聞いても安くすることでそちらのほうに行ってもらおうと施策が分かるんですが、それをずっと続けるのか、ある程度目標値が達成したらフラットにしていくのか、そのような方向性はどのようになっているのかということをお伺いしたいです。

○議長（大石 巖君） 町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

減額の期間につきましては、当面の間と考えております。コンビニ交付サービスのほうの移行のほうもこれからどんどん伸びていくと思われまますので、住民サービスの利便性の向上を図ることを自主的に100円減額するものでございますので、当町としましては期限を設けず当面の間と考えております。

以上でございます。

○3番（盛 純一郎君） 了解しました。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑は終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第32号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第5、第32号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第33号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第6、第33号議案 吉田町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 先日の全協ですね、質疑予告をしましたので、まず最初に料金設定についてお伺いします。今回の値上げ案においては従来の基本水量制及び累進使用制に変えて、基本使用料及び従量制を採用しようとしています。今回の議案上程時には、基本使用料1,100円の根拠を説明がありませんでしたので、内容確認の全員協議会でお伺いしました。そうしたところ、令和3年度の使用料収入実績に固定費比率を掛けた額を、1年間で請求し

た月々の使用料件数である調定件数で割った額から得た額1,100円を採用したとの説明がありました。

そもそも、基本使用料というのは、基本料対象経費のうち汚水処理量に関係しない、計画策定業務委託や職員給付などの固定費を負担するというのが基本だというふうに思います。よって、基本使用料は原則使用料対象経費に固定費の比率を掛けた額を調定件数で割った額。吉田町において令和3年度の実績からすると固定費が49%であることから、基本料とすべき額は2,200円になる。しかしそれでは高くなってしまいますので、激変緩和のために先ほど説明した計算式で求めた1,100円を採用した、とのことでございます。

そこでお伺いします。基本水量制及び累進使用制で得た使用料収入を基に、今回の議案の基本使用料を算出するために採用した計算式で得られた額1,100円、これどういう意味があるのでしょうか。算数の問題です。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

基本使用料とは、本来どうあるべきかということを前提に計算をしました。それは2,200円という答えは出ました。ただそれをいきなり負担を求めるのはということで、現実的に負担をお願いできるラインということで1,100円ということを出したものです。数式上出たものと、現実的にお願いできるものという数式上出たものに現実的にお願いできるものという点を加味した金額でございます。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） そうすると最初から2,200円、これ高いんで半額の1,100円にしますと素直にそう言えばいいのにややこしい計算式を持ってくるのが少々違和感を感じているところなんです、それであれば今度令和6年で上げた、令和9年で上げる予定ですよ。そう答申からすると3回に分けるとい、そうすると令和9年の基本料は令和7年度の収入、使用料収入にそのときの固定費を掛けて調定件数で割った額にするのか、基本、まあ2,000円もって上がっているかもしれませんが、その今の1,100円と2,200の半分で1,650円くらいにすると、要するに1,100円というのは決めていたんじゃないですか。これくらいならまあ皆何とかなるだろう、というような思いがあって決めていた数値が1,100円で、ややこしい計算をしたという話でないかなと思うんで。じゃ今回、次も同じような計算式を導入して次の基本料にするのか、それともまた新たに考えるのかその辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 次回基本使用料についてどう考えるのか、というところはまた次回の改定の中でということで、答申の方針の中でも示されております。単純に半額ということではなくて、今回現在の使用料でどれだけ、前回説明したとおりです。現在でも理想の額、収入、経費、回収率に見合うだけの収入を得ていないという現状があるのでそれと同じ比率で見たときに、ちょうど半分ということでございます。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） この基本料1,100円ということに対して、町民の皆さんに説明するときに、次回令和9年、その次が令和12年に上げる予定です。しかしその基本料1,100円というのは変えませんと宣言しちゃう。なぜなら町は令和12年度に経費100、経費回収率100%に

したときに、使用料対象経費の固定費の削減をすると。それとともに水洗化率を上げるというようなことで、普通に使用料を基本料に関しては1,100円になるように、町は頑張るんだ、だから今回1,100円というので了解してください。というような話をすれば、町民の皆さん、「おう、そうか、頑張ってくれ」で終わると思うんですが、その辺はどう思います。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

今後のことまで、ちょっとここで縛ることはできないかと思えます。その都度その都度やはり現状を見て検討をし直していただきたいと思っております。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） いや、今回値上げするとすれば町民の皆さんに説明すると、しなさいと答申に書いてあるわけです。そのときにどうやって1,100円を説明するのですか。という質問です。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

繰り返しになりますが、本来の金額は2,200円ですがということは説明したいと思えます。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

私はこの料金の改定のまずは目的、下水道の経営戦略の中にも出てくる独立採算制ということがこれから当然料金を改定するに当たっての独立採算制、要するにその中でしっかりとした循環を行いましょうということを目的として、目的とするということで私は理解していますけれども、町のほうの見解ってどうなんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

企業会計の本来あるべき姿、独立採算制を目指すということは、議員のおっしゃるとおりですが、資本費まで含めると大変高価になりますので、今回については汚水処理費を対象として利用者の皆様に経費回収について御理解をいただきたい、ということでこの料金改定を図っております。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今、条件をつけられましたけれどもね、条件よりも何よりも町の人たちが公平な立場でそういうものを考えたときに、やっぱり最終目標がどういうふうになるか、独立採算を本当にやっていただくか、言っている本人分かっていますからね、それは無理であるということが。但し、無理であるということを前提に「じゃ、やめますよ」ではなくて、それに向かってやっていきたいですよ、なぜそれを今、言うかということはどうですか、独立採算をすることによって、例えば同じ区域の人であっても、水洗化に入っている人と入っていない人、その中でも当然不公平が出てきますよね。地域と地域が違っても不公平が出てきますからね。そういうものをなくしながら、やっぱりどこまで町のほうではやっていくのか。その順番を、そういうプロセスとか過程とかそういうものを考えてはいるんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） プロセスということでございますが、先ほど申し上げました



ように、汚水処理費これが今汚水処理費について経費回収率が大変低い状況ですので、これを改善していきたいということで、期間を設けてプロセスを経て改善しているところです。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 私はいつもずっと熱心に伺っているのは、それを分けていくことは駄目だろうと、いう形で言っているわけです。その中でね、課長に先日全協で聞いたときには、この水洗化率の75%まあ少ないですよ、75%程度をその目標にして今回の値上げの料金を決めたらと。そうして、そのときに令和6年度では2,200万円、7年度以降が3,500万円という数値が出てきますよ。本来であるならば75でなくたって、全体に全部に丁寧な説明に入ってもらって、そしてそれを運転資金として回していくことがやっぱ独立採算制の道だと思うんですけども、75%最初容認をしたということはこれはどういう意味を持っているのですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

経営戦略においても、それからこの使用料の料金等審議会でも用いました資料につきましても、現状の水洗化率から毎年1%ずつ人口で言えば100人くらいずつ、毎年水洗化人口を増やしていくという目標を立てております。現状のままずっとということではありません、毎年毎年1%ずつは向上させていくという目標を立てております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） その目標でいって、大体どのくらいで採算性に対しての到達線と考えてますか。恐らくその考えだと到達線にいきませんよね。最初から駄目だと、いかないよ、難しいよって話しで進んでいるわけですよ。それでは我々は納得いかないですよ。その辺をちょっとお聞きします。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

区域の中でまだ下水道につないでおられない方もおられます。様々な理由でつないでおられない方もいらっしゃる。その方が全員接続するまでということとはなかなか難しいので、それまで待って料金改定というのは難しいので、この見込みの中では現状接続されている方、それからこれから毎年1%ずつ増えていく方、この方々から得られる収入見込みでもって成り立つようにというような試算を持っております。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） そこはそれでまた後で反対討論いたしますね。

それと、もう一つは今言った水洗化率を100%に近づけること、これから新しくやる人に関しては丁寧な説明をして、そしてやっていけば1%でなくて、本来できるはずなんですよ、そんな難しいことではないと思います。財政課が全部行って本音を出して、それやっていかないと、今先ほど言った同じ区域の内での入っている人と入っていない人の不公平、税負担の不公平、それともっと大事なものは、私が問題にするのは区域内と区域外の不公平、それを解消しない限り恐らくこの町は分裂という形の非常に危険なあれをはらんでいると思うですよ。その解消のための、100%向かえるようなそういう形を取っていくことが必要だと思うんですよ。その辺に関してちょっと町の考え方をお聞きします。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

水洗化率の向上ということでございます。接続されていない方に個別の働きかけをして水洗化率上がっていくように、今後もしていきたいとは考えております。現状、この3年間で新規に接続された方は、工事件数で令和2年から4年までで直近の新規の接続件数200件以上あります。人数にしますと約600人の方が増えていたはずですが、

ところが、いつも申し上げますが接続済みのアパート等から転出等で半分ほどの人口が減っておりますので、差し引きしますと3年間で313人の増加にとどまるということで、そうしますと単年平均で100人くらい、パーセントで1%くらい、いう伸びにとどまっております。そういう状況もございまして、大きな数で増える人数が増えていくということは、ちょっと今難しい状況になります。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） ずっとこの問題を取り組んでいて、いろんな人、町の人たちから聞えてくる言葉が「何で入らないといけないのか」非常にそういう例が多いのですよね、その辺の声もしっかりとね把握していれば、ぼんと上げたって違ってくるんじゃないかと思うんですよ。私は反対をしているのはそういう部分、それを含めてねやっぱりやるべきことはやってもら、そしてできるだけこれに近い手段を違う手段があればやってもら、それがやってもらことによって、この町全体が一つの下水道水洗化に向かって方向性を一つになって行くと思うんですよね。ぜひその辺は肝に命じてやっていきたいと思っております。ぜひ、回答があれば。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

下水道の区域の方に下水道に接続をしていただきたい、それから区域の外にお住まいの方には合併浄化槽に転換をしていただきたいというようなことを、本年度また町民にパンフレットの配布等また周知をしていきたいと思っております。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありますか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

5月の22日の全協で頂いた資料の中の6ページ資料1ということで、答申に対する理由書というのがございます。その⑤番についてお伺いいたします。

吉田町公共下水道事業経営戦略では、5年ごと2段階の会計を行い、令和11年度に経費回収率100%となるロードマップが示されているが、現在の物価上昇等を考慮して3段階での経費回収率100%を目指すことが妥当と判断する。

しかし、5年ごと3段階の見直しでは長期になるため3年ごと3段階の見直しを行い、12年度を目標に経費回収率100%とするべきであるということが書いてあるんだけど、この11年に本当は100%にしたいけれども、今の状況見て12年度、1年延ばしますよということなのか、それに対して5年ごとではこれ長期なり過ぎる。ここの文言がすごく分からないとこなんですけど、11年で最初決めていたのを、5年にしちゃうともっと長くなっちゃうよという意味なのか、そこのところはちょっと分からないです。

11年でやるというのを12年にする、1年延ばすのはいいけれどもそれ以上はもう駄目だよ、

というような感じに受け取れるんですが、これ長くした場合、もっとこう緩やかな上げ率になるのかなと思うんですよ。5年じゃ長いというところの理由、そこが非常に疑問がありまして、これ要はもう3年延ばすそうすると町のこの水道事業について、どういった影響が出てくるのか、その辺があってもうこれ以上は延ばせないよという話なのか、その点を説明お願いします。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

経費回収率は約半分49%程度でございました。令和2年までに総務省からは経営戦略の策定を、これは全国の地方公共団体に求められたものです。当町の令和2年度に策定をいたしました。この策定期間というのは10年間でございます。令和2年に策定をしましたので、策定期間というのは翌年3年から12年までのこの10年間です。この10年間の中でどうするかということでございますので、最初のロードマップでは、令和12年度までに経費回収率100%となるような計画を策定しました。

ただそのときの直近のデータが、企業会計に移行する前の特別会計時代のものでございましたので、そのときの経費回収率は67%だったか、ちょっと高いものでございます。ですので2段階で達するだろうという計画を立てていたんですが、料金等審議会が開催された当時には、時点ではもう企業会計に移行してしまっていて、経費の中で見られるもの見られないものの違いが出てきましたところから、先ほど申し上げました経費回収率49%、49%から計画どおりにやると1段1段が物すごく大きくなりますので、これは段数を増やして3回に、2段階でなくて3段階にということはしましたけれども、これを期間を延ばしますと到達期間が経営戦略で求めた12年をはみ出してしまいますので、それはできないということでそれが5年では長期になるためという文言でございます。

それと先送りにするとどういった影響が出るかということですが、これは今一般会計から税を主とした一般会計からの繰入金で不足分を賄っておりますので、それが続くそれだけ長く続くということでございますので、利用者の方に御負担をお願いしてこれを早く改善したいということでございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） その12年の縛りというのは分かりましたけれども、これはもう絶対法的にもうずらせないということでよろしいですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 全国の自治体に令和12年までに100%という法的なものがあるかと言われますと、それはないです。町がどう考えるかということです。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） ですから町として、最初のロードマップでは11年までにやろう、そういった答申があったから国の指示があったから遅くとも12年までには100%にしよう、それは分かりますよ。でも今の現状、こう考えたときに当時コロナの話とか、こういった戦争が起きるとか全く想定外だったんですよ。それが今、現実起きてきているそうした中で今の物価高騰、これはちょっとやそつとでは終わらないですよ、多分。そうしたことを考えるとそこはもう一回町で考えてみるということも必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

先ほど申し上げたような点を踏まえまして、計画してまいりましたこの改定年度の令和6年度、これがちょうど物価高騰の時期と重なってしまったということについては、申し訳なく思いますけれども、現在の汚水処理を果たすにも値上げの影響というのが出ております。

例えば、昨年電力料金が高騰したために、9月に補正予算をお願いいたしました。お認めをいただきました。これも一般会計からの繰入金を増額することで代用をしております。繰入れの原資は重ねて申し上げますが、税からの繰入金でございます。これは下水道の恩恵にあずからない方からもいただいております。様々な商品とかサービスの値上げが下水道区域の中にとどまらず外にも及んでおります。

区域の外で今、合併浄化槽を利用されている方の汚水処理費用、下水道に比べて高いほうで、この下水道を利用されている方から頂くこの下水道使用料、これが税の投入によって低く抑えられているということを考えますと、やはり少しでも早く受益者負担の原則に近づくよう、今この時期に改定をお願いしたいと考えております。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

ちょっと話変えます。質問変えます。先ほど平野議員が町民への説明という視点で話があって、最後のところで2,200円と1,100円にするんだよということを説明していきます。という答弁があったんだけど、まさかそれだけじゃないよね、もっとこの答申の附帯のところにもあるんですが、①にあります、使用者の理解が得られるように十分に説明責任は果たすことの附帯で出ています。これに関してじゃどういったことをしていくんだというところをお願いしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

これまでとそれから今後と分けてお話をさせていただきます。まず令和3年9月に汚水処理ビジョンと経営戦略の概要、これをパンフレットにしまして町内に全戸配布をさせていただいております。この中で経営基盤の強化として使用料の改定の方向性を掲載してございます。この中では予定として、先ほどおっしゃっていただきましたとおりに、経費回収率100%を目指して2段階の改定ということ、その時期が令和6年度と令和11年度であることを記載してございます。

次にこれを受けて昨年では4年度に開催をしました、下水道料金等審議会の内容。これにつきましては、第1回から最終の第5回までの資料と会議録を全てその都度ホームページにアップして、特に答申につきましてはホームページ、マスコミへの情報提供によって新聞にも掲載をしていただいております。

この後どうするかということでございますが、仮に議決をいただいたらということでお許しをいただきたいですが、議決をいただいた場合には間をおかず、ホームページ等LINEに掲載をしたいと考えています。

ホームページの内容は改定の背景であるとか、新使用料の適用の時期、改定の前後表、新使用料の料金表、それからお宅の水道使用料の数値を入力すると、自動計算された新料金がすぐ表示されるようなエクセルの計算表、それから改定に係るQ&Aこれらの掲載を考えて

います。

LINEにもお知らせを載せまして、詳しくはホームページへとんでというようなご案内をしたいと考えております。

それから広報よしだへの掲載も考えております。こちらは最初に7月号で大きな記事で改定の背景とか、新使用料の適用の時期、新料金表、改定のQ&Aこれらの掲載を考えています。適用までの期間中にさらに2回ほど広報よしだへ掲載をしたいと考えています。

それから、リーフレット作成をしまして、全戸配布をしたいと考えています。こちらの先ほど、山内議員からのご質問にもありましたけれども、下水道区域と浄化槽区域が分かるようにしまして、下水道についてはこの新使用料の情報、浄化槽については補助制度などを掲載したいと考えています。

それから2か月に一度検針を行っております。その際に検針表水道使用料のお知らせというのを投函しておりますが、この中に令和6年4月から下水道使用料が改定されることを掲載したいと考えています。

これらの方法によりまして、下水道使用料の改定を利用者にはもちろんのことですが、下水道区域の以外の方にも知っていただくよう周知をしたいと考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） ルール説明ありがとうございます。そうした中で利用者利用していない方、町民全体でのそういった説明というのは今の話で分かりますよ。実際にその料金を払っているこの利用者、下水道つないでいるその方々をこう自治会ですとか、町内会別で集まっていたら説明というのは、そうしたこうぱーと広げるだけでは見ていない、見ない、見ないあんたが悪いんだよというわけじゃないかと思えます。そうした実際にそのことに関わる方を集まっていたら説明っていうようなことは一切考えていないということよろしいですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

現時点でこちらから何か説明会をということは予定してございませんが、求めがあれば私も常会とかに出向いて説明は差し上げたいと思っております。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

私はなぜ下水道使用料の値上げが、今なのかということでお伺いします。今回の下水道条例の一部改正ということは、使用料改定方針として吉田町下水道料金等審議会といういただいた資料に明記はされているわけですが、今回の条例の改正によって一般家庭の下水道使用料金が1月約1,000円くらい値上がりするということ、全員協議会で伺ったわけです。

今定例会で上げられたほかの議案、第28号議案、第32号議案というようなものは新型コロナウイルス感染症の影響によって、それぞれ保険税とか保険料の減免ということを行うものであり先ほど可決されたわけです。また、早期議決をいたしましたね、補正予算です。第3号、これには住民税非課税世帯に対しての生活支援特別給付金というものを、国庫支出金にて給付するというものの状況があります。こういうこと、これも可決されたわけですね、こう

というような状況のこの現状で下水道使用料金が値上げされるということは、議決したことに対して逆行しているというか、反対のことをしているのではないかと自分は考えるものですから、住民サービスに対して逆じゃないかなと私はそう考える。

この改正が令和6年4月1日からの施行であるということで、まだ時間があるんですけどもね。それでも今定例会で上程ということで、時期としてももう少し後ろでもいいんじゃないかな、仮に自分が値上げに賛成するに当たっても、今でなくてももう少し後ろでもいいんじゃないかな、というふうに思うんですけども、今定例会での議決を要するという理由をちょっと伺います。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

おっしゃいますように物価高騰のさなかに、使用料改定の時期が重なったことについては申し訳なく思っております。先ほどもちょっと説明をさせていただきましたが、使用料改定、この使用料改定というのは、もともとは総務省から全国の公営企業に対して収支の適正化を目的として策定を求められて、町でも策定をしたその吉田町公共下水道事業経営戦略の中で今、汚水を処理する費用よりも利用者から頂いているこの下水道使用料が少ない、約半分であるということで、不足分、今税収入を主とした一般会計から繰り入れている状況についてこれ改めるとということで、使用料改定していくという取組が示されています。

改定の期間、回数というのはその2回から3回にこう改められておりますけれども、これまで長いこと低い設定のよその市町と比べても低い設定の使用料にとどめていたことで、一般会計から繰り入れというのはずっと続いてきております。この基準外の繰り入れというのを、今後段階的に減らしていくのがロードマップに示したとおり、できるだけ早い時期つまり第1段階としては令和6年度に使用料の改定をする必要があります。

また、もう一つ国土交通省からも、令和7年度までに使用料改定を行わない場合には、国庫補助のあるところの社会資本整備総合交付金の重点配分の対象としないというふうに期限が切られています。今後、これを補助なしで既存の下水道施設に耐震化を施したりということは一般会計にさらに大きな負担を強いることとなります。かといって耐震化をしなければ、利用者の皆様は地震災害のときに損傷を受けて、使用制限がかかるような施設を使い続けていくということになります。これは避けなければならないと思っています。

そこで、利用者の皆様には御理解をいただいて、令和6年度に使用料改定を行いたいと。それから利用者の皆様へ十分な周知期間とシステム改修等に必要な期間を考慮すれば、この6月議会でお認めをいただきたいと思いますというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

下水道使用料、今回上げるという方向というか議案なんですけど、よく言われるのが合併浄化槽を使っている方と話をしたときに、下水道料ってそんなに安いんだ、というような話も聞いてございます。そこで合併浄化槽の維持・管理費と、じゃこの下水道使用料この差がどれくらいあるのかというところで、まず聞きたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

下水道と合併浄化槽の比較ということでございましたので、下水道のほうは料金等審議会モデルとしました4人家族を例とした、全協でも御質問がありまして答えましたが、4人家族を例とした比較で申し上げます。

それから合併浄化槽のほうは人槽が住宅の床面積によって決められております。住宅の床面積が145㎡以下は5人槽、それ以上は7人槽とって人槽が決まっておりますが、等価で合併浄化槽の補助を出しておりますが、大半が5人槽でございますので、ここでは4人家族には大半が5人槽であることと、4人家族には5人槽が妥当と思われるので浄化槽のほうは5人槽の場合で比較をさせていただきます。

浄化槽の維持管理費には法定点検、保守点検費用、清掃費用などがあります。これらは民間業者によるものであってちょっと一律ではございませんので、ここでは国土交通省が発行しています下水道事業における費用効果、分析マニュアルに記載をされています5人槽、年間7万7,000円を用いて比較をします。

これで比較をしますと、下水道のほうは4人家族では2か月に66立米使用の見込みで、現行で3万9,636円、改正後で5万2,910円となります。

ですので、浄化槽利用者と下水道利用者のこの年間の維持管理費の差、現行では合併浄化槽のほうが3万7,364円高い、改正後もまだ2万4,860円高いという比較が出されます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） そうしますと、その差も縮めていくのも今回の値上げにはあるということも、理由として挙げられるということでもよろしいですか。接続区域も決まっちゃってそれ絶対来ないよという地域の方がいるわけですよ。もうその方々は合併浄化槽なりにするしかない、そうしたところの維持・管理費とつないで下水をやっている人たちとのこの差というのは、あまりにもあるというのはよくないと思いますので、そのところはこういった値上げによって、最終的にじゃ令和12年になったときには、どれくらいもう縮んでくるだということの目算というか、そういったものがあるのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

ちょうど議員がおっしゃってくださったようなまさにそういうことです。吉田町では令和8年度までに現行の整備区域を全体計画として、これ以上は管きよの整備区域の拡大はしないということは決めてございます。もう下水道区域かそれ以外かというのはその時点で確定をさせていただきます。

料金等審議会の中でもその合併浄化槽の比較が料金がどうなのか、下水道の今の使用料がどうなんだというようなお話が出ました。同じ町の方が自分の家から出る排水の処理にどれだけの負担をしているか、ということで金額の差が開きがあるということで、審議会の委員も下水道使用料を引き上げるのはやむを得ないというようなことは、そういう意味からも御理解いただいております。合併浄化槽との比較が、その不足は税金から賄っているというような、この2つの理由は御理解いただいていたと思います。

また、議会の皆様には11月に遠藤先生の講演を聞いていただきましたが、その中でもやはり同じ町民が払う汚水処理にかかる経費が、ばらつきがあるのはいかがなものかというお話

もございましたので、その点ではまさに議員がおっしゃるとおりだと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 先ほど回答していただいた中で、吉田町の料金がね安く設定されているってことで、資料を見ますとね令和2年の使用料単価がね、安いほうから4番目になっているけれども、今回これで約月1,000円上がるということになるとね、順番的には値段のそのなに、単価的にはどの辺の位置にいくかそれをちょっと伺いたい。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

議員がおっしゃっているのは、5月22日の全員協議会でお配りした料金等審議会の概要版を御覧になって御質問してくださっていると思います。赤い線で現状の吉田町のところがグラフで示してあります。下から4番目となっております。これが税抜きでは97.8円の料金単価の設定となっております。これを改正しますとおおよそ129円程度になると思っています。そうしますとこのちょうど真ん中あたりの島田市の位置があるのですが、このあたりにいくと思っています。ただほかの市町も今改定の動きがありますので、その後どうなるかというのはあれですが、この表の中では真ん中あたりまでいくというふうに思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑は。

1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） 大石裕之でございます。

今回の上下水道、企業会計ということで私は受益者負担、独立採算制というのは基本だというように思っております。そういった中で値上げの方向性で一般会計からの繰入れを下げていきたいよという中で、税の公平性という意味でもまあしかたないなあというふうに思っております。

ただそういった中で努力としてその経費の削減をね、やっぱりやっていっていただく必要が当然あるかと思えます。値上げをするということをお願いするという意味で、そこもやはり姿勢として必要なかと思えます。固定費等でなかなか大変な部分があるのも承知はしておりますが、その経費の削減の努力について今後どのようなことを具体的に考えていらっしゃるのか、どうなのかということをお聞きしたいと思えます。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

この条例改正案を議会の初日に上程しました際に御説明をさせていただきましたが、今年度取り組む経費節減策として、電気代の節減とそれからマンホールポンプの監視の委託料の節減これがございます。合わせて354万円の経費の節減を令和5年度でいたします。この354万円の経費の削減ですけれども、収入に換算をしました場合に先ほど来申し上げております4人世帯の家庭ですと67軒分約270人の水洗化人口を増やしてその方々が得られる改正後の年間使用料に相当する額となります。ですんで、節減効果は決して小さなものではないというふうに捉えております。

以上です。



○議長（大石 巖君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） 1番、大石でございます。

現状、予定としての削減というのは分かりました。こんな単年度によらずに今後またゆまぬ努力をしていただけるということの理解でよろしいかその確認だけお願いいたします。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

料金等審議会から附帯の意見の中にもそのようなことが求められておりますので、経費の節減については今後も引き続きやっていきたいと考えております。

○議長（大石 巖君） ほかに。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

今、いろいろ聞いていましてね。使用料の比較が出たからあえてお聞きをしますけれども、戦略会議の中に当然下水道、吉田町の下水道、下水道に対しては当然下水道でない区域も含めてね、当然のことだけれども、その中で議論が出ているはずなんですけれども、使用料の問題ではなくて大きな問題は設置費用の問題なんです。維持管理だとかね、浄化センターだとか、その辺の比較とか出なかったのですか。私はこういう設定をと言いますけれどもね、こういう料金の設定というのは一部のためにやるのではなくて全体がどうするか、吉田町全体の問題として捉えるか、当たり前とと思っていますので、その辺でそういう比較検討であるとか、そういうものに関する戦略会議の中では出なかったですか、出ていなかったんですか。もし出ていたとしたらどの程度出ていたか教えていただきたい。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

一部の利用者のためではなく全体のためということであれば、この現状。

料金等審議会でございますので、その設置費用だとかということまでの議論には至っていません。

○議長（大石 巖君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 先ほど経費削減のお話が出ましたのでそこに入っちゃいます。今回の値上げの背景には、15年以上使用料改定を行っていない地方自体には、社会資本整備総合交付金を配付しないとの国土交通省からの事務令だと、先ほど答弁にもありました。それと企業会計として独立採算制の原則の下、経営の健全化のために使用料対象経費は、使用料のみで賄うことを目的として経費100%にすると、経費回収率は100%にするということがございました。

一つ目の個々は、国交省の事務連絡に関しては、少しでも上げりゃ解消できるわけなんで問題は二つ目だと思っています。この経費回収率を100%にするということに関して、大きく二つの方法があって、一つは使用料対象経費を減らす、もう一つは料金収入を増やす、この二つです。

料金収入を増やすには、値上げをするのと水洗化率を上げるという二つの方法がある。そこで経費削減ということについてお伺いしますけれども、先ほども説明がありましたけれども、今期かな今年かな、電力費209万円、ポンプ点検費124万円で4人世帯で64名分の節約を

したということなんですけれども、さらに経費削減を考えていますか、という話を全員協議会でしたところ、現在衛生センターで処理している合併浄化槽の汚泥等を、浄化センターで処理することによって、浄化センターの収入増加を検討しているというお話がありましたけれども、この施策に関してはもう1年くらい前にもそういうお話を紹介していただきました。でこれについて現時点で実現のめどは立っているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

まさに実現に向けて今、検討を進めております。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） これいろいろ問題があるというお話でしたよね、周りに処理の設備投資しなければならん。もう一つは、衛生センターは牧之原との広域でやっている、そういう関係もあっていつぐらいに実現させるつもりですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

整備の方向性の検討等済みしましたら、実施に向けて動き出したいと思えます。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 全協においてもう一つお伺いしたときに、浄化センター委託料に関してです。浄化センター維持管理業務委託を包括民間委託法に変更できないかと考えていたが、物価高騰等の影響等で現時点では実現していない、との答弁をいただきました。これに関し今後どのように進め実現させようとお考えでしょうか。またそれが実現するとすれば、浄化センターの管理委託費はどのくらい削減できるとお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

包括にした場合、どのくらいというような数値はまだ持っておりません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） この令和3年度の実績から、使用料対象経費の30%をこの浄化センター管理委託が占めているわけです。もう一つ大きい委託料が計画策定業務委託料で、令和3年の実績では使用料対象経費のうち約17%を占めておまして、この削減については考えてないのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

この推計の中で計上しましたものは、主にストックマネジメント計画の策定費用の中に入ります。ストックマネジメント計画につきましては、必要な費用であるというふうにご考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） スtockマネジメント計画そのものは、私も必要だというふうにご考えていますけれども、これを全部委託しなければできないものなんですか、という疑問があるわけです。機械に関しては職員の方は熟知されていると思うし、それを何年で導入したかど

のくらい使っているかということも、職員の方は理解されていると思いますので、じゃあ次はこれを直していこうとか。そういうのを職員でつくることはできないのでしょうか。それができればこの委託料というのは、随分減ってくるというふうに考えますがいかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

ストックマネジメント計画を職員で策定するという事は、なかなか難しいものがあります。役場の職員で機械の資格を持っているような者もおりませんし、そこは難しいところがございます。ただ現状、浄化センターのほうの維持管理業者にシステムを入れてもらっております。これまでの点検記録であるとか整備記録であるとかいうのを打ち込んでありますので、次のストックマネジメント計画の策定のときに、それらの履歴を活用することができますので、その分については抑えることができるという仕組みを持っております。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 今までのイメージからすると、そのデータをそっくりコンサルに渡して作ってもらいイメージを持っているのですが、それを職員の中でどうすれば経費削減ができるとおっしゃっているのですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

整備記録等をデータ入力せずにペーパーのまま持ってそれを業者に委託するのと、データに打ち込んで履歴としてデータとしてコンサルタントに提供する、その分では節減ができるということは言っています。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） いろいろと考えていただきたいんですが、要するに経費をどうすれば削減できるのかということ、しっかり考えていただきたいと思います。で要は目的は経費回収率100%にするんだとしたら、両方から攻めていくことが必要だと思っておりますが、今のお話じゃ頭の中ではやりたい、経費削減したいと思っておりますけど、何か体は動きませんと。なかなかめどが立っていない、頑張りますけれどもいつになるか分かりませんというようなお答えしか返ってこない。その中でこういう経費100%。じゃ聞きますが令和12年度に町が目指すのは経費回収率100%を目指すのか、今の現行の使用料を倍にするということが目的なのかどちらが優先なんでしょう。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

目指しておりますのは経費回収率100%のほうでございます。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 私もそう理解しているんですが、そうすると今使用料を上げると、使用料収入を上げるとしたときに、水洗化率は1%ずつ上げていって17年に85%を目指します。今、町としては令和12年度には水洗化率はどこまで持っていく予定ですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

令和12年度は80%ということになります。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） それは今までどおりやればそうなりますという結果だと思うんです。それをより水洗化率を上げる方向に持っていかなければならないのではないかと。先ほど同僚議員が言ってましたけれども、審議会の答申の意見の中には未接続者に対し接続の理解を得る広報活動等の周知に加え、ダイレクトメール送付と一層の接続推進を図られる事業の検討をさらなる接続率向上を目指す、してくださいと、努めることと書いているのですが、これには方針が1%上げる方針なんで、それを変えることは考えてませんと。審議会は頑張れと言っているのだけれども、自分のやり方でやります。という審議会に対する回答でしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

下水道利用者を増やすということができれば、水洗化人口が増えるということになりますので、我々が今取り組んでいる取組としましては、川尻の吉田団地を本年度工事をしまして接続を果たすということを今取り組んでおります。令和6年度には現在、川尻吉田団地にお住いの約140軒の世帯が一度期に下水道利用者として増えるという見込みを持っております。

それから、集合住宅県営吉田団地につきましても、管渠延伸した暁には即接続するという合意をいただいておりますので、県営吉田住宅についても接続を果たす、そうすれば一度期に今お住まいの方全てが一度期に下水道利用者として増えるということになりますので、このような政策を今考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） そういう施策をやることによって、令和12年度には80%ということでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

それに加えまして、現在整備済の区域の方にも個別の通知等差し上げて、接続率の向上を図ってまいります。それからまだ未整備区域についても、整備をしていくということでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） その水洗化率はますます増やしていただきたいと思うんですけれども、やっぱり経費削減がなければ、先ほどの御答弁の中にもありましたけれども、既に物価上昇の影響を受けているとすれば、令和12年度に審議会からの答申は、基本的に今の現行の料金を12年には倍にしなければならない、急に倍にするのは大変だから町民の負担もありますので、6年と9年、3回に分けて段階的に値上げしましょう。で1回目の今回はその3分の1である33%を値上げをやりましょう、というのが今回の答申であり今回の議案だと思うんですが、その前提となるのが経費削減はほとんどやりませんという審議会に出したデータを基にやっているわけです。

加えて100%というのは令和3年度の対象経費と使用料の関係、使用料収入の関係で倍にしなければならない。これ12年に物価上昇の影響を受けてもつと経費が上がれば、今倍の今

回は3分の1と言っているけれども、12年にはもっと上げる必要がある。町の命題が経費回収100%にするのであれば、経費が上がっていけば使用料今の流れでいけば使用料をもっと上げなければいかんということになるんですが、そんなことは起こりませんと頑張りますと、少なくとももっと減らしたいけれども、少なくとも現状は維持します、というようなお考えがあるのかなのか、経費に関してはもう物価上昇のこともあるので、上がるかもしれません、そのときはまた町民の皆さん協力してくださいねというスタンスなのか、どちらなのでしょううか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

経営戦略につきましても料金等審議会につきましても、現時点での目標として令和12年に100%を目指すということは目標として掲げてございますが、料金等審議会からの答申の中には社会情勢等鑑みて、その時点で見直しを図るというようなことも書いてございますので、それは見直しの都度ということになると思います。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 答申の話が出ましたね、また附帯意見についてちょっと話をさせてもらおうと、吉田町公共下水道経営戦略に掲げられた事項にとどまらず、経営の効率化、収入の確保等について不断に務めること、またその内容を町民、使用者に公表するとともに、その成果を今後の下水道使用料に反映させること、いうふうに記載されているわけですがけれども、先ほど町民の皆様はどういう説明をするのかということ、値上げの理由どうやったら支払えるんですか、支払う方法、そこにおいて今お話し説明の中に町の経費削減をどのように図っていくかというお話が先ほど答弁の中にはなかったと思うんですが、町民の皆さんにお話しするときにそういうことも細かくしっかり、今後こういうことをやりますというようなお話しはされるのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

経営の効率化収入の確保等についての内容については実施できるものを公表しまして、またその成果につきましては次回の検討のときに使用料の反映につながるものと考えています。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いをいたします。

反対討論はありませんか。

8番、山内 均君。

〔8番 山内 均君登壇〕

○8番（山内 均君） 8番、山内 均です。

私は令和5年度6月吉田町議会定例会に議案提出されました、第33号議案 吉田町下水道条例の一部を改正する条例の制定について反対討論をいたします。

本議案は吉田町下水道条例、平成4年吉田町条例第31号の第15条、使用料の算定において毎使用料月の使用料の額を改正するものである。この議案は下水道事業の独立採算制に向け

ての水道使用料の改正と理解をしています。内容は第15条の表に示されている使用料の改定であります。一般汚水において基本料金1か月につき、排除汚水量10立米まで料金が910円、超過料金が1か月につき10立米を超え50立米まで1立米につき91円、50立米を超え100立米まで1立米につき100円、100立米を超えるものは1立米につき110円。公衆浴場汚水において基本料金1か月につき、排除汚水量10立米までが料金910円、超過料金1か月につき10立米を超えるものは1立米につき45円の現状があります。

この現状を一般汚水において基本料金1か月につき1,100円、従量使用料1か月につき10立米まで1立米につき31円、10立米を超えるもの1立米につき113円、公衆浴場汚水において基本料金1か月につき1,100円、従量使用料1か月につき10立米まで1立米につき31円、10立米を超えるもの1立米につき56円に改定するものであります。

この条例は令和6年4月1日から施行するとしています。

令和5年度の水道使用料は9,544万円であります。この改定により使用料金の増収は令和6年度の増収は2,000万円、令和7年度以降は3,500万円の増収になることを確認しています。それを加算すれば水道使用料は令和6年は1億1,544万円、令和7年は1億3,044万円となる。

一方、令和5年度吉田町一般会計に関する説明書8土木費、1項4目公共下水道費、27節繰出し金(3)27公共下水道事業繰出し金が5億7,078万円が計上されていることから、令和7年は4億4,034万円が一般会計の繰出しになる。また、改正の目的である水道料金の増収には、水洗化率を上げることが独立採算制の条件であるとも、説明資金を足し全てを下水道へ接続することが求められる。水洗化率を現状と同じ75%程度と見込んだ改正では、接続をしなくてもよいということを容認することになると考える。

下水道による水洗化区域及び浄化槽による水洗化地域が確定した以上、町全体の問題として捉えなければならないと考える。税負担の公平不公平をなくすための、そして住民の人が納得するための抜本的な見直しをするべきだと考える。

以上が第33号議案 吉田町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての反対討論といたします。

○議長(大石 巖君) 反対討論が終わりました。次に賛成討論はありませんか。

10番、八木 栄君。

[10番 八木 栄君登壇]

○10番(八木 栄君) 10番、八木 栄です。

私は第33号議案 吉田町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場にて討論いたします。

下水道事業は下水道使用料でサービスを提供する独立採算制度を原則が前提となっておりますが、現状は一般会計から多額の繰入れがあり運営しています。公共下水道の実施区域以外の方からすれば、税の使い方に不公平感を抱くことを理解できます。こうした不満を解消するためにも、公営企業として独立採算制が求められるわけですが、一気に料金を改定することは使用者の負担が大変大きくなることから段階をおいてその改定とするわけで、3年毎3回での改定であり、今定例会での議決という時期的なものも裏づけがあつてのことです。使用料改定により増額された金額は一般会計からの繰入金金の減額につながり、それが町民サービスに反映されると考えます。これまで下水道使用料は改定されてきませんでした。今回の改定は下水道使用者を含めた吉田町下水道料金等審議会での答申であり、公営企業と

してのあるべき姿に立ち返り、当町の下水道事業の将来を見据えて慎重に審議された結果であることから、第33号議案 吉田町下水道条例の一部を改正する条例の制定に賛成いたします。

○議長（大石 巖君） 賛成討論が終わりました。続いて反対討論はありませんか。  
7番、平野 積君。

〔7番 平野 積君登壇〕

○7番（平野 積君） 私平野 積は、第33号議案 吉田町下水道条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場で意見を述べます。

今回の値上げの背景には、15年以上使用料改定を行っていない地方自治体には社会資本整備総合交付金を配分しないとの国土交通省からの事務連絡と企業会計の独立採算制の原則の下、経営の健全化のために使用料対象経費を使用料のみで補うことを目的として、経費回収率100%を目指すという二つの命題があります。

一つ目の国交省の事務連絡に関しては、幾らかでも料金を改定すれば解消できます。難問は二つ目の独立採算制の原則から経費回収率100%とすることです。今回の値上げ議案の前提となる吉田町下水道料金等審議会からの答申に関して、経費回収率を令和12年度までに、つまりすぐ100%にすることは難しいので、7年間かけて100%とし一般会計からの基準外の繰り入れをなくすこと、これに関しまして私は賛成です。また急激な下水道料金の値上げを抑制するために、令和6年度令和9年度令和12年度の3回に分けて値上げを実施する考えにも同意いたします。

しかし、その値上げが使用料対象経費は年々増加することを前提とした値上げ幅であることに反対します。なぜ使用料対象経費削減を積極的に進めようとしないのでしょうか、経費回収率は使用料収入を、使用料対象経費で除することで求められます。吉田町の経費回収率はここ数年50%前後で推移しています。その経費回収率を上げるためには、分母の使用料対象経費を下げる方法と分子の使用料収入を上げる方法が考えられます。

私は本議案に反対する主たる理由は、今回の値上げ議案が経費回収率向上の手段として、使用料収入の増収を主たる方法とし、分母である使用料対象経費を減らす考えが極めて不明確であること、及び本日の質疑においても経費削減に関する積極的な姿勢が見られなかったことです。

経費回収率を上げるためには、繰り返しになりますが使用料対象経費を減らすことと使用料収入を増やすことが必要です。使用料対象経費を減らすためには町の努力が必要です。水洗化率を上げるには、町の勧誘努力と町民の下水道事業に対する理解が必要です。使用料の値上げに関しては町民が負担増を理解する努力が必要です。町民の皆さんに下水道の経営状況を理解していただき、町と町民が共に努力し下水道事業の経営改善に努めることができるような議案を再上程していただくよう私は強く要望いたします。

加えて、先ほどの賛成討論においては、経費削減に関する見解は述べられておりません。経費削減が図られれば使用料の増加は抑えられます。にもかかわらず、経費回収率100%を目指す方法として明確な使用料対象経費の削減策を示さず、町民の負担増となる使用料値上げによる使用料収入の増収を主たる方法とする町の進め方を認める、という明確な理由をぜひ次の賛成討論で述べる方がいらっしゃれば、述べていただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） それでは賛成討論の方はいますか。

9番、増田剛士君。

〔9番 増田剛士君登壇〕

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

私は第33号議案 吉田町下水道条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場で討論を行います。

本議案の改正案は第15条の使用料の算定が主な議論となっております。区分の変更と使用料の変更の中で特に使用料の値上げについての賛否が問われており、私は値上げやむなしの判断をいたしました。

現在、国内において物価高騰が激しい中での値上げ議論は大変厳しい選択を迫られておりますが、現状の下水道使用料、基本使用料は原価で弱めに安い設定となっております。令和2年度から地方公営企業法を適用し公営企業会計を導入したことにより、公営企業として下水道使用料による自立経営が本来の姿というものになってまいりました。これまで約27年間にわたり使用料は据え置かれ、一般会計からの繰入れによって運営されているといっても過言ではございません。私は受益者負担、一般会計からの繰入れ削減、浄化槽利用者の維持管理費との格差是正、この三つの観点からやむなしと判断いたしました。

下水道使用料は4人家族の例で、月額税込みで1,106円の値上げで4,409円となり、浄化槽維持管理費は、まあこれは民間料金であるため国交省下水道部からの資料ということで先ほど答弁がございましたが、月額税込みで6,416円と聞いております。この金額は民間企業のため、今後さらなる値上げも想定できるのかなとは考えております。

この町内において、先ほど答弁の中にもありましたが、格差があるというのは非常に公平性に欠けるものであると考えております。このことから下水道利用者と浄化槽利用者との格差を縮めることも必要であると考えております。また、多額の一般会計からの繰入れに関しても税負担の公平性を保つためにも、是正していかなければならないと考えております。受益者負担に関しましてはこれまで非常に安価な使用料を維持してきた中で、当局の丁寧な説明が求められます。

来年4月施行までに利用者の理解を得られるよう、様々な手法で説明をしていくということをお願いします。そして、公営企業としてのたゆまぬ経費節減策もちゃんと実施を求めるところで私の意見でございます。また今回の値上げ案につきまして、下水道利用者の方々にお話を聞いたところ、「何もかも値上げで大変だが、まあしょうがないな」という声、「次の選挙が楽しみだな、覚悟してやれよ」という厳しい声もいただきました。私は強い覚悟を持って本議案に賛成いたします。

以上、賛成討論といたします。

○議長（大石 巖君） 賛成討論が終わりました。

ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。起立しない方は反対とみなします。

それでは採決します。



本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大石 巖君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

再開を11時とします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時59分

○議長（大石 巖君） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎議案第35号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第7、第35号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を  
求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定いたしました。

---

◎議案第36号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第8、第36号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を  
求めることについてを議題とします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案については同意することに決定しました。

---

#### ◎議案第37号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第9、第37号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を  
求めることについてを議題とします。  
質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案について同意することに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第38号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第10、第38号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を  
求めることについてを議題とします。  
質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案について同意することに決定をいたします。

---

#### ◎議案第39号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第11、第39号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を  
求めることについてを議題とします。  
これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案について同意することに決定をいたします。

---

#### ◎議案第40号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第12、第40号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を  
求めることについてを議題とします。  
質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案について同意することに決定をいたします。

---

#### ◎議案第41号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第13、第41号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を  
求めることについてを議題とします。  
質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案については同意することに決定しました。

---

#### ◎議案第42号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第14、第42号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を  
求めることについてを議題とします。  
質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案については同意することに決定をいたします。

---

#### ◎議案第43号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第15、第43号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を  
求めることについてを議題とします。  
質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案について同意することに決定をいたします。

---

#### ◎議案第44号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第16、第44号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を  
求めることについてを議題とします。  
質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案については同意することに決定をいたします。

---

#### ◎議案第45号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第17、第45号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を  
求めることについてを議題とします。  
質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案については同意することに決定をいたします。

---

#### ◎議案第46号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第18、第46号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を  
求めることについてを議題とします。  
質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案については同意することに決定をいたします。

---

#### ◎議案第47号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第19、第47号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を  
求めることについてを議題とします。  
これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案については同意することに決定をいたします。

---

#### ◎議案第48号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第20、第48号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を  
求めることについてを議題とします。  
質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案については同意することに決定をいたします。

---

#### ◎議案第49号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第21、第49号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること  
についてを議題とします。  
これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案について、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案については適任とすることに決定をいたします。

---

#### ◎議案第50号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第22、第50号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること  
についてを議題とします。  
質疑を行います。  
質疑はありませんか。



〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり適任とすることに決定をいたします。

---

#### ◎議案第51号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第23、第51号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること  
についてを議題とします。  
これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案に原案のとおり適任とすることに決定をいたします。

---

#### ◎議案第52号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第24、第52号議案 平成5年度地震・津波対策等減災交付金事業  
吉田町役場庁舎エレベータ改修工事請負契約の締結についてを議題とします。  
質疑を行います。  
質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

今回の改修工事において部品の交換だということで、現在使用されている部品が供給が終わってしまうというふうになっています。部品の供給が終わる中で今回の交換が最後となって、今後は部品供給がなくなっちゃうとね、エレベータの故障なんかあったときに、修理ができなくなってしまって、エレベータが機能しなくなる、いうふうに私は考えますがその点についてはどう考えていますか。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

今回、部品の交換するものについては、供給終了する部品を交換するんですけども、それとあわせて、部品を使っている機器、全体をパッケージに取り換えるような形になります。制御盤でいえば制御盤の中の基盤がありまして、それが部品が生産されないと、供給されないということになります。ですのでその制御盤自体を今回、全部取り換えることによって、今、生産している部品を使った機器に入れ替えます。そうすることによって、先ほど議員さん心配されていたように部品がなくなるということはないものですから、まずそれについては今後修繕等ができていくという形になります。

一応メーカーのほうに確認したところ、その部品自体は生産終了してから20年程度は供給はされる、ということになっておりますので、20年後とかまた供給されなくなれば、その時点でまた全体を替えるとか、今度新たにエレベータ自体を取り換えるとか、そういったことを考えなければならぬのですが、今後、今、生産はされておりますのでしばらくは大丈夫だということ考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） そうすると、今回、エレベータが改修工事は初めてだと思うんですけどもね、コンクリートの建物だもので、庁舎は、半永久的にもつて感じで、自分の命は限りあるもので、私が亡くなってからもここはあると思いますけれどもね、そういう中であつとね役場庁舎が使われている間はね、今回部品が供給が終わるといっているけれども、新しいそれに見合った次の部品が、新しくこうできていくものを使っていくもので、別にずーとこまらないという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

今回、部品の交換をしまえば、生産されておりますので、一応その間は大丈夫、生産が終了しても20年程度は供給されるということ聞いておりますので、その間は部品の交換は可能です。ただ庁舎のその20年とかしたときには、古くなっていくと思いますので、そのときにエレベータをどうするかというのは、またその状況を踏まえてその中で考えていくことになるかなと思っています。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（大石 巖君） 日程第25、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合規約第7条の規定によりまして、市長から6人、町長から4人、市議会議員から6人、町議会議員から4人をそれぞれ選出して、計20人をもって組織することとされています。

このたび、市長から選出すべき議員のうち1人、町長から選出すべき議員のうち2人、市議会議員区分から選出すべき議員のうち3人、町議会議員から選出すべき議員のうち2人が欠員となります。その補充のための候補者を募ったところ、町議会議員区分においては選挙すべき定数を超えましたので、投票による選挙を行うものです。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定によりまして、全ての町議会における得票票数により当選人を決定することになりますので、吉田町議会会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

そこでお諮りいたします。

選挙結果については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを広域連合に報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを広域連合に報告することに決定をいたします。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（大石 巖君） ただいまの出席議員数は13名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定によりまして、立会人は1番、大石裕之君、2番、増田伸介君を指名します。

候補者氏名表と投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（大石 巖君） 候補者氏名表及び投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大石 巖君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

お二人の方お願いします。

[投票箱点検]

○議長（大石 巖君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いいたします。

[投票]

○議長（大石 巖君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大石 巖君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番、大石裕之君、2番、増田伸介君開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（大石 巖君） 選挙の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、谷 正君9票、山田厚司君2票、吉川清里君2票、以上のとおりです。

---

#### ◎議員派遣について

○議長（大石 巖君） 日程第26、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第123条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付した「議員派遣の件」のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思えます。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付してあります「議員派遣の件」のとおり派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大石 巖君） 異議なしと認め、議員派遣については、お手元に配付してあります「議員派遣の件」のとおり派遣することに決定をします。

---

#### ◎議会閉会中の継続調査について

○議長（大石 巖君） 日程第27、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によって、お手元に配付しましたとおり議会閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定をします。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（大石 巖君） 以上で、令和5年第2回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長（田村典彦君） 議員皆さんにおかれましては、吉田町下水道条例の改定について、端的に言ってしまうと値上げの問題でございますので、議員の皆様には態度決定を迫られているいろいろと考えられたと、このように思っております。最終的にはやはり使用料に対してやはり一般会計から繰入れすると、企業会計ではあってはならないことでございますので、正常化の方向に一步近づいておると受け取って皆さんに対して感謝申し上げます。

いろいろな意味で、議論が活発でございましたけれども、もう少しほかの議員の皆様それぞれ手を挙げてやっていただければありがたい。

いろいろな問題がございますけれども、様々な議案についていろいろ問題があるような場合は、ほかの議員の皆様それぞれ自分の考えを議場で述べていただければ、またそれも一つの議会の活性化につながるものと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

また、皆さんに会うのは、議会とすれば9月議会でございますけれども、皆様これから時間がございますので、爪を研いで頑張ってくださいようお願い申し上げます。ありがとうございました。

---

#### ◎議長挨拶

○議長（大石 巖君） 本日、ここに令和5年第2回吉田町議会定例会を閉じるに当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、6月1日以来、16日間にわたり諸議案の審議をいただきました。本日ここに全ての議事が終了し、おかげをもちまして閉会の運びとなりました。これも、議員各位の終

始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚くお礼を申し上げます。

最後に、議員各位の、また町当局の皆様の御健勝を心から御祈念申し上げ、誠に意を尽くしません、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上をもちまして、令和5年第2回吉田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時24分